

学 生 生 活

〔学則等諸規則〕

2026年度

別府大学短期大学部

学 生 生 活

学則等諸規則

目 次

沿 革	(1)
別府大学短期大学部における人材養成に関する目的 その他の教育研究上の目的	1
短大教育と教養科目	3
食物栄養科	4
初等教育科	10
専攻科初等教育専攻〈大学改革支援・学位授与機構認定〉	16
教育研究施設	
附属図書館	21
幼児・児童教育研究センター	24
メディア教育・研究センター	26
地域社会研究センター	28
大分香りの博物館	29
学会活動	
児童学会	31
諸規則	
別府大学短期大学部学則	33
別府大学短期大学部学位規程	52
転科に関する規程	54
長期履修学生規程	55
入学前の既修得単位認定の取扱いに関する規程	57
他の短期大学又は大学における授業科目の履修等に関する規程	58
別府大学・別府大学短期大学部学生海外留学規程	59
短期大学又は大学以外の教育施設等における学修の単位認定に関する規程	61
別府大学短期大学部学科履修規程	66
別府大学短期大学部副専攻規程	69
別府大学短期大学部におけるG P A制度の取扱いに関する規程	71
他学科の開講授業科目の受講に関する内規	74
教職課程履修規程	75

初等教育科教職課程履修規程	81
保育士登録資格取得に関する規程	87
栄養士免許証取得資格に関する規程	90
「フードスペシャリスト」資格取得に関する規程	92
専攻科初等教育専攻履修規程	93
専攻科初等教育専攻教職課程履修規程	96
科目等履修生規程	102
特別聴講学生に関する規程	104
研究生規程	105
大学等における修学の支援に関する法律に基づく短期大学部の学修意欲の確認等に関する規程	106
別府大学・別府大学短期大学部の公欠に関する取扱い	110
別府大学・別府大学短期大学部 附属図書館利用内規	113
3ポリシーを踏まえた大学の取組に関する学生との点検・評価会議実施規程	116
学生心得	117
別府大学体育館管理規程	119
別府大学体育館使用規程	121
別府大学サークルハウス運営規程	122
別府大学サークルハウス使用規程	123
学生寮規	125
学年暦	130

沿 革

- 明治41年 4月 豊州女学校を開設
- 昭和28年 4月 自由ヶ丘保育専門学院を設置
理事長・院長 佐藤義詮
- 昭和29年 2月 別府大学短期大学部（商科・生活科）を設置
初代学長 佐藤義詮
- 4月 生活科が栄養士養成施設に指定される
- 昭和32年 3月 自由ヶ丘保育専門学院を自由ヶ丘幼稚園教員養成所と目的および校名を改める
- 昭和37年 4月 初等教育科を増設
- 昭和38年 3月 自由ヶ丘幼稚園教員養成所を廃止
- 昭和39年 4月 英文科を増設
- 12月 初等教育科が保母養成施設として指定される
- 昭和43年 4月 英文科を英語科と名称変更
- 昭和51年 4月 商科を商経科と名称変更
- 昭和54年 5月 体育館完成
- 昭和56年 4月 別府大学短期大学部幼児児童教育研究センター設置
- 7月 サークルハウス完成
- 昭和59年10月 第二代学長に西村駿一就任
- 昭和61年11月 学園創立80年記念式典を挙行
大学本館(図書館・研究室・管理部門)完成
- 12月 第二代理事長に西村駿一就任 学長兼任
- 昭和62年 3月 別府大学駅開業
- 12月 米国カリフォルニア州サンノゼ市に国際教育研究センター設置
- 昭和63年11月 武道館完成
- 12月 研究棟完成
専攻科福祉専攻を設置
専攻科福祉専攻棟完成
- 平成 元年12月 生活科に食物栄養専攻と生活文化専攻の専攻課程を設置
- 平成 2年 9月 体育館完成
- 平成 4年10月 別府大学短期大学部大分校舎開学
- 12月 短期大学部専攻科福祉専攻が学位授与機構に認定
- 平成 5年 1月 放送大学と単位互換協定締結
- 4月 第三代学長に野中卓就任
- 平成 6年 4月 生活科生活文化専攻を生活文化科に改組
- 10月 湯布院教職員研修所開設
- 平成 7年 1月 生活科食物栄養専攻を食物栄養科に改称
- 4月 別府市国際交流会館完成
- 4月 宇佐教育研究センター完成
- 6月 大分校舎セミナーハウス完成

- 平成 7年10月 別府大学文化ホール完成
 12月 専攻科商経専攻および初等教育専攻を設置
- 平成 8年 1月 短期大学部専攻科商経専攻が学位授与機構に認定
- 平成 9年 2月 30号館竣工
 4月 第四代学長に西村駿一就任
 5月 学校法人名変更 学校法人佐藤学園を学校法人別府大学に変更
- 平成10年 2月 短期大学部専攻科初等教育専攻が学位授与機構に認定
 4月 別府大学日田歴史文化研究センター完成
 5月 学校法人別府大学創立90周年記念式典を挙行
 10月 学校法人別府大学と学校法人明星学園との合併
- 平成11年 3月 別府大学歴史文化総合研究センター完成
 10月 英語科を英語コミュニケーション科に名称変更
- 平成12年12月 商経科と生活文化科を改組し、経営情報文化科を設置
- 平成13年 1月 剣道場完成
 4月 第五代学長に田中恒治就任
- 平成14年 7月 商経科を廃止
 12月 生活文化科を廃止
- 平成16年 4月 保育科・地域総合科学科を開設
- 平成18年 3月 経営情報文化科・英語コミュニケーション科を廃止
 4月 食物栄養科定員増（30人⇒50人）
 10月 別府大学メディア教育・研究センター完成
- 平成19年11月 大分香りの博物館開館
- 平成20年 5月 学校法人別府大学創立100周年記念式典を挙行
 5月 2号館竣工
 11月 第三代理事長に日高紘一郎就任
- 平成22年 4月 第六代学長に金子進之助就任
- 平成25年 6月 別府大学短期大学部創立60年記念式典を挙行
- 平成26年 4月 第七代学長に野村正則就任
- 平成27年 3月 地域総合科学科を廃止
 4月 第四代理事長に二宮滋夫就任
- 平成29年 4月 第八代学長に仲嶺まり子就任
- 平成30年 2月 別府大学ファンヴィレツヂ寮竣工
 3月 保育科を廃止
 11月 学校法人別府大学創立110周年記念式典を挙行
- 平成31年 2月 別府大学剣志寮竣工
 3月 専攻科福祉専攻を廃止
- 令和 3年12月 別府大学創立70周年記念式典
- 令和 5年 4月 第九代学長に友永植就任

国際交流締結状況

- 昭和58年 7月 米国ハワイ大学と姉妹校提携
- 昭和59年 6月 中国四川外語学院と姉妹校提携
- 昭和63年 5月 米国カリフォルニア州立デアンザ大学と姉妹校提携
- 平成元年 6月 大韓民国信一専門大学と姉妹校提携
- 平成 6年 1月 大韓民国学校法人東宇学園と姉妹校提携
- 平成 7年 5月 景文工商短期大学と姉妹校提携
- 12月 釜山経商専門大学との教育、学術研究、文化の交流に関する協定書締結
- 12月 東萊女子専門大学との姉妹校提携
- 平成 8年 3月 大慶専門大学との姉妹校提携
- 11月 馬山専門大学との教育、学術研究、文化の交流に関する協定書締結
- 平成 9年 7月 別府大学短期大学部と大邱産業専門大学との教職員および学生の交換・交流に関する協定書締結
- 8月 別府大学短期大学部と中華民国崇右企業専科学校との姉妹校提携に関する覚書締結
- 11月 別府大学短期大学部と漢拏専門大学との姉妹校提携協定書の締結
- 平成10年10月 別府大学短期大学部と聖徳大学との教育、学術研究、文化の国際交流に関する協定書の締結
- 平成12年 2月 学校法人別府大学と学校法人東西学園との交流に関する協定書の締結
- 2月 別府大学・別府大学短期大学部と東西大学校・慶南情報大学との教職員および学生の交流に関する覚書の締結
- 平成14年 5月 学校法人別府大学と建陽大学校との交流に関する協定書の締結
- 別府大学短期大学部と建陽大学校との教職員および学生交流に関する覚書の締結
- 学校法人別府大学と安東科学大学との交流に関する協定書の締結
- 別府大学短期大学部と安東科学大学との教職員および学生交流に関する覚書の締結
- 平成15年 7月 別府大学短期大学部と漢陽女子大学との交流に関する協定書の締結
- 平成16年 3月 学校法人別府大学と浦項1大学との交流に関する協定書の締結
- 平成17年 1月 別府大学短期大学部と東元大学との教職員および学生交流に関する覚書の締結
- 4月 学校法人別府大学、別府大学・別府大学短期大学部と学校法人又松学園、又松大学校・又松情報大学・又松工業大学との教職員および学生の交流に関する覚書の締結
- 9月 学校法人別府大学・別府大学短期大学部と大韓民国学校法人ハンビョル学塾・大邱科学大学との教職員および学生の交流に関する覚書の締結
- 10月 別府大学短期大学部と韓国東義科学大学との教職員および学生の交流に関する覚書の締結
- 平成18年12月 学校法人別府大学、別府大学・別府大学短期大学部と大韓民国安山工科大学との教職員および学生の交流に関する覚書の締結（平成23年5月1日より新安山大学校に校名変更）
- 平成19年12月 学校法人別府大学と大韓民国永進専門学校との交流に関する協定書の締結
- 平成20年 4月 別府大学短期大学部とフランス共和国パリ第12大学・クレティユ国立教員養成所との教職員および学生の交流に関する覚書の締結

- 平成24年 1月** 学校法人別府大学と漢陽女子大学との交流に関する協定書の締結
別府大学短期大学部と漢陽女子大学との教職員及び学生の交流に関する覚書の締結
- 平成25年11月** 学校法人別府大学と大韓民国学校法人阜雲学園との交流に関する協定書の締結
別府大学・別府大学短期大学部と水原大学校との教職員及び学生の交流に関する覚書の締結
別府大学・別府大学短期大学部と水原科学大学校との教職員及び学生の交流に関する覚書の締結
- 平成26年 9月** 学校法人別府大学と大韓民国真景女子高等学校との交流に関する協定書の締結

別府大学短期大学部における人材養成に関する目的
その他の教育研究上の目的

別府大学短期大学部における人材養成に関する目的 その他の教育研究上の目的

本学の建学の精神である「真理はわれらを自由にする」に基づき、人間教育を基礎として人格の陶冶に努めるとともに、実際に即した専門的教育を行い、もって国家・社会の発展に寄与することができる有能な人材を育成することを目的とし、次の目標をかけた教育研究活動を推進する。

- 一 創造性豊かな優れた人間性の育成に努める。
- 二 専門知識と能力を備えた職業人として、社会の発展を担う人材を育成する。
- 三 地域社会ならびに国際社会で活躍できる能力を備えた人材を育成する。
- 四 地域にある短期大学として特色のある教育研究を推進する。

また、学科及び専攻科の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的を次のとおり定める。

1. 食物栄養科

食物と栄養・健康における教育研究と人間教育を通じて、栄養学に関する専門的な知識・技能を生かしながら社会全体の生活の質や福祉の向上に貢献できる人材を養成することを目的とする。

2. 初等教育科

教育・保育における教育研究と人間教育を通じて、教育学に関する専門的な知識・技能を生かしながら社会全体の生活の質や福祉の向上に貢献できる人材を養成することを目的とする。

3. 専攻科初等教育専攻

初等教育に関する専門的な教育研究と人間教育を通じて、教育理論に基づいた高度な知見と実践力により教育的課題の発見と解決に貢献できる人材を養成することを目的とする。

教 養 科 目

食 物 栄 養 科

初 等 教 育 科

専攻科初等教育専攻

青春を燃やせ！

—— ひたすらな生き方を ——

学生時代は人生の開花期である。まさに生命の花開き、夢と希望と不安をないまぜたもっとも多感な時期であり、自由を求めて飛翔することを試みる時期である。

ところで、本当に人が自由であるのは、自然の法則、摂理の中にかかされているときであろう。「真理はわれらを自由にする」という建学の精神は、人間として高度の自由を得るために、人生・社会の真理を求めるひたすらな生き方を諸君に期待している。

真に自由を得るために、真理を求めて、各自がそれぞれの青春を力いっぱい燃やして欲しい。

短大教育と教養科目

短期大学制度は戦後の教育改革の一環として、1950年、当初、四年制大学が完備するまでの、暫定的な教育機関として発足した。これを受け、本学園にも1954年別府大学短期大学部が設置された。

短期大学は1964年恒久的な教育機関として認められると、職業教育・実学に重きを置いた目的とも相まって、資格・免許の取得や、専門的な知識や技術の修得の場として、女子高等教育の中核的役割を担う教育機関として完全に定着した。しかし今、女子学生の四年制大学志向が強まり、短大教育のあり方が再び問われている。

大学の教養科目は、生涯学習の礎と豊かな教養を身につける目的で開設されている。一方、短大では短期間に、資格や免許等専門性を身につけるための専門科目に大半の授業時間が当てられ、教養科目にあまり重きが置かれていなかった。

しかし、今日のように、社会教育力や家庭教育力の低下に加え、高卒者のほぼ半数が、大学などに進学してくる時代になると、専門的知識や技術を修得する以前に、社会人としての基本的なマナーや、道徳観、対人関係の良識等を学ぶ必要性も生じてきた。

このような時代の流れや社会のニーズに応じて、時代に即応した科目をうち立て、同時に普遍の真理を追究していけるような教育の場が短大の教養科目が担う役割であろう。

本学の建学の精神に「真理はわれらを自由にする」と唱われているが、真理とは何だろうか。自由とは…自己責任とは…社会で生きるとは…自分らしく生きるとは…人間らしい生き方とは…。新入生諸君は今までに、このようなことを考えてきただろうか。大学ではこのようなことも考え、書物の中に、教師や友との語らいの中に探究して欲しい。

人間は、意識しないと今まで経験してきた最も安易な道を歩もうとする。目の前に未経験の真実があっても、意識しない人間は気が付かない。現状に疑問を抱かない人間に、真の現実は見えてこない。今まで当たり前とってきたこと、常識とってきたことが、本当に当たり前なのか、本当に常識なのか…。自分の経験した範囲の物の見方・考え方から、書物や語らい、体験などを通して、視点や思考を拡大し、転換し、真実を見ようとする目を養って欲しい。真理は、本当に真実を求めようとする人にしか求められない。

本学で開講される主な教養科目は以下の通りである。

哲 学 入 門	物 理 学 基 礎	数 学 基 礎 I
心 理 学 入 門	基 礎 演 習	アルゴリズムとプログラミング
文 学 入 門	進 路 指 導 I ・ II	データサイエンス基礎
法 学 (日 本 国 憲 法)	英 語 コミュニケーション I ・ II	データエンジニアリング基礎
生 物 学 基 礎	韓 国 語 I ・ II	A I 基 礎
化 学 基 礎	ス ポ ー ツ と 健 康	地域社会フィールドワーク演習
地 域 社 会 論	体 育 実 技 I	海 外 語 学 研 修 1 ・ 2
芸 術	健 康 科 学 概 論	グ ロー カ ル と 文 化
現 代 社 会 論	フ ィ ッ ト ネ ス	災 害 支 援 と 防 災 対 策
大 学 史 と 別 府 大 学	情 報 リ テ ラ シ ー	海 外 短 期 語 学 研 修
統 計 学 I	数 理 ・ データサイエンス入門	

食物栄養科

歴 史

食物栄養科は昭和29年に生活科として発足、同時に九州初の栄養士養成施設として認可を受けた。昭和38年には生活科の中に家政コースを新たに設け、平成元年食物栄養専攻と生活文化専攻に専攻分離したのち、平成7年に食物栄養専攻を食物栄養科に改称した。以来今日まで、栄養士養成校として、地域社会の担い手となる人材の育成に努めてきた。

卒業生は、栄養士として県内外の医療施設、社会福祉施設、保育所等の児童福祉施設、学校、事業所で活躍する一方、食の専門家として地域社会の教育・文化の振興に貢献している。

特 色

本科では、九州初の栄養士養成施設校として数多くの卒業生を輩出してきた実績と伝統を土台に、栄養学の基礎や人体の仕組みと栄養との関係、病気の状態に応じた栄養・給食管理、食品、調理等に関する分野を幅広く学び、「調理のできる栄養士」の養成を目指している。そのために、授業時間外を利用して学生自らが時代に見合った研究課題を見つけ研究会活動が展開できるよう支援し、子育て支援や食育活動など、地域と連携した教育活動を積極的に実践している。また、調理の基礎から応用まで細やかな指導を行うことにより、一人ひとりの技量に磨きをかけ、本格的な料理ができる栄養士を目指している。さらに、平成14年度に新たに食物栄養科学部が大学に発足したことにより、管理栄養士を希望する学生は本科で2年間の学習の後、4年制への編入の道も開かれている。

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針・学修成果の目標）

食物栄養科は、本学の定める課程を修了し、「教養」、「専門力」、「汎用力」の3つの力を身につけたと認められる学生に短期大学士（栄養学）の学位を授与する。学修にあたっては、建学の精神「真理はわれらを自由にする」に基づき、学問を通して真理を探究し、確かな知識を修得することによって、独立した主体的な人間となることを基本的な目標とする。

1. 教養（人間性の形成に資する幅広い知識、技能）

- (1) 短期大学の教育に必要な知識・技能と思考力・判断力・表現力などの基礎的な教養を身につけ、建学の精神及び教育目的・教育目標等を理解している。
- (2) 人間の探究や自然の摂理、社会の文化などの基礎的教養を身につけている。
- (3) 情報処理や外国語などの基本的なリテラシーを身につけている。
- (4) 運動と健康維持・増進などの活動を実践する基本的な技能を身につけている。
- (5) 専門分野の学修を通じて、人間や社会、自然等についての基本的教養を身につけている。

2. 専門力（専門に関する基本的な知識、技能）

<社会的意義> 食物と栄養・健康に関する知識や技術の社会的な意義や、食物と栄養・健康に関する知識や技術を学ぶことによって社会でどのような役割を担うことが期待されているかを明確に理解している。

<職業生活で評価される能力> 食物と栄養・健康に関する専門教育を通して、職業生活等で評価される能力として、特に栄養管理や給食管理、調理の能力を修得している。

- (1) 社会生活と健康について基礎的な知識を修得している。

- (2) 人体の構造と機能についての基礎的な知識とそれに関する実験の技能を修得している。
- (3) 食品と衛生についての基礎的な知識とそれに関する実験の技能や調理技術を修得している。
- (4) 栄養と健康についての基礎的な知識とそれに関する実験の技能や調理技術を修得している。
- (5) 栄養の指導についての基礎的な知識とそれに関する実践的な技術を修得している。
- (6) 給食の運営についての基礎的な知識とそれに関する実践的な技術を修得している。

3. 汎用力（社会で活躍できる汎用性のある能力）

(1) 思考力

論理的に考え分析する能力、常に自らの学びを省察し課題を見つけて改善することができる能力を身につけている。判断力、創造力、企画力などを含む。

(2) 実行力

組織での活動においてリーダーシップを発揮するとともに、他者と協調しながら目標を達成する力を身につけている。主体性、協働力、傾聴力などを含む。

(3) 表現力

自分の考えを的確かつ巧みに文章或いは口頭で表現することができる。場面にふさわしい言葉遣いやマナー、振る舞い、豊かなコミュニケーション力を身につけている。発信力、日本語力、外国語力などを含む。

(4) 情報力

国内外の動向や問題に幅広い関心を持ち、図書やICT機器を用いて必要な情報を収集できる力を身につけている。情報収集分析力、PCスキルなどを含む。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

食物栄養科は、ディプロマ・ポリシーに示された学修成果（到達目標）を身につけるために必要な教育課程を体系的・階梯的に編成する。教育課程の編成は、学修成果（到達目標）を適切に分類した科目区分を設け、その科目区分に応じた科目を設定することを基本とする。必ず学修すべき内容を扱う科目は必修とし、科目の内容に応じて講義・演習、実験・実習の構成により理論的かつ体系的に学修できるよう履修形態等を工夫する。教育指導にあたっては、建学の精神「真理はわれらを自由にする」に基づき、学生が学問を通して真理を探究し、確かな知識を修得することによって、独立した主体的な人間となることを基本的な目標とする。

1. 教養科目

ディプロマ・ポリシーの「教養」に示された学修成果（到達目標）に対応して、以下の科目区分と科目をおく。

- (1) 短期大学の教育に必要な知識・技能と思考力・判断力・表現力などの基礎的な教養を身につけ、建学の精神及び教育目的・教養目標等を理解するために「基礎演習」を置く。
- (2) 人間の探求や社会の文化、自然の摂理などの基礎的な教養を身につけるために、人文科学や社会科学、自然科学の科目を置く。
- (3) 情報処理や外国語などの基本的なリテラシーを身につけるために、情報処理や語学の科目を置く。
- (4) 運動と健康維持・増進などの活動を実践する基本的な技能を身につけるために、保健体育の科目を置く。

2. 専門科目

ディプロマ・ポリシーの「専門力」に示された学修成果（到達目標）に対応して、以下の科目区分を置き、それぞれの科目区分の要請する内容を偏りなく包含する諸科目を設定する。なお、食物と栄養・健康に関する知識を学修することの社会的意義に関しては教養科目の「基礎演習」で扱い、職業生活で評価される能力に関しては全ての専門科目で分担して扱う。

- (1) 社会生活と健康
- (2) 人体の構造と機能
- (3) 食品と衛生
- (4) 栄養と健康
- (5) 栄養の指導
- (6) 給食の運営
- (7) 関連科目

3. 専門科目、教養科目の共通事項

(1) 授業の内容・方法

- ① ディプロマ・ポリシーの「汎用力」に示された学修成果（到達目標）については、それを計画的に身につけることができるよう、専門科目、教養科目の全科目が学修成果（到達目標）を分担し合い、授業内容・方法を工夫する。
- ② 能動的学習、体験的学習、授業時間外学習を充実させるなど、大学教育の質的転換に向けた授業内容・方法を重視し、取り入れる。

(2) 初年次教育

多様な新入生全員が、学修意欲を沸き立たせ、自ら人間関係を築き、学修計画を立て、主体的な学びを実践できるようにするために、入学前講座から始め、新入生オリエンテーション、履修登録方法説明会、そして基礎演習を体系的、階梯的に配置する。これらの初年次教育の実施により、短大教育への円滑な移行を図る。

(3) キャリア教育

① 社会人として働くための力

社会人として働くためには、失敗しても粘り強く取り組む力、自律的に考えて判断する力、組織内外のさまざまな人たちと協調する力が必要である。そのために教養科目と専門科目を通じて身につけるとともに、キャリア教育コア科目として、基礎演習、進路指導Ⅰ、進路指導Ⅱを配置する。また、就職ガイダンスを3回（1年次2月、2年次4月、9月）実施する。

② 専門職として働くための力

食物と栄養・健康に関する専門職として働くためには、仕事に対する使命感や誇り、対象者に対する責任感といった食物と栄養・健康に対する強い情熱、対象者に対する理解力と指導力、集団を生かす力、豊かな人間性や社会性、常識と教養といった総合的な人間力が必要である。そのために教養科目と専門科目を通じて身につけるとともに、キャリア教育関連科目として、校外実習を配置する。

(4) 資格科目

① 栄養士免許

栄養士法（昭22年法第245号）および栄養士法施行規則（昭23年厚生省令第2号）に

に基づき、別府大学短期大学部として「学則」及び「栄養士免許証取得資格に関する規程」を定め、栄養士法施行規則第9条の別表第1における「社会生活と健康」、「人体の構造と機能」、「食品と衛生」、「栄養と健康」、「栄養の指導」、「給食の運営」の教育内容ごとに適正に栄養士免許証取得資格に関する授業科目を配置する。

② 中学校教諭二種免許状（家庭）

教育職員免許法及び同施行規則に基づき、別府大学短期大学部として「学則」及び「教職課程履修規程」を定め、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」の科目区分ごとに、適正に教職課程科目を配置する。

③ 栄養教諭二種免許状

教育職員免許法及び同施行規則に基づき、別府大学短期大学部として「学則」及び「教職課程履修規程」を定め、「栄養に係る教育に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」の科目区分ごとに、適正に教職課程科目を配置する。

④ フードスペシャリスト資格

日本フードスペシャリスト協会におけるフードスペシャリストの養成校として「学則」及び『「フードスペシャリスト」資格取得に関する規程』を定め、必修科目として「フードスペシャリスト論」、「食品の官能評価・鑑別論」、「食物学に関する科目」、「食品の安全性に関する科目」、「調理学に関する科目」、「栄養と健康に関する科目」、「食品流通・消費に関する科目」、「フードコーディネータ論」、選択科目として「フードスペシャリスト資格に相当とされる科目（自由認定単位）」を科目区分ごとに適正に配置する。

(5) 学修成果（到達目標）の達成度の評価

- ① 評価は、多様な観点からの評価を行うために、各到達目標ごとに期末試験、課題レポート、実習日誌、プレゼンテーション、グループワーク、模擬授業等の複数の評価対象を用いて評価を行うことを原則とする。
- ② 学生の授業時間外の学修時間の確保と文章理解・作成能力の育成のために、期末試験、中間レポート、期末レポートの内2つ以上を評価対象に含める。
- ③ 学生が各教科目の見通しをもって授業に臨めるように、また評価の公平性・公正性を確保するために、評価対象、評価方法等の評価方針やそれらの評定における割合、また詳細な評価基準がある場合にはそれも含んで、各教科目のオリエンテーションにおいてシラバス等で明確に示す。
- ④ 学生が各教科目での自己の学修を振り返り、また次の学修目標を設定できるように、期末試験、課題レポート等の各教科目における学修成果物については、学生に必ず返却する。

研究活動

本科の研究会活動の名称を「もぐもぐハッピーサークル」とし、子どもの食と栄養研究会、食事療法研究会、調理・食品加工研究会、食の科学研究会の4つの部門に分けて、それぞれの研究会に所属する教員の指導の下、専門性を生かした活動をしている。

子どもの食育だけでなく、若者世代、中高年、シニア世代、傷病者を対象とした食育活動を展

開し、大分県の地産地消を大切に、これまでの食文化を伝承するとともに、新しい調理・加工食品の研究・開発を促進することを目標としている。このような活動を通して、食のスペシャリストである栄養士として、地域に貢献できる実行力のある栄養士を養成する。

進路指導

進路指導Ⅰ・Ⅱの科目を開講し、履歴書の書き方、面接対応、接遇・マナー、一般教養科目の強化特訓などを実践し、就職活動に役立てている。就職担当、クラス担任を中心に個人にあった細やかな就職指導をしているため、保育園や認定こども園、給食受託会社、病院、福祉施設などへの就職率が高い。県内には多くの卒業生が活躍しており、就職後適切なアドバイスを受けることができる。また本科では、卒業後のアフターケアとして管理栄養士国家試験対策講座や「おおいた栄養コミュニティ・カレッジ」などの卒業後教育研修会を開催している。さらに、本学4年制の食物栄養科学部への編入を目指している学生には、受験指導も行っている。

教育の概要

食物栄養科は教養科目と、栄養士法および栄養士法施行規則に定められた専門科目を履修し単位を修得すれば栄養士資格が取得できる。その他に、所定の科目の単位を修得すれば、中学校教諭二種免許（家庭）、栄養教諭二種免許の取得、及びフードスペシャリストの受験資格取得が可能となる。

専門科目

社会福祉概論	基礎栄養学	基礎調理
健康管理概論	臨床栄養学総論	調理実習Ⅰ
公衆衛生学概論	臨床栄養学各論	調理実習Ⅱ
解剖生理学	応用栄養学	子どもの食と栄養
生化学	臨床栄養学実習	フードマーケティング論
解剖生理・生化学実験	応用栄養学実習	フードスペシャリスト論
運動生理学	栄養教育論	フードコーディネーター論
医学概論・臨床医学入門	栄養教育論実習	生活経営
食生活論	栄養カウンセリング論	被服学
食品学	栄養カウンセリング実習	住生活学
食品学実験	公衆栄養学総論	保育学
食の安全と鑑別	給食計画・実務論	学校栄養指導論
食品加工学	給食経営管理実習Ⅰ	AI・データサイエンス実践
食品加工学実習	校外実習事前事後指導	ゼミナールⅠ
食品衛生学	給食経営管理実習Ⅱ	ゼミナールⅡ
食品衛生学実験	調理学	

免許・資格

栄養士免許

フードスペシャリスト（受験資格）

中学校教諭二種免許状（家庭）

栄養教諭二種免許状

アドバイス・コーナー

栄養士法で、「栄養士とは、都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者」と定められており、栄養学に基づいて、栄養バランスの取れたメニュー（献立）の作成や調理方法の改善等、栄養面から健康な食生活のアドバイスを行う仕事である。活躍する場は病院、社会福祉・介護施設、児童福祉施設、事業所等、幅広くバラエティに富んでおり、健康や食の安全、食育に関心が高まっている時代の中、健康増進や栄養教育の面からサポートできる栄養士が求められる。

本科では、栄養士免許とあわせて、教員免許（中学校教諭二種（家庭科）、栄養教諭二種）の取得が可能であり、将来のキャリアにおいて可能性が広がる。教育現場で教員として活躍する道も選択できる他、栄養士としての専門知識に「教育力」が加わり、栄養士としての専門性をさらに高めることができる。

将来、どの分野で活躍する栄養士になりたいのかを1年生の時から明確にし、目標に向かって積極的に知識・技術の修得に努めるとともに、学生生活を通して、相手の立場に立ち、相手を思いやる気持ちを大切にして、豊かな人間性を育てていただきたい。

初等教育科

歴 史

初等教育科は、昭和37年4月に設置された。さかのぼって、昭和28年3月に創設された保育専門学院や、昭和32年3月に併設された幼稚園教員養成所は、初等教育科の前身であり、実に半世紀以上の歴史を持つことになる。平成29年4月には、大分キャンパスの保育科を統合し、教育・研究のさらなる充実を図っている。卒業生も1万人を超え、県内外を問わず、小学校、幼稚園、保育所やその他の児童福祉施設、社会福祉施設に勤務し、教育分野、福祉分野に大きく貢献している。

特 色

将来、有能な教育者や保育者として必要な資質を形成するために、特に明るく健康で、行動力、指導力に富む学生を養成し、同時に、真に子どもを理解し、愛情ある指導や教育ができるよう、必要な専門分野の教科目に多くの時間をさいて実力を養成することに努めている。専門教科を修得することはもちろん、自己の人間形成が豊かにできるよう諸活動への積極的な参加をすすめている。

また、同じキャンパスに専攻科初等教育専攻（2年課程）が設置されている。この専攻科では教育分野における専門性をさらに深めることが出来るため、毎年多くの学生が進学している。

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針・学修成果の目標）

初等教育科は、本学の定める課程を修了し、「教養」「専門力」「汎用力」の3つの力を身につけたと認められる学生に、短期大学士（教育学）の学位を授与する。学修にあたっては、建学の精神「真理はわれらを自由にする」に基づき、学問を通して真理を探究し、確かな知識を修得することによって、独立した主体的な人間となることを基本的な目標とする。

1. 教養（人間性の形成に資する幅広い知識・技能）

- (1) 短期大学の教育に必要な知識・技能と思考力・判断力・表現力などの基礎的な教養を身につけ、建学の精神及び教育目的・教育目標等を理解している。
- (2) 人間の探究や自然の摂理、社会の文化などの基礎的教養を身につけている。
- (3) 情報処理や外国語などの基本的なリテラシーを身につけている。
- (4) 運動と健康維持・増進などの活動を実践する基本的な技能を身につけている。
- (5) 専門分野の学修を通じて、人間や社会、自然等についての基本的教養を身につけている。

2. 専門力（専門に関する基本的な知識・技能及び態度）

<社会的意義>

教育学のもつ社会的な意義や、教育学を学ぶことによって現代社会の中でどのような役割を担うことが期待されているかを明確に理解している。

<職業生活で評価される能力>

教育学の専門教育を通して、職業生活で評価される能力として、特に教育・保育に対する強い情熱、確かな指導力と総合的な人間力を身につけている。

- (1) 教育・保育に必要な教科・保育内容に関する知識・技能を修得している。
- (2) 教育・保育の本質や目的、基礎理論や教職の意義を修得している。

- (3) 教育・保育の対象である子どもの成長・発達、保健、栄養、そして家庭での生活などの知識・技能を修得している。
- (4) 教育・保育の指導内容や指導方法に関する知識・技能と思考力・判断力・表現力を修得している。
- (5) 教育・保育の実際のある場である園・学校及び施設での実習により、知識・技能と思考力・判断力・表現力の総合的に修得している。
- (6) 教育・保育におけるさまざまな資質能力を、有機的に統合・形成し、専門職としての職業生活を円滑に始めることができるように修得している。

3. 汎用力（社会で活用できる汎用性のある能力）

(1) 思考力

論理的に考え分析する能力、常に自らの学びを省察し課題を見つけて改善することができる能力を身につけている。判断力、創造力、企画力などを含む。

(2) 実行力

組織での活動においてリーダーシップを発揮するとともに、他者と協調しながら目標を達成する力を身につけている。主体性、協働力、傾聴力などを含む。

(3) 表現力

自分の考えを的確かつ巧みに文章或いは口頭で表現することができる。場面にふさわしい言葉遣いやマナー、振る舞い、豊かなコミュニケーション力を身につけている。発信力、日本語力、外国語力などを含む。

(4) 情報力

国内外の動向や問題に幅広い関心を持ち、図書やICT機器を用いて必要な情報を収集できる力を身につけている。情報収集分析力、PCスキルなどを含む。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

初等教育科は、ディプロマ・ポリシーに示された学修成果（到達目標）を身につけるために必要な教育課程を体系的・階梯的に編成する。教育課程の構成は、学修成果（到達目標）を適切に分類した科目区分を設け、その科目区分に応じた科目を設定することを基本とする。必ず学修すべき内容を扱う科目は必修とし、科目の内容に応じて講義、演習及び実習の構成により理論的かつ体験的に学修できるよう履修形態等を工夫する。教育指導にあたっては、建学の精神「真理はわれらを自由にする」に基づき、学生が学問を通して真理を探究し、確かな知識を修得することによって、独立した主体的な人間となることを基本的な目標とする。

1. 教養科目

ディプロマ・ポリシーの「教養」に示された学修成果（到達目標）に対応して、以下の科目区分と科目を置く。

- (1) 短期大学の教育に必要な知識・技能と思考力・判断力・表現力などの基礎的な教養を身につけ、建学の精神及び教育目的・教育目標等を理解するために「基礎演習」を置く。
- (2) 人間の探究や社会の文化、自然の摂理などの基礎的教養を身につけるために、人文科学や社会科学、自然科学の科目を置く。
- (3) 情報処理や外国語などの基本的なリテラシーを身につけるために、情報処理や語学の科目を置く。

- (4) 運動と健康維持・増進などの活動を実践する基本的な技能を身につけるために、保健体育の科目を置く。

2. 専門科目

ディプロマ・ポリシーの「専門力」に示された学修成果（到達目標）に対応して、以下の科目区分を置き、それぞれの科目区分において必要な内容を偏りなく包含する諸科目を設定する。なお、教育学を学修することの社会的意義に関しては、主に「教育・保育の本質や目的、基礎理論や教職の意義」の科目区分で扱い、職業生活で評価される能力に関しては全ての専門科目で分担して扱う。

- (1) 教育・保育に必要な教科・保育内容に関する知識・技能
- (2) 教育・保育の本質や目的、基礎理論や教職の意義
- (3) 教育・保育の対象である子どもの成長・発達、保健、栄養、そして家庭での生活などの知識・技能
- (4) 教育・保育の指導内容や指導方法に関する知識・技能と思考力・判断力・表現力
- (5) 教育・保育の実際のある場である園・学校及び施設での実習により、知識・技能と思考力・判断力・表現力の総合的な修得
- (6) 教育・保育におけるさまざまな資質能力を、有機的に統合・形成し、専門職としての職業生活を円滑に始めることができる能力の修得

3. 教養科目及び専門科目の共通事項

- (1) 授業の内容・方法
 - ① ディプロマ・ポリシーの「汎用力」に示された学修成果（到達目標）については、それを計画的に身につけることができるよう、専門科目、教養科目の全科目が学修成果（到達目標）を分担し合い、授業内容・方法を工夫する。
 - ② 能動的学修、体験的学習、授業時間外学習を充実させるなど、大学教育の質的転換に向けた授業内容・方法を重視し、取り入れる。

(2) 初年次教育

多様な新入生全員が、自ら新しい人間関係を築き、学修意欲を向上させ、主体的な学びを実践できるようにするために、入学前講座から始め、科別オリエンテーション、履修登録方法説明会、そして基礎演習を体系的・階梯的に配置する。これらの初年次教育の実施により、短大教育への円滑な移行を図る。

(3) キャリア教育

① 社会人として働くための力

社会人として働くためには、失敗しても粘り強く取り組む力、自律的に考えて判断する力、組織内外のさまざまな人たちと協調する力が必要である。そのために教養科目と専門科目を通じて身につけるとともに、キャリア教育コア科目として、基礎演習、進路指導Ⅰ、進路指導Ⅱ、保育・教職実践演習を2年間通じて配置する。また、就職ガイダンスを3回（1年次2月、2年次4月、9月）実施する。

② 専門職として働くための力

教育・保育の専門職として働くためには、仕事に対する使命感や誇りや子どもに対する愛情や責任感といった教育・保育に対する強い情熱、子どもに対する理解力と指導力、集団を生かす力、教材研究や環境構成の力といった教育・保育の専門家としての確かな力、

そして、豊かな人間性や社会性、常識と教養といった総合的な人間力が必要である。そのために教養科目と専門科目を通じて身につけるとともに、キャリア教育関連科目として、教育実習指導と教育実習、保育実習指導Ⅰ（保育所）、Ⅰ（施設）、Ⅱ、Ⅲと保育実習Ⅰ（保育所）、Ⅰ（施設）、Ⅱ、Ⅲを組み合わせ配置する。

（４）資格科目

① 小学校教諭二種免許状

教育職員免許法及び同施行規則に基づき、別府大学短期大学部として「学則」及び「初等教育科教職課程履修規程」を定め、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な時間の学習等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」の科目区分ごとに、適正に教職課程科目を配置する。

② 幼稚園教諭二種免許状

教育職員免許法及び同施行規則に基づき、別府大学短期大学部として「学則」及び「初等教育科教職課程履修規程」を定め、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な時間の学習等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」の科目区分ごとに、適正に教職課程科目を配置する。

③ 保育士資格

児童福祉法、同施行規則及び指定保育士養成施設の指定及び運営の基準に基づき、別府大学短期大学部として「学則」及び「保育士資格取得に関する規程」を定め、「保育の本質・目的に関する科目」、「保育の対象の理解に関する科目」、「保育の内容・方法に関する科目」、「保育実習」、「総合演習」の科目区分ごとに、適正に保育士資格取得に関する科目を配置する。

④ 認定絵本土

国立青少年教育振興機構絵本専門士委員会が定める「認定絵本土養成講座カリキュラムに関するガイドライン」に基づき、認定絵本土養成課程に対応する科目を適正に配置する。

⑤ 社会福祉主事任用資格

社会福祉法及び厚生労働省告示に基づき、厚生労働大臣が社会福祉主事の任用資格として指定する科目（読み替え科目も含む）を適正に配置する。

（５）学修成果（到達目標）の達成度の評価

① 評価は、多様な観点からの評価を行うために、到達目標ごとに期末試験、課題レポート、実習日誌、プレゼンテーション、グループワーク、模擬授業等の複数の評価対象を用いて評価を行うことを原則とする。

② 学生の授業時間外の学修時間の確保と文章理解・作成能力の育成のために、期末試験、中間レポート、期末レポートの内2つ以上を評価対象に含める。

③ 学生が各教科目の見通しをもって授業に臨めるように、また評価の公平性・公正性を確保するために、評価対象、評価方法等の評価方針やそれらの評定における割合、また詳細な評価基準がある場合にはそれも含んで、各教科目のオリエンテーションにおいてシラバス等で明確に示す。

④ 学生が各教科目での自己の学修を振り返り、また次の学修目標を設定できるように、期

末試験、課題レポート等の各教科目における学修成果物については、学生に必ず返却する。

研究活動

初等教育科は「児童学会」という学会を持ち、「初等教育—研究と実践—」という会誌を隔年に一回発行している。この学会には、本科の学生は全員参加し、幼児・児童に関する研究や実践活動の成果を発表している。また、学科内には、教員を顧問とする多数の研究会があり、学生はそれぞれの研究会活動をとおして、幼児や仲間・指導教員とふれあう中で、自己の資質を高めると共に地域社会に貢献している。

進路指導

就職担当・担任教員を中心としたきめ細かな進路指導により、9割以上の学生が教育・保育分野へ就職・進学している。就職試験への対策として学習指導と模擬試験が実施されるほか、定期的に就職ガイダンスが開催される。また進路指導Ⅰ・Ⅱが開講され、就職活動に対する心構えから、履歴書・服装・面接・マナー等に至るまで丁寧に指導が行われている。さらに多くの卒業生から寄せられる教育・保育現場の膨大な情報が学生に提供され進学・就職に役立てられている。

教育概要

初等教育科では幼児・児童を取り巻く様々な問題に対応できるスペシャリストを養成するため、現代社会の状況に即した新しいカリキュラムを提供している。近年では、平成27年4月より施行されている「子ども・子育て支援新制度」に対応できる保育者養成が行えるようにしたところである。教育・保育に関する順序性のある幅広い科目群により、小学校教諭免許、幼稚園教諭免許、保育士資格などの免許・資格を2年間で複数同時に取得することができる。

専門科目

国語（書写を含む）	教育方法論	幼児と環境
社会	教育とICT活用	幼児と言葉
算数	特別支援教育・保育Ⅰ・Ⅱ	幼児と表現
理科	教育課程論	幼児と健康
生活	道德教育指導法	社会的養護Ⅰ・Ⅱ
家庭	総合的な学習の時間	子どもの保健
音楽	教科指導法（10教科）	子どもの健康と安全
図画工作	保育・教職実践演習（幼・小）	子どもの食と栄養Ⅰ・Ⅱ
外国語（英語）	教育実習指導	子ども家庭支援論
体育	観察実習	子どもの理解と支援の方法
介護体験指導	教育実習	乳児保育Ⅰ・Ⅱ
介護体験実習	教職概論	保育実習指導Ⅰ・Ⅱ
教職概論	保育内容総論	保育実習Ⅰ～Ⅲ
教育原理	保育内容Ⅰ～Ⅴ	保育方法研究Ⅰ～Ⅶ
子ども家庭支援の心理学	保育原理	器楽Ⅰ～Ⅲ
特別支援教育論	子ども家庭福祉	子どもと絵本Ⅰ
発達心理学	社会福祉	子どもと絵本Ⅱ
教育相談	子育て支援	子ども家庭福祉
生徒指導論	幼児と人間関係	AI・データサイエンス実践

免許・資格

小学校教諭2種免許
幼稚園教諭2種免許
保育士
認定絵本土
社会福祉主事任用資格

アドバイスコーナー

よい教育者・保育者になるには、まず子どもたちに慕われる資質を備えていなければならない。子どものことを考え、理解し、努力する人間になることを心掛けてほしい。そのために、子どもから信頼されるよう、子どもに関する心理面、身体面の専門的理解や音楽、美術（造形）面での技術を着実に身に付けていることが求められる。教育・保育現場において、様々な子どもの動きに対応できる能力が必要である。授業だけでなく、あらゆる日常生活を通じて、常にみずから進んで学修しようとする意欲の向上と、人間形成に心掛けることが大切である。

専攻科初等教育専攻〈大学改革支援・学位授与機構認定〉

2年課程

歴史

本専攻は平成8年度、人間教育・福祉教育に長年の実績を持つ本学初等教育科の上に、より専門性の高い教員を養成することを目的として開設された。従来の教員養成課程では充分とはいえなかった、心の教育と体験学習をカリキュラムの中心に据えた2年課程の専攻科である。平成10年度には、大学評価・学位授与機構に認定専攻科として認定され、さらに平成11年度には短期大学の専攻科としては、全国ではじめて小学校・幼稚園教諭一種免許教員養成課程に認定された。以来多くの学士（教育学）の学位を持った、小学校・幼稚園一種免許教諭を輩出している。さらに、平成27年度には、大学評価・学位授与機構が新制度として設けた特例適用専攻科にも認定され、本専攻の教育の質の高さが保証された。

特色

本専攻は、専門的な知識のみでなく、教育者としての視点や子ども観などを教員と学生が納得いくまで議論できるように、少人数のマンツーマン指導ができる体制としている。中でも、専攻科2年次後期には、「教職実践演習」の中で、小学校現場で週3日×10週間、延べ30日間にわたり、先輩教師に師事して教室での具体的な教育実践力や指導力を身に付けることができる「教育マイスター研修」を実施している。

さらに、短大で小・幼二種免許を取得後進学して来た学生は、都道府県等が実施する教員採用試験にも専攻科在学中に2度目・3度目とチャレンジすることができ、専攻科開設以来多くの合格者を出している。特に大分県の教員採用試験においては、令和8年度試験から、初教2年次受験生は、合格して、「4月から採用」と専攻科に進学し、2年修了時に「採用」することを選択できることになった。

また、平成10年度に大学評価・学位授与機構認定の専攻科となったことにより、2年次修了時にはほぼ全員が学士（教育学）の学位及び小学校・幼稚園教諭の一種免許を取得している。

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針・学修成果の目標）

専攻科初等教育専攻は、本学の定める初等教育における専門職を養成するための課程を履修し、課程の求める「専門力」「汎用力」を身につけたと認められる学生に、課程の修了を認める。学修にあたっては、建学の精神「真理はわれらを自由にする」に基づき、学問を通して真理を探究し、確かな知識を修得することによって、独立した主体的に考え、行動する人間となることを基本的な目標とする。

1. 専門力（専門に関する基本的な知識・技能及び態度）

<社会的意義>

教育学のもつ社会的な意義や、教育学を学ぶことによって現代社会の中でどのような役割を担うことが期待されているかを明確に理解している。

<職業生活で評価される能力>

教育学の高度な専門教育を通して、職業生活で評価される能力として、特に初等教育に対

する強い情熱、確かな指導力と総合的な人間力を身につけている。

- (1) 初等教育に必要な教科内容に関する知識・技能を修得している。
- (2) 初等教育の本質や目的、基礎理論や教職の意義を修得している。
- (3) 初等教育の対象である子どもの成長・発達と子どもをとり巻く社会的状況などの知識・技能を修得している。
- (4) 初等教育の指導内容や指導方法に関する知識・技能と思考力・判断力・表現力を修得している。
- (5) 初等教育の実際のある学校での実習により、知識・技能と思考力・判断力・表現力の総合的に修得している。
- (6) 初等教育におけるさまざまな資質・能力を、有機的に統合・形成し、専門職としての職業生活を円滑に始めることができるように修得している。

2. 汎用力（社会で活用できる汎用性のある能力）

(1) 思考力

論理的に考え分析する能力、常に自らの学びを省察し課題を見つけて解決することができる能力を身につけている。判断力、創造力、企画力などを含む。

(2) 実行力

組織での活動においてリーダーシップを発揮するとともに、他者と協調しながら目標を達成する力を身につけている。主体性、協働力、傾聴力などを含む。

(3) 表現力

自分の考えを的確かつ巧みに文章或いは口頭で表現することができる。場面にふさわしい言葉遣いやマナー、振る舞い、豊かなコミュニケーション力を修得している。発信力、日本語力、外国語力などを含む。

(4) 情報力

国内外の動向や問題に幅広い関心を持ち、図書やICT機器を用いて必要な情報を収集できる力を身につけている。情報収集分析力、PCスキルなどを含む。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

専攻科初等教育専攻は、ディプロマ・ポリシーに示された学修成果（到達目標）を身につけるために必要な教育課程を体系的・階梯的に編成する。教育課程の構成は、学修成果（到達目標）を適切に分類した科目区分を設け、その科目区分に応じた科目を設定することを基本とする。必ず学修すべき内容を扱う科目は必修とし、科目の内容に応じて講義、演習及び実習の構成により理論的かつ体験的に学修できるよう履修形態等を工夫する。教育指導にあたっては、建学の精神「真理はわれらを自由にする」に基づき、学生が学問を通して真理を探究し、確かな知識を修得することによって、独立した主体的な人間となることを基本的な目標とする。

1. 専門科目

ディプロマ・ポリシーの「専門力」に示された学修成果（到達目標）に対応して、初等教育における専門職を養成するために必要な以下の科目区分を置き、それぞれの科目区分において必要な内容を偏りなく包含する諸科目を設定する。

なお、教育学を学修することの社会的意義に関しては、主に「初等教育の本質や目的、基礎理論や教職の意義」の科目区分で扱い、職業生活で評価される能力に関しては全ての専門科目

で分担して扱う。

- (1) 初等教育に必要な教科・保育内容に関する知識・技能
- (2) 初等教育の本質や目的、基礎理論や教職の意義
- (3) 初等教育の対象である子どもの成長・発達と子どもを取り巻く社会的状況などの知識・技能
- (4) 初等教育の指導内容や指導方法に関する知識・技能と思考力・判断力・表現力等
- (5) 初等教育の実際のある場である園・学校及び施設での実習により、知識・技能と思考力・判断力・表現力等の総合的な修得
- (6) 初等教育におけるさまざまな資質能力を、有機的に統合・形成し、専門職としての職業生活を円滑に始めることができる能力の修得

2. 授業の内容・方法

- (1) ディプロマ・ポリシーの「汎用力」に示された学修成果（到達目標）については、それを計画的に身につけることができるよう、全科目が学修成果（到達目標）を分担し合い、授業内容・方法を工夫する。
- (2) 能動的学習、体験的学習、授業時間外学習を充実させるなど、大学教育の質的転換に向けた授業内容・方法を重視し、取り入れる。
- (3) キャリア教育
初等教育における専門職として働くためには、仕事に対する使命感や誇りや子どもに対する愛情や責任感といった教育に対する強い情熱、子どもに対する理解力と指導力、集団を生かす力、教材研究や環境構成の力といった教育の専門家としての確かな力、そして、豊かな人間性や社会性、常識や教養といった総合的な人間力が必要である。そのために高度な専門科目を通して、それらを身につけるとともに、キャリア教育関連科目として、実習指導（事前・事後指導を含む）及び教育現場実習Ⅰ、Ⅱ並びに教育職特論及び教育実践演習（幼・小）「教育マイスター研修」を配置する。
- (4) 大学改革支援・学位授与機構の特例適用認定専攻科としての学位の授与
学位規則第6条の第1項に基づく独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う学士（教育学）の学位の授与の特例が適用される認定専攻科の課程として、本科である初等教育科と併せて「専門的な内容の授業科目」、「専門に関連する授業科目」及び「専攻に係る単位以外の科目」を適正に配置する。
- (5) 小学校教諭一種免許状の教職課程
教育職員免許法及び同施行規則に基づき、別府大学短期大学部として「学則」及び「専攻科初等教育専攻教職課程履修規程」を定め、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」の科目区分ごとに、適正に教職課程科目を配置する。
- (6) 幼稚園教諭一種免許状の教職課程
教育職員免許法及び同施行規則に基づき、別府大学短期大学部として「学則」及び「専攻科初等教育専攻教職課程履修規程」を定め、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」の科

目区分ごとに、適正に教職課程科目を配置する。

(7) 学修成果（到達目標）の達成度の評価

- ① 評価は、多様な観点からの評価を行うために、各到達目標ごとに期末試験、課題レポート、実習日誌、プレゼンテーション、グループワーク、模擬授業等の複数の評価対象を用いて評価を行うことを原則とする。
- ② 学生の授業時間外の学修時間の確保と文章理解・作成能力の育成のために、期末試験、中間レポート、期末レポートの内2つ以上を評価対象に含める。
- ③ 学生が各教科目の見通しをもって授業に臨めるように、また評価の公平性・公正性を確保するために、評価対象、評価方法等の評価方針やそれらの評定における割合、また詳細な評価基準がある場合にはそれも含んで、各教科目のオリエンテーションにおいてシラバス等で明確に示す。
- ④ 学生が各教科目での自己の学修を振り返り、また次の学修目標を設定できるように、期末試験、課題レポート等の各教科目における学修成果物については、学生に必ず返却する。

研究活動

2年次に「修了論文」指導を設けており、2～4名のゼミ形式で指導教員の指導のもと、2年間の専攻科における学修成果として修了論文作成に取り組むことになる。学生の個々の興味・関心に基づき教育学に関する研究テーマを定めて、研究計画を立案する。その計画に基づいて小学校や幼稚園での授業実践による実践研究やアンケートによる調査研究などを行い、修了論文としてまとめている。学生が主体となって修了論文発表会を行い、最終的に、それらの研究は、修了論文集として毎年度刊行している。

なお、平成27年度大学評価・学位授与機構が設けた新制度である、特例適用専攻科に認定されたことにより、学士（教育学）の学位取得のための「学修成果」も、本学で審査できるようになった。

※「大学評価・学位授与機構」は、平成28年度より、「大学改革支援・学位授与機構」になった。

進路指導

ほぼ全員が小学校教諭及び幼稚園教諭として教職に就くことを希望している。大分県教育庁による教員採用試験に係る説明会、実際に教職に就いている先輩の話や聞く機会などを設けるとともに、教員採用試験対策講座も実施されている。在学中に合格できない者も、希望者はほぼ全員が臨時講師として教職に就いている他、公立・私立幼稚園等に採用される者もいる。

教育概要

本専攻のカリキュラムは、教育現場等での経験豊かな教授陣が理論科目や演習科目を体験的に学ぶことができるように工夫した授業を行っており、これらをベースにして、さらに実践的な能力を高めるために、学校現場での実習の機会を十分に保障していることが特徴である。本学附属の幼稚園・小学校で4週間の「教育現場実習Ⅰ・Ⅱ」に加え、「教職実践演習」の中で別府市内小学校のベテラン教師に師事して30日間にわたる「教育マイスター研修」を受けている。これらの実習・実践を通じて、より専門性の高い資質を備えた教師の養成を行っている。

専門科目

教科特講（国語Ⅰ）	指導法特論（社会）	幼児理解の理論と方法
教科特講（国語Ⅱ）	指導法特論（算数）	幼児教育指導特論
教科特講（算数Ⅰ）	指導法特論（理科）	心と健康
教科特講（算数Ⅱ）	指導法特論（生活）	人間関係論
教科特講（理科）	指導法特論（家庭）	言葉と児童文化
教科特講（社会）	指導法特論（音楽）	環境と自然
教科特講（外国語）	指導法特論（体育）	表現と鑑賞
子どもと環境	指導法特論（図画工作）	教育評価・統計法
子どもと表現	指導法特論（外国語）	アカデミック・ライティング
教育職特論	道徳教育原論	教職実践演習（幼・小）
教育原論	総合的な学習の時間および	実習指導(事前・事後の指導を含む)
教育心理学特講	特別活動指導特論	教育現場実習Ⅰ・Ⅱ
特別支援教育総論	ICT活用の理論と方法	介護等体験実習指導
教育行政学	教育の方法と技術	介護等体験実習
教育課程特論	生徒指導特論	修了論文
指導法特論（国語）	教育相談特論	

免許・資格

小学校教諭一種免許

幼稚園教諭一種免許

アドバイスコーナー

本学初等教育科以外から進学した学生は、学士（教育学）の学位を取得するには、2年次10月に大学改革支援・学位授与機構に「学修成果」としてレポートを提出し、「学修成果」の審査を受ける必要がある。ただし初等教育科から進学した学生は、本専攻が特例適用専攻科になったため、修了論文を「学修成果」として本学の「学修総まとめ科目」担当教員が審査をすることになる。

本専攻では1年次より、「学修成果」レポートの作成に向けての指導を実施している。常日頃から教育に対する関心と問題意識を持ち続け、関連する文献にあたっておく必要がある。

教育研究施設

附属図書館

図書館は24号館（本館）の1, 2, 3階にあります。1階はカウンターと新聞雑誌コーナー、2, 3階が閲覧室となっています。全学図書約38万冊は、積層書庫を含めて大部分が開架方式となっていますので、直接手にとってみることができます。書庫の出入は2階閲覧室から入庫できます。書庫の中の配置は、雑誌・紀要類を1層の移動書架に、和書を2層に、洋書はおもに3層に配架してあります。

本学の所蔵する図書は館内の3台の端末のほか、附属図書館ホームページからオンラインで検索できます。2階の端末7台はインターネットも使用でき、併設している課金プリンターにて印刷できます。操作の仕方は、添付してある「操作の手引き」をご覧ください。各階では無線LAN（Wi-Fi）によるインターネット検索ができます。

図書館ホームページのMy Libraryでは、学内アカウントでログインすることにより、貸出状況を確認することができます。

また、館内所蔵のDVDを視聴するための装置を2階閲覧室に2台設置しています。利用する場合はカウンターに申し出て下さい。

1. 開館時間

月～金…8時30分～19時（期末試験一週間前・期間中 ～20時）

2. 休館日

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
- (3) 夏季一斉休業日
- (4) 年末・年始 12月29日から1月3日まで

※開館時間の変更や、臨時に休館するときはその都度掲示、ホームページ上にも掲載します。

3. 入・退館

玄関には、ブック・ディテクション・システム（図書無断持出防止装置）が設けられています。退館の場合は、指定されたゲートを通過してください。カバン・ノートその他個人の書物類の館内の持ち込みは自由です。

また、各階の掲示板で、図書館からの利用者への連絡、案内その他のお知らせをしております。何かわからないことがあれば職員に聞いてください。

4. 閲覧と貸出

【館内閲覧】

館内では閲覧室、書庫内とも自由に出入りし、自分で図書を手に取って閲覧することができます。利用が済んだら、もとの場所へ返してください。

もとの場所が分からない場合は、各階の返却台へお返しく下さい。

【館外貸出】

貸出……貸出を希望する図書に学生証を添えてカウンターに提出してください。なお貸出の冊数と期間は下の表のとおりです。

返却……返却の際は図書をカウンターに持参してください。閉館している時は、入口横の返却ボックスに入れてください。

予約……読みたい図書が貸出中の場合には、カウンターに申しでてください。その図書の返却があったとき、お知らせします。

	冊 数	期 間
学 生	6	2 週 間
大 学 院 生	10	1 ヶ月間

【特別貸出】

卒業論文、修士論文、博士論文、修了論文（短期大学部専攻科）を作成する学生については特別貸出を実施します。貸出冊数と貸出期間については、以下のとおりです。

貸出冊数：学部学生、大学院生、専攻科学生ともに上記貸出冊数+10冊

貸出期間：学部学生1ヶ月、大学院生、専攻科学生2ヶ月

「卒論用特別貸出申請書」「修了論文特別貸出申請書」を図書館カウンターに用意しています。詳細については、カウンターにてお尋ねください。

※参考図書、雑誌、DVD等のAV資料の貸出しは出来ません。

5. レファレンス・サービス

利用者が調査研究、学習を進めていく際に起こる種々の問題について、利用者の質問に応じ、相談を受け援助をします。これをレファレンス・サービスといい、1階のカウンターで受付けています。

レファレンス・サービスの内容は次のようなものです。

- 図書館の利用案内
- 一般的な質問に対する調査や情報源の提示
- 文献探しの援助
- 専門データベースの検索やレファレンスブックの利用支援

※ただし、文献探しそのものが講義課題で、支援を行うことで学習の妨げになると判断される場合は、支援をお断りすることがあります。

6. 文献複写・相互貸借利用

【文献複写】

必要な文献が学内にない場合、他大学等に文献複写を依頼することができます。申込用紙はカウンターに用意しています。

【他の図書館の資料を借りたいとき】

利用したい資料が学内にない場合、国立国会図書館や他の図書館から借りることができます。なお、借り受けた図書の取扱いについては館内利用に限られます。

【他の大学図書館を利用したいとき】

他の大学図書館を利用したいときは、カウンターへ申し込んでください。依頼状を発行します。

ワロンルーム (Walon room)

図書館3階にグループ学習室を設けています。図書館の資料を活用し、グループで活動を行うことのできる部屋です。2名以上であれば申込みできます。予約制となっていますので、事前に申し込んでください。申込用紙はカウンターに用意してあります。

開放時間は講義に合わせて1回90分単位とします。

平日(月～金) 9:00～18:45

ラーニング・コモنز (国際経営学部棟図書室) (※短大の学生も利用できます)

国際経営学部棟(39号館)の1階に図書室及び学習室が設置されています。ここには、国際経営学特に経済・経営・会計関係の図書・雑誌を中心に開架されています。この図書・学習室は「ラーニング・コモنز」と呼ばれ、学生による自主学習、知識の創出および発信という学習活動支援のためのサービス・資料を提供する施設です。

また、コインキット式の複写機も設置しており、著作権の範囲内でコピーも可能となっています。職員は常駐していませんが、テレビ会議システムにより本館との交信が可能となっていますのでレファレンス・サービス、文献複写・相互貸借利用等についての質問、手続きはテレビ会議システムで気軽に話しかけてください。

貸出返却

貸出の場合は図書と学生証を持って、自動貸出・返却装置の指示に従って手続きをし、返却の場合は図書のみを装置の指示に従って手続きをし、横の返却用ブックトラックに戻してください。



図書館1階 Library Lounge



ラーニング・コモنز

幼児・児童教育研究センター

別府大学短期大学部は、保育専門学校時代から、保育・教育現場に多くの保育士・幼稚園教諭・小学校教諭等を送り出してきました。幼児・児童教育研究センターは、学生の幼児・児童教育の研究の場とともに、多くの先輩が就職している地域全体の幼児・児童教育の向上に奉仕する目的で設置されています。初等教育科および附属の小学校・幼稚園等が中心となって、研究・指導・運営を進めています。

幼児・児童教育研究センターの事業

1. 幼児・児童の発達と、それに応ずる教育の研究
2. 教育課程・保育課程及びその指導方法等の研究
3. 教材教具の開発・製作指導および資料の提供
4. 幼児・児童の教育に関する資料・図書等の収集、整理提供
5. 幼児・児童の教育に関する講演会等の開催
6. 地域における子育て支援事業
7. 幼児・児童の教育に関する相談事業
8. その他、センターの目的達成のために必要な事業

2025年度に実施した主な事業

1. 公開講座

令和7年8月18日（月）

【小学校教諭対象：午前の部】

【テーマ】 ICTや本を活用した読解力の向上

【第1部】

実践発表① 児童が主体的・協働的に学ぶICTを活用した国語科の「読むこと」の授業実践
－他校とのZOOMでの交流

「作者の生き方や作品に注目して読み、宮沢賢治の記念館を開こう」－

九重町立飯田小学校 教諭 阿部 恵夢

実践発表② ICTを効果的に活用した読書紹介活動

関西大学初等教育科 教諭 松本 京子

【第2部】

講演 ICTや本を活用した読解力を高める授業づくり

別府大学短期大学部 初等教育科 教授 古川 元視

【幼稚園教員、保育士など対象：午後の部】

【第1部】 トークセッション

【テーマ】 保×幼×小 つなぐ！別短 “かけはしプロジェクト”

スーパーバイザー：架け橋期コーディネーター スーパーバイザー 武津 智美

竹田市立南部幼稚園 主幹教諭 吉野由希子

豊後大野市立緒方小学校（前任校 竹田市立南部小学校） 教諭 釘宮 公美

【第2部】講演+実演

①講演 渡邊繁治 先生 「私が魅了されたパネルシアターの世界」

②DANパネ団 パネルシアター実演

【第3部】ワークショップ

【テーマ】「パネルシアターで“架ける橋”」

－渡邊先生の新作発表！と「架け橋期」の新教材化のすすめ－

2. 幼児・児童教育研究センターの整備
3. 絵本等の購入
4. 絵本、研究図書、資料等の貸し出し
5. センターレポート45号の発行
6. 子育て相談 相談担当者：別府大学短期大学部初等教育科
准教授 松崎 優 先生
准教授 針金まゆみ 先生
講 師 齊藤 範子 先生

別府大学・別府大学短期大学部
メディア教育・研究センター
Media Education and Research Center (MERC)

別府大学・別府大学短期大学部メディア教育・研究センター（以下、センター）は、大学や短期大学における教育と研究を支援するネットワークの管理・運営と、学習を支援するための情報機器や教育装置・設備の整備を行っています。

社会の高度情報化の流れは大学・短期大学の授業にも当然影響を与え、授業、授業時間外の学習において、情報端末の利用が必要となります。教育改善に対応して、センターではBYOD（Bring Your Own Device）を推進し、学習に必要な情報端末の準備から学習情報の提供を支援しています。

※本学では、学生はノートパソコン（看護学部生はiPad）を必携としています。

1. 別府大学・別府大学短期大学部内の情報環境について

1.1 学内ネットワーク

本学では2023年に学内基幹ネットワークを更新し、幹線10Gbps、支線1Gbpsのネットワークと、キャンパス内無線LAN（Wi-Fi）においては、Wi-Fi6に対応したサービスを開始しました。個人所有のノートパソコンやスマートフォン等をキャンパス内で接続可能となっています。

1.2 センターの施設・設備

1) ユーザーアカウント

各種学内システムを利用するには、教員・学生ともにユーザーアカウントが必要です。アカウント（ユーザー名と初期パスワード）はオリエンテーションの時に学生証と一緒に配布されます。このアカウントは大学で授業を受けるための履修登録をはじめとして、授業で使うPC、eラーニングシステムやメールシステムにも共通して使用します。成績の確認などにも利用しますので、各自しっかりと管理して下さい。

2) 無線LAN接続（Wi-Fi）

学内無線LANへのアクセスは認証設定が必要です。ノートパソコンやスマートフォン等で無線LANへの接続が必要な場合はセンター事務室へ問い合わせ下さい。

3) 学内印刷システム

本学では、学生の皆さんが自分のノートパソコンから手軽に印刷できるよう、「クラウドオンデマンド プリント システム」を導入しています。印刷したいファイルをクラウド上にアップロードしておくと、センター内に設置されている2台の複合機から、好きなタイミングで出力できます。複合機では印刷だけでなく、スキャンやコピー機能も利用できます。

料金の支払いは、交通系電子マネーカードによる清算のみとなります（カードはキャンパスショップで購入できます）。

4) センターのフロア別案内

① メディアセンター1階（音声スタジオ、映像スタジオ）

音声収録等収録、編集作業が可能です。

② メディアセンター2階（自主学習席、印刷システム、センター事務室）

小グループでの授業や演習、授業時間外でのグループ学習の支援を行っています。

印刷システムを設置し、nimocaカード等の「交通系電子マネーカード」を利用してレポートや卒論などの印刷やコピーが可能です。

センター事務室には2名の専門職員が、センターの利用からICTに関する質問・トラブルなどに対応しています。

③ メディアセンター3階 教室フロア（MC3教室、MC4教室）

基礎情報教育を中心とした情報リテラシーの授業を行うとともに、空き時間は学生・教員が利用できます。

④ メディアセンター4階 メディアホール（200人収容、うちバリアフリー席が20席）

通常の講義はもちろん、講演会や研修会など、さまざまな用途での利用が可能なホールです。ホール内には「講義収録システム」を設置しており、授業や講演の内容を記録することができます。また、各席には電源と情報コンセントを完備しており、無線LANは多数の同時接続に対応しているため、ノートパソコンやタブレットの利用にも便利です。

5) 貸出し機器等について

メディア教育・研究センターでは、下記の機器について貸出しサービスを行っています。

貸出しサービスをご利用の際は、必ず「学生証」の掲示が必要です。「学生証」の携帯をお願いします。

① ノートパソコン（Windows11）

② USBメモリ

③ HDMI→VGA変換ケーブル

※ノートパソコンは、故障等によるやむを得ない事情に限り貸出し可能です。

※スマートフォンやノートパソコンの「充電ケーブル」の貸出しは行いません。各自、責任を持って携帯をお願いします。

※イヤホン、ヘッドホンの貸出しは行っていません。各自でご準備ください。

学内の設備やシステムを利用する場合は、ネットワーク利用規定をはじめとする学内のルールに従って利用下さい。

ネットワークでのトラブルをはじめ、何か解らないことがありましたら、センター事務室へ、お気軽に問合せ下さい。

2. 開館時間、連絡先について

・37号館（メディア教育・研究センター）

・TEL：0977-66-0967

・e-mail：media-jimu@nm.beppu-u.ac.jp

・開館時間：月～金（8:30～18:00）

※土・日・祝日、および大学・短期大学の年間計画に従った休日は休館です。

※開館日時は、予告なく変更される場合があります。

地域社会研究センター

別府大学・別府大学短期大学部地域社会研究センター（以下「センター」と略記）は、地域社会との交流を通して、「地域の中の大学」として活動する組織です。

地域社会の住民組織、施設、関連機関と協力して、教員と学生がともに調査研究をし、地域社会の福祉の向上のために活動しています。

（事業）

センターは、その事業を達成するために、次の事業を行っています。

1. 調査研究の推進
2. 地域社会及び関連機関との交流
3. 各種資料の収集・整理・保管並びにその活用
4. 研究成果等刊行物の発行
5. 研究会・講座・シンポジウム等の開催
6. 前記各項に関してコンピュータ及び情報通信ネットワークの活用推進
7. その他研究所の目的を達成するための事業

（これまでの主な活動）

- * 「地域社会研究」第1号（1999年3月）～第34号（2022年2月）発行
- * 「公開講座『別府湾』」（読売新聞西部本社と共催・1998年9月～99年3月）
- * 「地域の中の大学を目指して－別府大学地域社会研究センターと地域社会の連携－」（日本私立大学協会「教育学術新聞」第2132～2134号掲載）
- * 大分県精神障害者就労支援推進ネットワーク設立支援（2005年）
- * 大学の地域連携教育に関する研究会で報告（日本福祉大学にて、2006年2月）
- * 日本プランニングスツェレ研究会設立支援（2006年3月）
- * 第8回「市民討議会・見本市」後援（東京にて、2015年5月）
- * 日本ミニ・パブリックス研究フォーラム設立支援（2015年12月）
- * 日田市天瀬公民館と「天瀬まちづくり大学」設立協定を結ぶ（2016年11月）
- * 認定NPO法人「抱樸」でのホームレス支援体験（2021年12月）



大分香りの博物館

学校法人別府大学に、「大分香りの博物館」がオープンしたのは、2007（平成19）年11月です。

この博物館は、大学創立100周年を記念して作られました。1996（平成8）年に大分市野津原の大分県民の森に開館した旧「大分香りの森博物館」が2006（平成18）年に閉館したのち、3,600余点にのぼる収蔵品を大分県から貸与され展示しています。香りにまつわる国内外の数多くの貴重な品が1カ所に集められ展示されている点では、国内の他の施設に類を見ない珍しい博物館となっています。また、アロマ体験やオリジナルの香水づくりが楽しめるなど、体験型の博物館としての位置づけも確立されています。開館以来、香りの文化振興や観光振興の一翼を担いつつ、心豊かで夢と活力に溢れる地域づくりと地域の発展に寄与することを目標に、毎年、企画展やイベントを開催しています。最近是全国各地から多くの方々が訪れるようになっており、別府観光の新たな文化施設スポットとして注目されているところです。

一方、2014（平成26）年3月に博物館相当施設、また、同年11月に大学附属博物館として文部科学省より認可され、教育、研究のための施設としても活用されています。発酵食品学科の食品香料コースでは主に香料学の実習施設として利用するほか、2015（平成27）年度より学芸員養成のための見学や博物館実習の実践的研修の場としても利用されています。

博物館の1階フロアは世界中の膨大な数の香水コレクションや香料原料を展示しており来館者の目を楽しませてくれます。2階フロアでは、紀元前から現代まで人類がどのように「香り」と関わってきたのか、世界中から集められた貴重な香油瓶、香水瓶、香炉などを展示し、歴史上の人物にまつわるエピソードを交えながら、香りの歴史について紹介しています。3階フロアは、子どもから大人まで世界でただひとつのオリジナル香水を作ることのできる「調香体験工房」や芳香浴体験ができる「アロマルーム」を備えているほか、特別展・企画展の展示場や公開講座の会場として使われています。

当館で開催した特別展・企画展

- | | | |
|------------|---------|--|
| 2012（H24）年 | 第1回企画展 | 開館5周年記念「日本の香り展」 |
| 2013（H25）年 | 第2回企画展 | 「巨匠たちの紡いだ香り展」 |
| 2014（H26）年 | 第3回企画展 | 「香り－1グランプリ展」 |
| 2015（H27）年 | 第4回企画展 | 「日中韓を中心とした香りの文化交流展」 |
| 2016（H28）年 | 第5回企画展 | 「国東半島・宇佐地域世界農業遺産と香り展」 |
| 2017（H29）年 | 第6回企画展 | 開館10周年記念「ロココ時代の香りを辿る展」 |
| 2018（H30）年 | 第7回企画展 | 「平安時代の香文化を辿る旅」 |
| 2019（R 1）年 | 第8回企画展 | 「令和ゆかりの地～大宰府政庁と万葉の時代を辿る」 |
| 2020（R 2）年 | 特別展 | 国立科学博物館第8回ミニ企画展「香りの魅力」 |
| 2020（R 2）年 | 第9回企画展 | 「くらしの中の芳香植物」 |
| 2021（R 3）年 | 第10回企画展 | 「シャネルN°5の軌跡100年」 |
| 2022（R 4）年 | 特別展 | 第1回「香り立つ豊の国美人画展」 |
| 2022（R 4）年 | 第11回企画展 | 「東アジアからもたらされた香りの世界」 |
| 2023（R 5）年 | 第12回企画展 | 「香りのチカラ～フレーバー より美味しく！より楽しく！」 |
| 2024（R 6）年 | 第13回企画展 | 「香りで彩る『進撃の巨人』の世界」 |
| 2025（R 7）年 | 第14回企画展 | 「Kawaii Perfume Collection 2025 ～かわいい香水瓶のヒミツ～」 |

そのほか、毎年、「香りの体験教室」を開催するなど、さまざまな年齢層に対し、香りの文化振興及び情報発信の拠点としての役割を果たしています。

展示品の1部を大分香りの博物館公式ホームページのバーチャル博物館や4カ国語音声ガイド、国立科学博物館ヒットネット産業技術史資料共通データベースから見るすることができます。

大分香りの博物館HP



国立科学博物館データベース



学 会 活 動

学 会 活 動

児童学会

機関誌『初等教育－研究と実践－』

児童学会は、幼児・児童に関する教育、福祉等に係る研究を通して、幼児・児童の教育、福祉に係る実践の進歩向上を図ることを目的として、初等教育科の教員並びに初等教育科の学生で組織されています。

主な事業として、幼児・児童に関する教育、福祉等に係る研究のための講演会を開催することと、学会の機関誌『初等教育－教育と実践－』の刊行があります。

機関誌『初等教育－教育と実践－』は、乳幼児や小学校児童、児童福祉法に定める児童を対象とした研究や学校教員、保育士の養成や研修等を対象とした研究論文や実践報告、児童学会の事業に係る報告等を集録し、隔年に1回発行します。

これまでに開催した講演会は、講師として、保育・教育・福祉等の分野で活躍されている著名な先生方（椋鳩十、平井信義、大場幸夫、田村一二、正木健雄、吉岡たすく、灰谷健次郎、林建造、わかやまけん、竹内敏晴、近藤原理、黒川健一、黒須和清、神谷徹（ストローおじさん）、佐藤弘道（ヒロミチお兄さん）、大豆生田啓友、谷口國博（たにぞうさん）、加藤照、さかなクン、中室牧子、汐見稔幸、宮里暁美、榎本寿紀）をお招きして、最新の実践・研究に基づいたお話やパフォーマンスをしていただきました。

児童学会は、このような実際の学会活動をとおして、会員の教育及び福祉の研究・実践の深化・向上を図っていきます。

諸 規 則

別府大学短期大学部学則	33
別府大学短期大学部学位規程	52
転科に関する規程	54
長期履修学生規程	55
入学前の既修得単位認定の取扱いに関する規程	57
他の短期大学又は大学における授業科目の履修等に関する規程	58
別府大学・別府大学短期大学部学生海外留学規程	59
短期大学又は大学以外の教育施設等における学修の単位認定に関する規程	61
別府大学短期大学部学科履修規程	66
別府大学短期大学部副専攻規程	69
別府大学短期大学部におけるGPA制度の取扱いに関する規程	71
他学科の開講授業科目の受講に関する内規	74
教職課程履修規程	75
初等教育科教職課程履修規程	81
保育士登録資格取得に関する規程	87
栄養士免許証取得資格に関する規程	90
「フードスペシャリスト」資格取得に関する規程	92
専攻科初等教育専攻履修規程	93
専攻科初等教育専攻教職課程履修規程	96
科目等履修生規程	102
特別聴講学生に関する規程	104
研究生規程	105
大学等における修学の支援に関する法律に基づく短期大学部の学修意欲の確認等に関する規程	106
別府大学・別府大学短期大学部の公欠に関する取扱い	110
別府大学・別府大学短期大学部 附属図書館利用内規	113
3ポリシーを踏まえた大学の取組に関する学生との点検・評価会議実施規程	116
学生心得	117
別府大学体育館管理規程	119
別府大学体育館使用規程	121
別府大学サークルハウス運営規程	122
別府大学サークルハウス使用規程	123
学生寮規	125

別府大学短期大学部学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 別府大学短期大学部（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神「真理はわれらを自由にする」を基礎にして、専門の学芸を教授研究するとともに、高い専門能力と広い教養を身につけ、豊かな人間性を備え、進んで社会に貢献しようとする人材を養成し、もって学術・文化・社会の発展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果及び認証評価を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行う。

2 前項の点検、評価及び見直しに関して必要な事項は別に定める。

(情報の積極的な公表)

第2条の2 本学における教育研究活動等の状況について、広く周知を図ることができる方法によって積極的に公表するものとする。

第2章 学科・学生定員及び修業年限

(学科、学生定員及びその目的)

第3条 本学において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学科及び専攻課程	入学定員	収容定員
食 物 栄 養 科	40	80
初 等 教 育 科	180	360

2 それぞれの科の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的を別表第7のとおり定める。

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は2年とする。

2 学生は4年を超えて在学することはできない。

3 第15条第1項の規定により入学した学生は、同条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

4 第2項の規定にかかわらず、修業年限を超えて一定の期間にわたり在学することを申し出た者は、学長が在学を認めることができる。

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

第6条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 学長が特に必要を認めた場合は、前項に定める学期の開始日及び終了日を変更することができる。
- 3 各学期の授業実施日等は、別に定める学年暦による。
- 4 第1項に定める各学期は、前半及び後半に分けて授業を編成することができる。

(1年間の授業期間)

第7条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第8条 各授業科目の授業は、8週、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

- 2 授業を8週で行う場合は、試験期間を含むことができる。

(授業を行わない日)

第9条 学年中の授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

三 春期休業日

四 夏期休業日

五 冬期休業日

- 2 前項第3号から第5号までの休業日の期間は、学年暦により定める。
- 3 学長は、必要があると認めるときは、第1項に定める休業日のほかに臨時の休業日を定め、又は第1項に定める休業日を授業実施日に変更することができる。

第4章 入学、編入学、再入学、転入学、退学、休学、復学、除籍、転学及び転科

(入学の時期)

第10条 入学の時期は学年の始めとする。

ただし、外国人留学生・帰国子女は、後学期の始めに入学することができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣が指定した者

(6) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

(7) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者。

(入学の出願)

第12条 本学に入学を出願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第13条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第14条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第15条 本学に編入学を希望するときは、選考のうえ、入学を許可することができる。

2 編入学に関する規程は、別に定める。

(再入学・転入学)

第15条の2 本学に再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

3 再入学、転入学に関する規程は別に定める。

(退学)

第16条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第17条 疾病その他やむを得ない事情により3ヶ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第18条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に2年まで延長することができる。

2 休学の期間は通算して3年を超えることができない。

3 休学の期間は第4条第2項及び第3項の在学年限に算入しない。

4 休学の期間は、事由の発生した日時にかかわらず、次の学期の始めからとする。

(復学)

第19条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学の時期は、学年の前期及び後期の始めとする。

(除籍)

第20条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第4条第2項及び第3項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第18条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

(転学)

第21条 学生が、他の大学に入学又は転学を志願するときは、予め学長の許可を受けなければならない。

(転科)

第22条 本学の学生で、学内の他学科に転科を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、審議の上、許可することがある。

2 転科に関する規程は別に定める。

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目、授業の方法)

第23条 本学において開設する授業科目は、次のとおりとする。

教養科目及び専門科目

- 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 3 本学は、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第11条第2項の規定に基づき文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 4 本学は、第2項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 5 本学は、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第11条第2項の規定に基づき文部科学大臣が別に定めるところにより、第2項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- 6 教育課程は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。
- 7 前項により編成する教育課程として、特定の分野または課題の授業科目で構成する副専攻を設置し、その学修成果を認定することができる。
- 8 前項の副専攻に関して必要な事項は別に定める。
- 9 授業科目の種類、単位数等は別表第1のとおりとする。

第23条の2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録できる単位数の上限については、規則で別に定める。

(教職に関する科目)

第24条 前条に定めるもののほか、教職に関する科目を置く。

- 2 授業科目の種類、単位数等は別表第2のとおりとする。

(単位の計算方法)

第25条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

(単位の授与)

第26条 授業科目を履修した学生に対し、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して、所定の単位を与える。

ただし、法令等によって別に定めのある場合を除いて、授業時数の3分の2以上出席しなければならない。

(学習の評価)

第27条 授業科目の試験等による成績は、0点から100点の範囲において点数で評価し、点数をAA、A、B、C及びFの5段階の評語で表す。

- 2 評語のAA、A、B及びCを合格とし、Fを不合格とする。
- 3 成績評価の基準は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第28条 本学において、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学(外国の短期大学又は大学を含む。以下同じ。)において履修した授業科目について修得した単位(第59条の規定により修得した単位を含む。)を本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った第31条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、再入学・転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて15単位を超えないものとする。
- 4 前3項による単位の認定は、教養科目又は専門科目の単位とする。
- 5 単位の認定に関連して修業年限の短縮は行わない。
- 6 入学前の既修得単位の認定に関する規定は、別に定める。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第29条 本学において教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議により、学生が当該他の短期大学又は大学の授業科目を履修することを認めることがある。

2 前項の規定により、当該他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位

については、15単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(外国の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第30条 本学において教育上有益と認めるときは、外国の短期大学又は大学との協議により、学生が当該外国の短期大学又は大学に留学し学修することを認めることがある。

2 前項の規定により、学生が履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことのできる単位数は、第29条第2項及び第31条第2項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第31条 本学において教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第29条第2項により修得したものとみなす単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第32条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別に定める履修規程により62単位以上を取得しなければならない。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第23条第3項の授業の方法により修得する単位数は30単位を超えないものとする。

(卒業)

第33条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し卒業証書を授与する。

(短期大学士の学位)

第34条 前条の規定により卒業を認められた者は、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

2 前項の学位の表記は、次のとおりとする。

食物栄養科 短期大学士(栄養学)

初等教育科 短期大学士(教育学)

(教育職員免許状の取得)

第35条 本学において、取得することができる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

学 科	免許状の種類 (免許教科)
食 物 栄 養 科	中学校教諭二種免許状 (家庭) 栄養教諭二種免許状
初 等 教 育 科	小学校教諭二種免許状 幼稚園教諭二種免許状

- 2 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要単位を修得しなければならない。

(免許・資格の取得)

第36条 本学において取得できる資格は、次のとおりとする。

学 科	取得できる免許・資格
食 物 栄 養 科	栄養士免許証取得資格 フードスペシャリスト資格
初 等 教 育 科	保育士資格

- 2 資格を取得しようとする者は、それぞれ別に定める所要単位を修得しなければならない。

(免許・資格の履修)

第37条 教育職員免許状及び資格の取得に関する規程は、それぞれ別に定める。

第7章 入学検定料、入学金、授業料及びその他の諸納入金

(入学検定料等の納入)

第38条 学生は、本学所定の入学検定料、入学金、授業料、施設設備費及び教育研究料（以下「入学検定料等」という。）並びにその他の納入金を所定の期日までに納入しなければならない。

(入学検定料等及びその他の納入金の額)

第39条 入学検定料等の額は、別表第4のとおりとする。

- 2 その他の納入金の額は、別に定める。

(授業料の納期等)

第40条 授業料は、第6条第1項に規定する学期に応じ、それぞれ年額の2分の1に相当する額を、次に掲げる納期までに納入するものとする。

前学期分 納期 4月20日まで

後学期分 納期 9月30日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、前学期分の授業料の納期までに、当該年度の後学期分に係る授業料を併せて納入することができる。
- 3 入学検定料及び入学金並びにその他の納入金の納期は、別に定める。
- 4 施設設備費及び教育研究料は、授業料の前学期分の納期までに納入するものとする。
- 5 第1項及び前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認められる者は、申出により、授業料、施設設備費及び教育研究料（以下「授業料等」という。）並びに入学金の分納又は延納を認めることがある。

(退学、除籍及び停学期間の授業料等)

第41条 学期の途中で退学(懲戒による退学を含む。)し、又は除籍された者の当該学期分の授業料等は徴収する。

ただし、死亡、第20条第1項第3号または第4号の定めにより除籍となった者の未納の授業料等の免除については、理事会において決定する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学期間の授業料等)

第42条 休学期間中の授業料、施設設備費及び教育研究料は、免除する。

第43条 削除

(卒業延期者の授業料等)

第44条 卒業を延期する学生のうち、1年間卒業を延期する者は、第40条に準じ授業料等を納期までに納入する。

2 前期もしくは後期の半期のみ卒業延期する者は、授業料等の年額の2分の1に相当する額を納期までに納入する。

(納入した授業料等)

第45条 納入した入学検定料等は原則として返還しない。

第8章 教職員組織

(教職員組織)

第46条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教及び事務職員を置く。

2 本学に、前項に規定するもののほか、副学長及び学長補佐を置き、講師その他必要な教職員を置くことができる。

3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を総督する。

4 教員、事務職員等は、相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保し、教育研究及び必要な業務等を組織的かつ効果的に行う。

第9章 教授会

(教授会)

第47条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

第48条 教授会は、学長、基幹教員及び学長が指名する事務職員をもって構成する。各学部に教授会を置く。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めた時は、教授会にその他の職員を加えることができる。

(その他)

第49条 本章に定めるもののほか、教授会に関し、必要な事項は別に定める。

第10章 専攻科

(専攻科)

第50条 本学に専攻科を設け、初等教育専攻を置く。

(人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第51条 専攻科初等教育専攻(以下、「初等教育専攻」という。)は、本学の卒業生又はそれと同等以上の学力のあるものに対して一層高度な知識を与え、かつ、自発的研究の能力及び態度を養うことを目的とする。

2 初等教育専攻の人材養成に関する目的その他の教育研究の目的を別表第7のとおり定める。

(学生定員)

第52条 初等教育専攻の入学定員は、20人とする。

(修業年限)

第53条 初等教育専攻の修業年限は2年とする。

2 初等教育専攻の学生は、3年を超えて在学することはできない。

3 前項の規定にかかわらず、修業年限を超えて一定の期間にわたり在学することを申し出た者は、学長が在学を認めることができる。

(入学資格)

第54条 初等教育専攻に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 短期大学において初等教育又は児童教育に関する学科専攻を卒業した者

二 前号に規定する者の他、大学又は短期大学を卒業し、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校教諭普通免許状を有する者

(開設授業科目及びその単位数)

第55条 初等教育専攻で開設する授業科目の種類及びその単位数等は、別表第3のとおりとする。

(課程の修了等)

第56条 学生は2年以上在学し、52単位以上を取得しなければならない。

2 前項の規定により修了の要件として修得すべき単位数のうち、第23条第3項の授業の方法により修得する単位数は25単位を超えないものとする。

3 前項の単位取得についての履修規程は、別に定める。

4 前項に定める授業科目及び単位数を取得した者については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

5 学長は、修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

(入学検定料等の諸納入金)

第57条 本学専攻科の入学検定料、入学金、授業料及びその他の諸納入金の金額は別表第5のとおりとする。

2 第53条第3項の規定により、修業年限を超えて在学を認められた者の授業料等の金額は、別に定める。

(その他)

第58条 本学専攻科に関し、本章に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

第11章 科目等履修生・特別聴講学生・研究生・外国人留学生及び帰国子女

(科目等履修生)

第59条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。ただし、納入金の種類及び金額は、別表第6のとおりとする。

2 科目等履修生に関する規程は別に定める。

(特別聴講学生)

第60条 本学において、他の短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む。）との協議により、当該他の短期大学等の学生に特別聴講学生として本学の授業科目を履修させることがある。ただし、納入金の種類及び金額は、別表第6のとおりとする。

2 特別聴講学生に関して必要な事項は別に定める。

(研究生)

第61条 本学において、特定の学科目について研究することを志願する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。ただし、納入金の種類及び金額は、別表第6のとおりとする。

2 研究生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人留学生及び帰国子女)

第62条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育（中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。）を受けた者が本学に入学を志願するときは、選考の上、帰国子女として入学を許可することがある。

3 外国人留学生及び帰国子女に関して、必要な事項は別に定める。

第12章 賞 罰

(表 彰)

第63条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

(懲 戒)

第64条 本学の規則等に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学、謹慎及び訓告とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 懲戒に関する規程は別に定める。

第13章 附属図書館及び附属幼児・児童教育研究センター

(附属図書館)

第65条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規則は、別に定める。

(附属幼児・児童教育研究センター等)

第66条 本学に附属幼児・児童教育研究センターを置く。

2 附属幼児・児童教育研究センターに関する規則は、別に定める。

3 第1項に掲げるもののほか、本学に教育研究上必要な研究所等を置き、当該研究所等に関する規程は別に定める。

第14章 厚生施設

(学生寮)

第67条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する規則は別に定める。

(保健管理)

第68条 本学に保健室を設置し、校医・看護師等を置き、職員及び学生の保健管理にあたる。

第15章 公開講座

(公開講座)

第69条 学校教育法第69条の定めるところにより、本学に公開講座を開設することができる。

(雑 則)

第70条 この学則に定めるもののほか学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

1. この学則は、昭和29年4月1日から施行する。(大学設置)

(略)

附 則

1. この学則は、令和5年4月1日から施行する。

2. この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。ただし、別表第1「数学基礎Ⅰ」「アルゴリズムとプログラミング」「統計学Ⅰ」「データサイエンス基礎」「データエンジニアリング基礎」「AI基礎」「AI・データサイエンス実践」については、令和5年4月1日に在籍する者に適用する。

附 則

1. この学則は、令和6年4月1日から施行する。
2. この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、令和7年4月1日から施行する。
2. この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、令和8年4月1日から施行する。
2. この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

別表第1（学則第23条第6項）

1. 教養科目

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必修	選択	
哲 学 入 門		1	卒業要件単位数 ・食物栄養科 12単位以上 ・初等教育科 12単位以上
心 理 学 入 門		1	
文 学 (日 本 国 憲 法)		1	
法 学 (日 本 国 憲 法)		2	
社 会 生 活 と 経 済		1	
生 物 学 基 礎		1	
物 理 学 基 礎		1	
数 学 基 礎		1	
化 学 基 礎		1	
地 域 社 会 論		1	
現 代 社 会 論		1	
進 路 指 導		1	
進 路 指 導		1	
国 際 文 化 術		1	
芸 術		1	
英 語 コミュニケーション I		1	
英 語 コミュニケーション II		1	
中 国 語 I		1	
中 国 語 II		1	
韓 国 語 I		1	
韓 国 語 II		1	
健 康 科 学 概 論		1	
フ イ ッ ト ネ ス		1	
ス ポーツ と 健 康		1	
体 育 実 技 I		1	
体 育 実 技 II		1	
情 報 リ テ ラ シー	1		
数 理 ・ データサイエンス 入 門	2		
統 計 学 I		1	
アルゴリズムとプログラミング		1	
データサイエンス 基 礎		1	
データエンジニアリング 基 礎		1	
A I 基 礎		1	
イ ン タ ー ネット プ	1		
基 礎 演 習	1		
地 域 社 会 フィールドワーク 演 習		1	
大 学 史 と 別 府 大 学		1	
海 外 短 期 語 学 研 修		1	
海 外 語 学 研 修 1		2	
海 外 語 学 研 修 2		2	
グ ローカル と 文 化		2	
災 害 支 援 と 防 災 対 策		2	

2. 専門科目

(1) 食物栄養科

授 業 科 目		単 位 数		備 考
		必修	選択	
社会生活と健康	社 会 福 祉 概 論		2	卒業要件単位数 50単位以上
	健 康 管 理 概 論		1	
	公 衆 衛 生 学 概 論		2	
人体と構造と機能	解 剖 生 理 学		2	
	生 化 学		2	
	解 剖 生 理 ・ 生 化 学 実 験		1	
	運 動 生 理 学		2	
	医 学 概 論 ・ 臨 床 医 学 入 門		2	
食品と衛生	食 生 活 論	2	1	
	食 品 学		1	
	食 品 学 実 験		1	
	食 の 安 全 と 鑑 別		2	
	食 品 加 工 学		2	
	食 品 加 工 学 実 習		1	
	食 品 衛 生 学		2	
食 品 衛 生 学 実 験	1			
栄養と健康	基 礎 栄 養 学	2		
	臨 床 栄 養 学 総 論	2		
	臨 床 栄 養 学 各 論		2	
	応 用 栄 養 学	2		
	臨 床 栄 養 学 実 習		1	
	応 用 栄 養 学 実 習		1	
栄養の指導	栄 養 教 育 論	2		
	栄 養 教 育 論 実 習		1	
	栄 養 カ ウ ン セ リ ン グ 論		2	
	栄 養 カ ウ ン セ リ ン グ 実 習		1	
	公 衆 栄 養 学 総 論		2	
給食の運営	給 食 計 画 ・ 実 務 論		2	学内実習
	給 食 経 営 管 理 実 習 I		1	
	校 外 実 習 事 前 事 後 指 導		1	校外実習
	給 食 経 営 管 理 実 習 II		2	
	調 理 学	2		
	基 礎 調 理 学	1		
	調 理 実 習 I	1		
	調 理 実 習 II	1		

授 業 科 目		単 位 数		備 考
		必修	選択	
関連科目	子どもの食と栄養		1	
	フードスペシャリスト論		2	
	フードコーディネーター論		2	
	フードマーケティング論		2	
	生活経営		1	
	被服学		1	
	住生活学		1	
	保育学		1	
	学校栄養指導論		2	
	AI・データサイエンス実践		2	
	ゼミナールⅠ		1	
	ゼミナールⅡ		1	

(2) 初等教育科

授 業 科 目		単 位 数		備 考
		必修	選択	
国語（書写を含む）			2	卒業要件単位数 50単位以上
社会	会		2	
算数	数		2	
理科	科		2	
生活	活		1	
家庭	庭		1	
音楽	楽		1	
図画	画		1	
工芸	工		1	
体育	育		1	
外国語（英語）	語		2	
介護	護		1	
実習	習		1	
教育概論	論		2	
教育原理	理	2	2	
保育原理	理		2	
社会的養護Ⅰ	護		2	
社会福祉	祉		2	
子育て支援	援		1	
子ども家庭福祉	祉		2	
子ども家庭支援の心理学	学		2	
発達心理学	学	2		
子どもの理解と支援の方法	法		1	
特別支援教育・保育Ⅰ	育		2	
子どもの保健	健		2	
子どもの健康と安全	全		1	
子どもの食と栄養Ⅰ	養		1	

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必修	選択	
子ども食と栄養	II	1	
子ども家庭支援	論	2	
教育課程	論	2	
保育内容総論	1		
保育内容	I	2	
保育内容	II	2	
保育内容	III	2	
保育内容	IV	2	
保育内容	V	2	
楽器	I	1	
楽器	II	1	
楽器	III	1	
保育方法研究	I	1	
保育方法研究	II	1	
保育方法研究	III	1	
保育方法研究	IV	1	
保育方法研究	V	1	
保育方法研究	VI	1	
保育方法研究	VII	1	
幼児と表現	現	1	
幼児と環境	境	1	
幼児と健康	康	1	
幼児と言葉	葉	1	
幼児と人間関係	係	1	
乳児保育	I	2	
乳児保育	II	1	
特別支援教育・保育	II	2	
社会的養護	II	1	
子どもと絵本	I	2	
子どもと絵本	II	2	
国語科指導法	法	2	
社会科指導法	法	2	
算数科指導法	法	2	
理科指導法	法	2	
生活科指導法	法	2	
家庭科指導法	法	2	
音楽科指導法	法	2	
図画工作科指導法	法	2	
体育科指導法	法	2	
外国語(英語)科指導法	法	2	
道徳教育指導法	法	1	
総合的な学習の時間および特別活動指導法	法	2	
教育方法論	論	2	

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必修	選択	
教 育 と I C T 活 用		1	
教 育 相 談		2	
生 徒 指 導 論		2	
保 育 ・ 教 職 実 践 演 習 (幼 ・ 小)		2	
保 育 実 習 指 導 I (保 育 所)		1	
保 育 実 習 指 導 I (施 設)		1	
保 育 実 習 指 導 II		1	
保 育 実 習 指 導 III		1	
保 育 実 習 I (保 育 所)		2	
保 育 実 習 I (施 設)		2	
保 育 実 習 II		2	
保 育 実 習 III		2	
教 育 実 習 指 導		1	
観 察 実 習		1	
教 育 実 習		3	
AI ・ デ ー タ サ イ エ ン ス 実 践		2	

別表第2 (学則第24条第2項)

教職に関する科目 (食物栄養科)

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必修	選択	
教 職 概 論		2	
教 育 学 概 論		2	
教 育 心 理 学		2	
特 別 支 援 教 育 論		2	
教 育 課 程 論		1	
家 庭 科 教 育 法 I		2	
家 庭 科 教 育 法 II		2	
道 徳 教 育 論		1	
総合的な学習の時間の指導法および特別活動論		2	
教 育 方 法 論		1	
教 育 と I C T 活 用		1	
生 徒 指 導 論		1	
教 育 相 談 論		2	
進 路 指 導 論		1	
実 習 指 導		1	(事前・事後の指導を含む。)
教 育 実 習 I		2	
教 育 実 習 II		2	
教 職 実 践 演 習 (中 学 校)		2	
教 職 実 践 演 習 (栄 養 教 諭)		2	
栄 養 教 育 実 習 指 導		1	(事前・事後の指導を含む。)
栄 養 教 育 実 習		1	
介 護 等 体 験 実 習 指 導		1	
介 護 等 体 験 実 習		1	

別表第3 (学則第55条)

専攻科初等教育専攻

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必修	選択	
教科特講(国語Ⅰ)	2		修了要件単位数 52単位以上
教科特講(国語Ⅱ)		2	
教科特講(算数Ⅰ)		2	
教科特講(算数Ⅱ)		2	
教科特講(理科)		2	
教科特講(社会)		2	
教科特講(外国語)		2	
子どもと環境		2	
子どもと表現		2	
教育職特講	2		
教育原論		2	
道徳教育原論		2	
特別支援教育総論	2		
教育行政学		2	
教育課程特論		2	
総合的な学習の時間および特別活動指導特論		2	
教育相談特論	2		
教育心理学特講		2	
生徒指導特論		2	
幼児理解の理論と方法		2	
心と健康		2	
人間関係論		2	
指導法特論(国語)		2	
指導法特論(社会)		2	
指導法特論(算数)		2	
指導法特論(理科)		2	
指導法特論(生活)		2	
指導法特論(家庭)		2	
指導法特論(体育)		2	
指導法特論(音楽)		2	
指導法特論(図画工作)		2	
指導法特論(外国語)		2	
幼児教育指導特論	2		
言葉と児童文化		2	
表現と鑑賞		2	
環境と自然		2	
実習指導(事前・事後の指導を含む)		1	
教育現場実習Ⅰ		2	
教育現場実習Ⅱ		2	
教育の方法と技術		2	
ICT活用の理論と方法		1	
教育評価・統計法		2	
介護等体験実習指導		1	
介護等体験実習		1	
教職実践演習(幼・小)		2	
アカデミック・ライティング		2	
修了論	4		

別表第4（学則第39条）

学年	納入金 入学検定料	入学金	授業料 (年額)	施設設備費 (年額)	教育研究料 (年額)
1年次	30,000	200,000	620,000	150,000	初等教育科 130,000 食物栄養科 150,000
2年次	—	—	620,000	150,000	同上

別表第5（学則第57条）

専攻科初等教育専攻

学年	納入金 入学検定料	入学金	授業料	教育研究料 (年間)
1年次	30,000	220,000	550,000	60,000
2年次	—	—	550,000	同上

別表第6（学則第59条、第60条、第61条）

科目等履修生、特別聴講学生、研究生

区分	納入金 入学検定料	入学金	授業料	教育研究料
科目等履修生	30,000	—	1授業科目 20,000	—
特別聴講学生	30,000	—	6月 100,000 1年 200,000	—
研究生	30,000	100,000	200,000	30,000

別表第7（学則第3条、第51条）

食物栄養科	食物と栄養・健康における教育研究と人間教育を通じて、栄養学に関する専門的な知識・技能を生かしながら社会全体の生活の質や福祉の向上に貢献できる人材を養成することを目的とする。
初等教育科	教育・保育における教育研究と人間教育を通じて、教育学に関する専門的な知識・技能を生かしながら社会全体の生活の質や福祉の向上に貢献できる人材を養成することを目的とする。
専攻科 初等教育専攻	初等教育に関する専門的な教育研究と人間教育を通じて、教育理論に基づいた高度な知見と実践力により教育的課題の発見と解決に貢献できる人材を養成することを目的とする。

別府大学短期大学部学位規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校教育法第104条及び学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条並びに別府大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第34条の規定に基づき、別府大学短期大学部（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。
栄養学、教育学

(学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、本学学則第34条に基づき、本学の所定の課程を修めて卒業した者に授与する。

(学位名称の使用)

第4条 本学において学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「別府大学短期大学部」と付記するものとする。

(学位の取消)

第5条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実がある認められたとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取り消すことができる。
2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取り消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(学位記の様式)

第6条 学位記の様式は、様式1のとおりとする。

附 則

1. この規程は、平成18年1月1日から施行し、平成18年1月1日から適用する。

(略)

3. この規程は、令和2年4月1日から施行する。

様式 1

○第○○○号

卒業証書・学位記

大学印

(氏 名)

○年○月○日生

(外国籍の場合は西暦)

本学○○科所定の課程を修めたので卒業証書を授与し
短期大学士(○○○)の学位を授与する

令和○○年○月○○日

別府大学短期大学部

学 長 ○ ○ ○ ○ 印

用紙の大きさは、JIS規格A4縦型とする

転科に関する規程

第1条 学則第22条第2項に基づく転科に関しては、この規程の定めるところによる。

第2条 この規程で転科とは、本学の学生が、所属する学科を変更することをいう。

第3条 転科の時期は、1年次の後期初め、または2年次前期初めとする。

第4条 転科を希望する者は、あらかじめ所属学科長の承認を受け、1年次の後期開講1ヵ月前または2年次前期開講の2ヵ月前までに、所定の「転科許可願」を教務課に提出しなければならない。

第5条 転科の可否、及び既に修得した授業科目とその単位の認定については、在籍学科・受入学科の議を経て、学長補佐（学生担当）、学長補佐（教務担当）、在籍学科・受入学科の学科長によって構成される転科判定委員会で行い、教授会の承認を得て学長が許可する。

2 食物栄養科への転科は、栄養士養成施設指導要領（厚生労働省健康局長通知（平成15年10月17日健発第1017006号））の規定により、修業年限内に栄養士法施行規則に定める教育内容が履修できようすでに修得した科目及びその単位数を十分検討のうえ認めることができる。

3 初等教育科への他の学科等からの転科は、指定保育養成施設指定基準（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（平成15年12月9日雇児発第1209001号））の規定により、認められないものとする。

第6条 転科を許可された者は、期日までに所定の手続きを完了しなければならない。

第7条 転科後の諸納入金は、新所属学科における年次所定の金額とする。

附 則

1. この規程は、昭和63年10月1日から施行する。

（略）

8. この規程は、平成30年4月1日から施行する。

長期履修学生規程

平成15年9月17日 制定

第1条 学則第4条第4項の規定により修業年限を超えて在学を認められた者（以下「長期履修学生」という。）については、この規程に定めるところによる。

第2条 長期履修学生の在学年限は、3年以上とする。

第3条 長期履修学生の年間履修登録の単位数については、別表1に定める上限単位数の範囲内において毎年履修登録するものとする。

第4条 長期履修学生として願い出のできる者は、職業を有しているなどの事情により、修業年限を超えて在学し所定の要件を満たして卒業（修了）する予定の者で、次の各号によるものとする。

（1）本学の第1年次に入学を志願する者（ただし、外国人留学生を除く。）

（2）本学に在籍する学生（ただし、外国人留学生を除く。）

第5条 長期履修学生を願い出る者は、次の各号に定める書類を本学の指定する期限までに提出しなければならない。

（1）長期履修学生願書

（2）履修計画書

第6条 第4条第1号による入学を志願する者の願出の手続き、選抜等については、入学試験要項による。

第7条 長期履修学生の受入れ時期は、学年の始めとする。

第8条 長期履修学生が登録した在学期間の変更を願い出る場合は、学長に願い出て、許可を得なければならない。ただし、登録した在学期間の最終学年に入ってから期間延長の変更は認めないものとする。

第9条 長期履修学生に係る入学検定料、入学金、授業料及びその他の諸納入金（以下「授業料等」という。）の金額及び納入の期日は別表2のとおりとする。

第10条 長期履修学生については、学則及びこの規程に定めるもののほか、本学の学生に係る諸規程の定めるところによる。

附 則

1. この規程は、平成16年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表1

履修登録上限単位数等

学 科	単位数	1学期間履修登録の上限単位数	備 考
食 物 栄 養 科 初 等 教 育 科		1 単位以上12単位まで 1 単位以上12単位まで	1. 教育実習等の学外実習及び卒業要件単位とならない教職科目等の資格取得科目の単位は、上限単位数に加えて履修登録することができる。 2. 学位互換協定に基づき修得した単位は、上限単位数に含めるものとする。 3. 大学又は短期大学以外の教育施設の学修及び入学前の既修単位等として認定した単位は、上限単位数には含めない。

別表2

授業料等の金額及び納入期日

(1) 授業料等

学 科	納入金	入学検定料	入 学 金	授 業 料	教育研究料
食 物 栄 養 科 初 等 教 育 科		円 30,000 30,000	円 210,000 210,000	円 1 単位 23,000 1 単位 23,000	円 1 単位 3,300 1 単位 2,600
納入額及び納入期日		入学出願のときに全額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学手続き時に70,000円 ・ 1年次3月中に70,000円 ・ 2年次3月中に70,000円 	各学年4月20日までに登録単位数の合計額	各学年4月20日までに登録単位数の合計額

(備考) 教職課程及び司書課程の履修料は、同課程の履修登録のある学期ごとにそれぞれ6,000円とする。

したがって、同課程の履修を登録した科目・単位については、授業料及び教育研究料を徴収しない。

(2) 休学期間中の授業料等

学 科	納入金	授 業 料	教 育 研 究 料	納 入 期 日
各 学 科		円 1 学期 30,000	円 徴収しない	休学期間当初の月の20日まで

入学前の既修得単位認定の取扱いに関する規程

昭和60年4月1日 制定

第1条 学則第28条第6項に基づく既修得単位認定の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

第2条 既に修得した科目及び単位の認定は、教養科目及び専門科目の単位とし、合計15単位を超えない範囲で行うものとする。

2 前項の単位の認定に関連して、修業年限の短縮は行わないものとする。

3 食物栄養科における専門科目の単位の認定は、栄養士養成施設指導要領（厚生労働省健康局長通知（令和4年10月12日健発1012号第10号））により、個々の既修の学習内容を評価し、栄養士法施行規則第9条第1号に規定された教育内容に該当するものと認められるときに行うものとする。

4 初等教育科において、厚生労働省告示に定める教科目の認定は、指定保育士養成施設指定基準（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（平成15年12月9日雇児発第1209001号））の規定により、指定保育士養成施設で履修したものについて行うものとする。

第3条 既修得単位認定の申請をする者は、次の書類を所定の期日までに教務課まで提出しなければならない。

- 一 既修得単位認定申請書
- 二 最終在籍校の成績及び単位修得証明書

第4条 既修得単位の認定の判定は、学長補佐（教務担当）、学長補佐（学生担当）及び受入学科の学科長によって構成される判定委員会において行い、教授会の議を経て学長が決定する。

第5条 既修得単位認定の判定結果については、教務課より本人に通知する。

附 則

1. この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

(略)

8. この規定は、厚生労働省健康局長通知の日（令和4年10月12日）から施行する。

他の短期大学又は大学における授業科目の履修等に関する規程

昭和61年4月1日 制定

第1条 学則第29条第3項に基づく他の短期大学又は大学（以下「短期大学等」という。）における授業科目の履修等については、この規程の定めるところによる。

第2条 他の短期大学等での授業科目の履修は、本学において教育上有益と認め、かつ、当該大学との協議が成立した場合について実施する。

第3条 他の短期大学等での履修期間中の身分は、当該大学の定めによる聴講生とし、当該大学の学則及び指示・決定に従う義務を負う。

第4条 他の短期大学等での修学期間は、本学における在学期間に算入する。

第5条 他の短期大学等での履修科目の範囲は、当該学生の所属する専門科目及び教養科目とする。

2 他の短期大学等で履修した科目について取得した単位は、教授会において適当と認められたものについて、30単位を限度として認定することができる。

3 食物栄養科における専門科目の単位の認定は、栄養士養成施設指導要領（厚生労働省健康局長通知（令和4年10月12日健発1012号第10号））により、個々の既修の学習内容を評価し、栄養士法施行規則第9条第1号に規定された教育内容に該当するものと認められるときに行うものとする。

4 初等教育科において、厚生労働省告示に定める教科目の認定は、指定保育士養成施設指定基準（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（平成15年12月9日雇児発第1209001号））の規定により、指定保育士養成施設で履修したものについて行うものとする。

第6条 他の短期大学等において、授業科目の履修を志願する者は、次の書類を履修開始前の所定の期日までに、教務課に提出しなければならない。

一 他の短期大学等における授業科目の履修に係る願書

2 放送大学において授業科目を履修することを志願する者は、別に定める履修手続き等により履修するものとする。

第7条 他の短期大学等における授業科目の履修志願者の選考は、教授会において行い、学長がこれを決定する。

第8条 履修に関する費用で、当該大学へ納入すべき金額は、一括して本学から当該大学へ納入する。

第9条 学則第30条（外国の短期大学又は大学における授業科目の履修等）の規定により、本学の学生で外国の大学等に留学して取得した単位を認定する場合は、本規程を適用する。

2 別府大学・別府大学短期大学部学生海外留学規程に基づく、留学の許可を受けずに休学等して、外国の大学等で学修する場合は、本規程を適用しない。

第10条 その他の事項については、当該大学との協議に基づいて、別にこれを定める。

附 則

1. この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

(略)

10. この規定は、厚生労働省健康局長通知の日（令和4年10月12日）から施行する。

別府大学・別府大学短期大学部学生海外留学規程

平成31年2月25日 制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、別府大学学則（以下「大学学則」という。）第41条第5項及び別府大学短期大学部学則（以下「短大学則」という。）第30条第3項に基づき、留学に関して必要な事項を定める。

2 「別府大学・別府大学短期大学部学生海外研修実施要領」に定める海外研修は、この規程を適用しない。

(定 義)

第2条 この規程においては、海外の協定校、別府大学又は別府大学短期大学部（以下「本学」という。）が認定した外国の大学等（以下「留学先」という。）において、1 Semester等の期間以上の学修を目的としたものを「長期留学」といい、「1 Semester等の期間に満たないものを「短期留学」という。

2 本学が認定する長期留学は、次のとおりとする。

- (1) 本学から協定校への学生の相互受入れを前提にした双務的な交換留学
- (2) 本学から協定校への一方向的な派遣留学
- (3) 本学から非協定校への本学学長の許可を得て行う認定留学

3 本学が認定する短期留学は、海外の大学付属の語学センター等での1 Semesterに満たない期間の語学訓練を目的とした短期語学研修等とする。

(応募資格)

第3条 本学の募集する長期留学に応募できる者は、本学に1年（短期大学部は6月）以上在学し、修学状況が良好であると認められる者とする。ただし、編入学生は編入学前の在籍期間を含め、この規定に準じて判断する。

2 本学の募集する短期留学に応募できる者は、本学に4か月以上在学し、修学状況が良好であると認められる者とする。

3 留学先の求める要件（言語能力等）がある場合には、同要件に合致している必要がある。

(留学の申請)

第4条 認定留学をしようとする者は、原則として留学する3か月前までに、本学が指定する書類を提出し、学長に願い出なければならない。

(留学の許可)

第5条 留学の許可は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

(留学期間等)

第6条 長期留学の留学期間は、原則として1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として留学期間の延長を認めることができる。

2 長期留学の留学期間の学籍は、大学学則第41条及び短大学則第30条による留学として取り扱い、留学期間は在学期間に算入する。在学期間に算入する留学期間は2年（短期大学部は1年）以内とし、2年（短期大学部は1年）を超過する場合はその超過期間については、休学とする。

3 留学で取得した単位は、大学学則第33条第2項及び短大学則第30条第2項に基づき、本学にお

ける授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 本学が認定する留学の場合で、休学して取得した単位は、前項の規定を準用する。

(留学終了の手續)

第7条 留学生は、留学期間終了後原則として1か月以内に、所定の留学報告書に履修期間及び成績が明記されている単位修得証明書その他本学が指定する書類を添付し、学長に提出しなければならない。

(留学の取消し及び中止)

第8条 留学生が留学先においてその資格を取り消されたときは、本学における留学の許可を取り消すこととする。

2 留学生が次の各号の一に該当するときは、本学における留学の許可を取り消すこととする。

(1) 留学の成果をあげる見込みがなくなったとき

(2) 留学生として、本学及び留学先の規則に違反したとき

(3) その他留学生として本分に反する行為があると認められたとき

3 病気その他やむを得ない理由により留学の継続が不可能になった場合、留学生は、所定の留学中止届にその旨を証明する書類を添えて、学長に提出しなければならない。

(授業料等の減免)

第9条 長期留学及び短期留学の留学生については、本学が募集する留学生定員の範囲内において本学の授業料(授業料、教育研究料及び施設設備費)等を減免することができる。

2 授業料等の減免については、別に定める。

(留学に関する支援)

第10条 長期留学及び短期留学の留学生については、渡航費等の支援を行うことができる。

2 本学が認定する長期留学で、休学して留学する場合も前項の規定を準用する。

3 渡航費等の支援については、別に定める。

(事務)

第11条 事務は、教務事務部教務課と学生事務部留学生課が協力して処理する。

(雑則)

第12条 この規程の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年12月18日から施行する。

短期大学又は大学以外の教育施設等における 学修の単位認定に関する規程

平成6年4月1日 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、別府大学短期大学部学則第31条第3項に基づき短期大学又は大学（以下、「短期大学等」という。）以外の教育施設等における学修による単位の認定（以下「単位認定」という。）に関し、必要な事項を定める。

(単位認定の対象とする短期大学等以外の教育施設等における学修)

第2条 別府大学短期大学部（以下「本学」という。）が単位認定の対象とする短期大学等以外の教育施設等における学修は、「短期大学設置基準第15条第1項の規定により短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件」（平成3年6月5日文部省告示第69号）の規定により、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 大学の専攻科における学修
- 二 高等専門学校のカリキュラムにおける学修で、本学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 三 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、本学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 四 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）別表第三備考第六号の規定により文部科学大臣の認定を受けて短期大学、大学等が行う講習又は公開講座における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 五 社会教育法（昭和24年法律第207号）第九条の五の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて短期大学、大学その他の教育機関が行う社会教育主事の講習における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 六 図書館法（昭和25年法律第118号）第六条の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて短期大学又は大学が行う司書及び司書補の講習における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 七 学校図書館法（昭和28年法律第185号）第五条第三項の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて短期大学又は大学が行う司書教諭の講習における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 八 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則（平成12年文部省令第25号）又は技能審査の認定に関する規則（昭和42年文部省告示第237号）による文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 九 アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーション・テスト・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル及びトーイック
- 十 次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査であってこれらと同等以上の社会的評価を有するものにおける成果に係る学修で、短期大学において、短期大学教育に相当する水準を

有すると認めたもの

- イ 審査を行うものが国又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の団体であること。
- ロ 審査の内容が、学校教育法（昭和22年法律第26号）第108条第1項に規定する短期大学の目的に照らし適切なものであること。
- ハ 審査が全国的な規模において、毎年一回以上行われるものであること。
- ニ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること。

2 前項第八号から第十号に定める学修は別表のとおりとする。

（単位認定の申請）

第3条 単位認定を希望する者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、学期開始後の所定の期日までに、学長に申請しなければならない。

- (1) 短期大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定申請書（様式1）
- (2) 成績証明書又は技能審査の認定証の写し
- (3) その他必要に応じて求める書類

（単位認定の審査）

第4条 学長は、単位認定の審査を教務委員会に付託するものとする。

- 2 教務委員会は、前項の審査を行うにあたり必要と認めるときは、当該申請者に対して説明若しくは必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 教務委員会は、審査の結果を速やかに学長に報告するものとする。

（単位認定）

第5条 学長は、審査結果に基づいて教授会の議を経て、本学における履修とみなし、授業科目及び単位の認定を行うものとする。

（単位認定の範囲）

第6条 単位の認定は、教養科目及び専門科目とし、学則第29条第2項により、本学における授業科目の履修により修得したものとみなす単位数と合わせて、15単位を超えない範囲内で本学における授業科目の履修とみなし、単位の認定を行う。

- 2 食物栄養科における専門科目の単位の認定は、栄養士養成施設指導要領（厚生労働省健康局長通知（令和4年10月12日健発1012号第10号））により、個々の既修の学習内容を評価し、栄養士法施行規則第9条第1号に規定された教育内容に該当するものと認められるときに認定する。
- 3 初等教育科において、厚生労働省告示に定める教科目の認定が、指定保育士養成施設指定基準（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（平成15年12月9日雇児発第1209001号））の規定により、指定保育士養成施設で履修したものについて認定する。

（申請者への通知）

第7条 認定した授業科目及び単位の通知は、「成績通知書」によって行うものとする。

（単位認定に伴う履修指導等）

第8条 第5条により単位の認定を行った場合は、他の教養科目及び専門科目の履修を行わせるなど、本学における在学期間中における学修内容の豊富化を図るよう適切な指導を行うものとする。

（事務）

第9条 事務は、教務課において処理する。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規程は、平成6年4月1日から施行する。

(略)

9. この規定は、令和4年4月1日から施行し、令和3年4月1日に在籍する学生から適用する。

10. この規定は、厚生労働省健康局長通知の日（令和4年10月12日）から施行する。

別表（第2条関係）

第2条第1項	学修の種類	単位数、 級等	左に対応する 本学で認定する授業科目	認定 単位数	認定要領	
八 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則（平成12年文部省令第25号）又は技能審査の認定に関する規定（昭和42年文部省告示第237号）による文部科学大臣の認定を受けた技能審査に係る学修で、大学において大学教育に相当する水準を有するものと認められたもの	実用英語技能検定 （日本英語検定協会）	1級	技能検定 （英語技能検定1級）	6	教養科目として認定する。	
		準1級	技能検定 （英語技能検定準1級）	4		
		2級	技能検定 （英語技能検定2級）	1		
	日本漢字能力検定 （日本漢字能力検定協会）	1級	技能検定 （漢字能力検定1級）	6		
		準1級	技能検定 （漢字能力検定準1級）	4		
		2級	技能検定 （漢字能力検定2級）	1		
	実用フランス語技能検定 （フランス語教育振興協会）	準1級以上	技能検定 （フランス語検定準1級以上）	6		
		2級	技能検定 （フランス語検定2級）	4		
		準2級	技能検定 （フランス語検定準2級）	2		
		3級	技能検定 （フランス語検定3級）	1		
	九 アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーショナル・テスト・サービスが英語の能力を判定するために実施するトピック及びトフル	TOEIC （Test of English for International Communication） （国際ビジネスコミュニケーション協会）	860以上	技能検定 （TOEIC860以上）		6
			800～859	技能検定 （TOEIC800～859）		5
740～799			技能検定 （TOEIC740～799）	4		
680～739			技能検定 （TOEIC680～739）	3		
630～679			技能検定 （TOEIC630～679）	2		
500～629			技能検定 （TOEIC500～629）	1		
TOEFL iBT （エデュケーショナル テスト・サービス）			95以上	技能検定 （TOEFL 95以上）	6	
		84～94	技能検定 （TOEFL 84～94）	5		
		72～83	技能検定 （TOEFL 72～83）	4		
		57～71	技能検定 （TOEFL 57～71）	3		
		42～56	技能検定 （TOEFL 42～56）	2		

第2条第1項	学修の種類	単位数、 級等	左に対応する 本学で認定する授業科目	認定 単位数	認定要領
十 知識及び技能に関する審査であってこれらと同等以上の社会的評価を有するものにおける学修で、短期大学において、短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの	情報処理技術者試験 (経済産業省)	ITパスポート試験合格	情報処理技術者試験 (ITパスポート試験合格)	2	
	日本語能力試験 (日本国際教育支援協会、 国際交流基金)	N1	日本語能力試験 (N1)	5	
	日本語教育能力検定試験 (日本国際教育支援協会)	合格	日本語教育能力検定試験 (合格)	6	
	IELTS (英国ブリティッシュカウ ンシル等)	7.0 以上	技能検定 (IELTS 7.0以上)	6	
		5.5~ 6.5	技能検定 (IELTS 5.5~6.5)	4	
		4.0~ 5.0	技能検定 (IELTS 4.0~5.0)	2	
	ドイツ語技能検定 (ドイツ語学文学振興会)	準1級 以上	技能検定 (ドイツ語技能検定準1級以上)	6	
		2級	技能検定 (ドイツ語技能検定2級)	4	
		3級	技能検定 (ドイツ語技能検定3級)	2	
		4級	技能検定 (ドイツ語技能検定4級)	1	
	中国語検定 (日本中国語検定協会)	準1級 以上	技能検定 (中国語検定準1級以上)	6	
		2級	技能検定 (中国語検定2級)	4	
		3級	技能検定 (中国語検定3級)	2	
		4級	技能検定 (中国語検定4級)	1	
	HSK [漢語水平考試] (中国政府認定資格)	5級 以上	技能検定 (漢語水平考試5級以上)	6	
		4級	技能検定 (漢語水平考試4級)	4	
		3級	技能検定 (漢語水平考試3級)	2	
		2級	技能検定 (漢語水平考試2級)	1	
	韓国語能力試験 (TOPIK) (韓国教育財団)	5級 以上	技能検定 (韓国語能力試験 (TOPIK) 5級以上)	6	
		4級	技能検定 (韓国語能力試験 (TOPIK) 4級)	4	
		3級	技能検定 (韓国語能力試験 (TOPIK) 3級)	2	
		2級	技能検定 (韓国語能力試験 (TOPIK) 2級)	1	

別府大学短期大学部学科履修規程

昭和50年4月1日 制定

第1条 別府大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第32条に基づきこの規程を定める。

（履修科目及び単位数）

第2条 卒業資格を得るためには、次の科目の単位を修得しなければならない。

学科 科目	食物栄養科	初等教育科
教養科目	12	12
専門科目	50	50
合計	62	62

第3条 前条に定める教養科目及び専門科目は、学則別表第1に定めるものとする。

（履修）

第4条 科目を履修するためには、その科目の授業（講義、演習、実験、実習、実技を含む。以下同じ。）を履修しなければならない。

第5条 科目を履修しようとする者は、学期始めに所定の履修の手続きを行わなければならない。なお、別に定める者については、受講票を担当教員に、履修登録票を教務課に提出しなければならない。

2 正当な理由がなくて、所定の期間内に受講票及び履修登録票を提出しない者は、履修することができない。

3 履修手続き後の履修科目の変更、追加、取消しは、原則として認めない。

4 学則第23条の2に定める履修科目として登録することのできる単位数の上限は、次の各号のとおり取り扱うものとする。

一 前期又は後期において履修登録できる教養科目及び専門科目の単位数は、25単位までとする。ただし、通算GPA（Grade Point Average（以下、「GPA」という。））又は前学期GPAが3.5以上の学生には、当該学期の履修上限を27単位まで緩和する。なお、通年の授業科目の単位数は、二分の一を各学期に振り分けて計算する。

二 前号の単位数には次に掲げる単位は含まない。

ア 教養科目及び専門科目以外の教育職員免許状の取得等の資格取得に係る授業科目の単位

イ 集中講義の授業科目の単位

ウ 学外実習及びインターンシップ、キャリア教育に関する授業科目の単位

エ 単位互換科目の単位

オ 学則第25条第2項、第28条、第29条、第30条及び第31条に定める認定科目の単位

三 前第一号は、学則第15条及び第15条第2項の定めにより入学した者並びに第22条の定めにより転科した者には適用しない。

（単位の修得）

第6条 科目の単位を取得するためには、その科目の授業を履修して、試験その他の本学が定める適切な方法（以下、「試験等」という。）により評価を受け、合格しなければならない。

2 前項に定める評価を受け合格しなかった者及び試験等を受けなかった者は、その科目の単位を修得するために、再履修しなければならない。

ただし、再試験の受験が許可されて単位を修得する場合は、この限りでない。

(試験)

第7条 試験は学期末に期間を定めて実施する。ただし、この期間に実施できない時は、学長が別に定める期間に実施することができる。

(受験資格)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- 一 試験を受けようとする科目を、その学期に履修しなかった者。
- 二 試験を受けようとする科目の授業において、出席時数が総授業時数の3分の2に満たない者。
- 三 授業料その他の納付金が未納の者。
- 四 受験中に学生証を所持しない者。
- 五 試験開始後、25分以上遅刻した者。

(成績の評価)

第9条 成績評価は試験等によって行う。

- 2 試験等は、試験、実技、口頭試問、授業内活動の記録及び論文等の提出その他これらに準ずる方法により行うものとする。
- 3 実習・実験又は実技の方法で授業を行うものは、当該科目の特性に応じた方法により評価を行うことができる。

第10条 学則第27条に定める学習の評価は、授業科目の試験等による成績を0点から100点の範囲において点数で評価する。

2 点数に対する評語は次の表のとおりとする。

評価基準	左に対応する評語	単位認定
90～100点	AA	合格
80～89点	A	合格
70～79点	B	合格
60～69点	C	合格
59点以下	F	不合格

3 学修達成度の判定基準は、次の表のとおりとする。

点数・評語		左に対応する学修達成度の判定基準
90～100点	AA	授業科目の内容を極めて良く理解しており、試験等において特に優れた成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
80～89点	A	授業科目の内容を良く理解しており、試験等において優れた成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
70～79点	B	授業科目の内容を標準的なレベルで理解しており、試験等において妥当と認められる成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
60～69点	C	授業科目の内容は理解でき、試験等において合格と認められる最低限度の成績（達成レベル）を示したので、合格とする。
59点以下	F	試験等において合格と認められる「C」に達する最低限の成績（達成レベル）を示さなかった。

4 前三項に定める成績評価のほか、点数を係数（Grade Point）で表し、取得した係数の平均値による学業評価指数（Grade Point Average）を算出することによって、総合的な学修達成度を評価する。

（不正行為）

第11条 試験中に不正行為をした者については、その試験科目の受験資格を取消す。この決定は、教授会の審査を経て行う。

（追試験）

第12条 正当な理由によって試験を受けることができなかった者については、本人の願い出により、審査の上、1回に限り追試験を行うことができる。

2 追試験願は、試験終了後所定の期間内に教務課に提出しなければならない。

3 追試験願には、受験できなかった理由を明記し、それを証明する診断書その他の証明書を添付しなければならない。

（再試験）

第13条 試験等の結果、不合格となった科目については、再試験願を提出することができる。ただし、再試験を受験できる科目は5科目以内とする。

2 再試験の成績は、60点を限度とする。

3 再試験を許可された者は、所定の期日までに、所定の再試験料を納入しなければならない。

4 一旦納入した再試験料は返還しない。

（その他）

第14条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

（略）

22. この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条は、令和2年度入学生から適用する。

23. この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第5条は、令和5年度入学生から適用する。

24. この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別府大学短期大学部副専攻規程

令和7年6月1日 制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、別府大学短期大学部学則第23条第8項の規定に基づき、副専攻に関し必要な事項を定めるものとする。

(課程及び授業科目等)

第2条 副専攻により設ける課程及び授業科目の種類並びに修得しなければならない単位数は、別表のとおりとする。

(履修手続)

第3条 副専攻の受講に当たっては、原則として事前の受講申請は必要としない。

2 前項の規定にかかわらず、運営上必要と認めるときは、事前の受講申請を求める場合がある。

(修了認定)

第4条 第2条に定める課程の修了の認定は、教授会の議を経て学長が行う。

(修了証書の授与)

第5条 学長は、前条により課程を修了したと認定された学生に対し、副専攻修了証(様式1)を授与する。

(修得単位)

第6条 副専攻認定に必要な単位数は、10単位以上とする。

(規程に定めのない事項)

第7条 この規程に定めるもののほか、副専攻の履修に関し必要な事項は、学長が定める。

(事務の所管)

第8条 副専攻に関する事務は教務課が所管する。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。

別表（第2条関係）

副専攻課程の名称「データサイエンス副専攻」

授業科目名	単位数		備 考
	必修	選択	
情 報 リ テ ラ シ ー	1		修了要件 10 単位以上
数 理 ・ デ ー タ サ イ エ ン ス 入 門	2		
数 学 基 礎 I		1	
統 計 学 I		1	
デ ー タ サ イ エ ン ス 基 礎		1	
ア ル ゴ リ ズ ム と プ ロ グ ラ ミ ン グ		1	
デ ー タ エ ン ジ ニ ア リ ン グ 基 礎		1	
A I 基 礎		1	
A I ・ デ ー タ サ イ エ ン ス 実 践	2		

様式1（第5条関係）

第〇〇〇号
<p>別府大学短期大学部副専攻課程 修了証</p>
<p>学科</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">〇年〇月〇日生</p>
<p>上記の者は「〇〇〇〇副専攻」を修了した ことを証する。</p>
<p>令和 〇〇 年 〇 月 〇〇 日</p> <p>別府大学短期大学部</p> <p style="text-align: center;">学 長 〇 〇 〇 〇 印</p>

別府大学短期大学部におけるGPA制度の取扱いに関する規程

平成23年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、別府大学短期大学部（以下「本学」という。）における成績評価を係数（Grade Point）（以下「GP」という。）で表し、取得したGPの平均値による学業評価指数（Grade Point Average）（以下「GPA」という。）制度によって、学生の学修指導等に資することを目的とする。（成績評価とGP）

第2条 本学学則（以下「学則」という。）第27条に基づく学科履修規程第10条に定める成績の点数に与えるGPの計算は、次によるものとする。

2 GPは、当該授業科目の成績点から55を控除して得た点数を10で除した値とし、その計算式は、次のとおりとする。

$$GP = (\text{成績点} - 55) / 10$$

3 成績標語、成績点に対応するGPは、次の表のとおりとする。

成績標語	成績点	GP
AA	90～100	3.5～4.5
A	80～ 89	2.5～3.4
B	70～ 79	1.5～2.4
C	60～ 69	0.5～1.4
F	0～ 59	0.0～0.4
欠席	—	0.0
失格	—	0.0

4 再試験を受験して「C」の評価を得た場合は、そのGPで計算する。

5 一つの授業科目の一旦取得した評価を上位の評価に差し替えるために再履修し、上位の評価を取得できた場合は、上位のGPを適用できる。ただし、上位の評価を取得できなかった場合は、元評価のGPとする。

(授業科目におけるGPの扱い)

第3条 授業科目におけるGPの扱いは、次のとおりとする。

1. GPの対象とする授業科目

学則第23条第6項別表第1に規定している授業科目

2. GPの対象から除外する授業科目

(1) 編入学、再入学又は転入学又は転科した際に単位認定した授業科目

(2) 学則第28条に規定する入学前の既修得単位として単位認定した授業科目

(3) 学則第29条に規定する他の短期大学等において履修した授業科目

(4) 学則第30条に規定する外国の短期大学等において履修した授業科目

(5) 学則第31条に規定する短期大学等以外の教育施設等における学修で単位認定した授業科目

(GPA値の算出方法)

第4条 GPA値は、学期ごとに算出する「学期GPA」及び卒業（修了）時に算出する「通算GPA」とする。

2 学期GPA及び通算GPAの計算は、次による。

(1) 学期GPAは、当該学期で得た取得点の合計を当該学期で履修登録した単位数の合計で除して得た数値とする。

$$\text{学期GPA} = \frac{\text{取得点の合計}}{\text{履修登録した単位数の合計}}$$

(2) 通算GPAは、各学期で得た取得点の総和を各学期で履修登録した単位数の総和で除して得た数値とする。

$$\text{通算GPA} = \frac{\text{各学期で得た取得点の総和}}{\text{各学期で履修登録した単位数の総和}}$$

3 取得点は、当該授業科目の評価で得たGPを当該授業科目の単位数を乗じて得た数値とする。

(学修指導の目安)

第5条 学生のGPA値によって次の目安を参考にして学修等の指導を行う。

GPA値	評価の状況	学修の状態
3.01～4.50	AA～A評価を平均的に修得	授業科目の内容を良く理解しており、試験等において優れた成績を修めている。非常に優秀。特に問題はない。
2.01～3.00	A～B評価を平均的に修得	授業科目の内容を標準的なレベルで理解しており、試験等において標準的な成績を修めている。 問題はないが、学期ごとに下がっている場合は注意が必要である。
1.01～2.00	B～C評価を平均的に修得	授業科目の内容は理解でき、試験等において合格と認められる低いレベルの成績を修めている。本人の学修姿勢によっては、急激に不合格科目が増えることもあるので、注意が必要
0.50～1.00	不合格科目、失格、欠席が多い	授業科目の内容は理解できているが、試験等において最低限度の成績を修めている。 学習面、生活面で問題を抱えている場合が多く、学修状況や生活面での指導が必要になる。
0.5未満	不合格科目、失格、欠席が特に多い	授業科目の内容は理解が乏しく、多くの試験等において最低限度の成績を修めていない。 学習面、生活面で問題を抱えており、学修状況での継続的な学修指導や生活面での指導が必要になる。

2 通算GPA又は、当該学期GPAが0.5未満の場合は、退学勧告の対象とする。

(履修取消)

第6条 第3条第1項に定める授業科目で履修登録した授業科目について履修の取り消しを希望する場合は、履修変更期間とは別に定める当該学期の所定の期間内に所定の申請書を教務課に提出しなければならない。ただし、この場合において取り消した科目とは別の科目を履修登録することはできない。

2 履修取り消しのない授業科目は、GPA値の対象科目とする。

(GPA値の学生への通知)

第7条 GPA値の学生への通知は、成績通知書によって行う。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、GP及びGPAの取扱いに関する必要な事項は別に定める。

附 則

1. この規程は、平成23年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成30年9月12日から施行し、平成30年9月12日に在籍する学生から適用する。

他学科の開講授業科目の受講に関する内規

昭和60年4月1日 制定

(受 講)

第1条 在學生で、所属学科で開設されている科目について、他学科においてその科目の受講を希望する場合は、当該授業科目担当者の許可を得たうえ、履修を認めることがある。

2 在學生で、所属学科で開設されていない科目で、専攻に関連する科目が他学科において開設されている場合、他学科においてその科目の受講を希望する場合は、当該授業科目担当者の許可を得たうえ、履修を認めることがある。

(出席と試験)

第2条 受講者の出席及び試験については、学科履修規程を適用する。

(単位の認定)

第3条 第1条第1項により受講し試験に合格した場合は、単位を認定し、卒業及び資格取得に必要な単位として加算する。

2 第1条第2項により受講し試験に合格した場合は、単位を認定するが、卒業に必要な単位としては加算しない。

(受講生の制限)

第4条 本内規による受講生について、人員を制限することがある。

附 則

1. この内規は、昭和60年4月1日から施行する。
2. 昭和59年度以前の入学生については、この内規を準用する。

教職課程履修規程

昭和50年4月1日 制定

第1条 本学に教育職員免許法（昭和24年法律第147号）ならびに同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の規定に基づいて教職課程をおく。

第2条 本学で取得できる教育職員免許状は次のとおりである。

科		免許状の種類	免許教科	備考
食 物 栄 養 科	家庭コース	中学校教諭二種免許状	家 庭	
	栄教コース	栄養教諭二種免許状		

2. 初等教育科で取得できる小学校教諭二種免許状及び幼稚園教諭二種免許状の取得については、別に定める。

第3条 教育職員免許状を取得するためには次の表に定める「基礎資格」を有し、「大学において修得することを必要とする最低単位数」をすべて修得しなければならない。

免許状の種類	所要資格 基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数		
			単位数	
中学校教諭二種免許状	短期大学士の学位を有すること	教科及び教職に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	12
			教育の基礎的理解に関する科目	6
			道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	6
			教育実践に関する科目	7
			大学が独自に設定する科目	4
			(計)	35
栄養教諭二種免許状	短期大学士の学位を有すること及び栄養士法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること	栄養に係る教育及び教職に関する科目	栄養に係る教育に関する科目	2
			教育の基礎的理解に関する科目	5
			道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	3
			教育実践に関する科目	4
			(計)	14

2 教育職員免許状の授与を受ける場合は、次の各号に定める所要の科目及び単位を修得しなければならない。

- 一 中学校教諭二種免許状に必要な科目及び単位数は、別表1のとおりとする。
- 二 栄養教諭二種免許状に必要な科目及び単位数は、別表2のとおりとする。
- 三 中学校教諭二種免許状及び栄養教諭二種免許状に必要な教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目及び単位数は、別表3のとおりとする。

第4条 教職課程の履修を希望する者は、第1年次前期始めに「教職課程履修願」を教務課に提出し

なければならない。

2 前項の願書は、教職課程委員会及び所属科教員の審査を以て決定し、教務課から発表する。

3 教職課程の履修を許可された者は、ただちに所定の履修費を経理課に納入しなければならない。

第5条 教職課程の科目のうち教育実習については、教育実習前の所定の期日までに、「教育実習申込書」を教務課に提出しなければならない。

2 上記の申込書は、教職課程委員会及び所属科の実習指導委員の審査を以て決定し、教務課から発表する。

3 次の各号に該当する者は、教育実習を履修することはできない。

一 教育実習前に受講した学科目中、単位を修得し得ない科目のはなはだしく多い者。

二 教育実習前に受講すべき教職課程の科目を修得し得なかった者。

三 非行等があって、教授会において教育職員として不相当であると判定された者。

第6条 教育実習の履修を許可された者は、ただちに所定の教育実習費を教務課に納入しなければならない。

第7条 教育実習の企画・実施は、教職課程委員会及び所属科の教育実習指導委員がこれに当たる。

2 教育実習の施行に関する詳細な決定は、教職課程委員会が行う。

第8条 教育実習の成績の評価は、委託学校の評価を資料として、所属科の教育実習指導委員及び教職課程委員会が決定する。

第9条 この規程の外の履修規程は別府大学短期大学部学科履修規程を準則とする。

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

(略)

23. この規程は、令和4年4月1日から施行する。

24. この規程は、令和5年4月1日から施行する。

25. この規程は、令和6年4月1日から施行する。

26. この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 (第3条第2項第1号関係) <中学校教諭二種(家庭)>

教育職員免許法施行規則 に定める科目区分等		最低 修得 単位数	左に対応する開設授業科目			備 考	
			授 業 科 目	単位数			
科目区分	各科目に含めること が必要な事項			必修	選択		
教科及び 教科の指 導法に関 する科目	教科に 関する 専門的 事項	家庭経営学(家族関係及 び家庭経済学を含む)	生活経営	1		家族関係及 び家庭経済 学を含む。	
		被服学(被服実習を含む)	被服学	1		被服実習を 含む。	
		食物学(栄養学、食品学 及び調理実習を含む)	基礎栄養学	2			
			食品学	2			
			調理実習Ⅰ	1			
			給食経営管理実習Ⅰ	1			
		応用栄養学	2				
住居学	住生活学	1					
保育学	保育学	1					
各教科の指導法(情報機器及 び教材の活用を含む。)		家庭科教育法Ⅰ 家庭科教育法Ⅱ	2 2				
教育の基礎的理 解に関する科目	・教育の理念並び に教育に関する 歴史及び思想 ・教育に関する社 会的、制度的又 は経営的事項 (学校と地域と の連携及び学校 安全への対応を 含む) ・教職の意義及び 教員の役割・職 務内容(チーム 学校運営への対 応を含む) ・幼児、児童及び 生徒の心身の発 達及び学習の過 程 ・特別の支援を必 要とする幼児、 児童及び生徒に 対する理解 ・教育課程の意義 及び編成の方法 (カリキュラ ム・マネジメン トを含む)	教育学概論	2				
		教職概論	2				
		教育心理学	2				
		特別支援教育論	2				
		教育課程論	1				

教育職員免許法施行規則 に定める科目区分等		最低 修得 単位 数	左に対応する開設授業科目			備 考
科目区分	各科目に含めること が必要な事項		授 業 科 目	単位数		
				必修	選択	
道徳、総合的な 学習の時間等の 指導法及び生徒 指導、教育相談 等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の理論及び指導法 ・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術 ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む）の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 	6	道徳教育論	1		
			総合的な学習の時間の指導法および特別活動論	2		
			教育方法論	1		
			教育とICT活用	1		
			生徒指導論	1		
			教育相談論	2		
			進路指導論	1		
教育実践に関する科目	教育実習	5	実習指導	1		
			教育実習Ⅰ	2		
			教育実習Ⅱ	2		
	教職実践演習	2	教職実践演習（中学校）	2		
大学が独自に設定する科目		4	介護等体験実習指導	2	1	この欄の科目又は最低修得単位を超えて履修した他の教科及び教職に関する科目を併せて4単位以上修得する。
			介護等体験実習			
			栄養教育論			
計		35		43	2	
				45		

別表2（第3条第2項第2号関係）＜栄養教諭二種＞

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		最低 修得 単位数	左に対応する開設授業科目			備 考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項		授 業 科 目	単位数		
				必修	選択	
栄養に係る教育に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ・幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 ・食生活に関する歴史的及び文化的事項並びに食に関する指導の方法に関する事項 	2	学校栄養指導論	2		
教育の基礎的理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 	5	教育学概論	2		
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む） ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む） 		教職概論	2		
	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 		教育心理学	2		
	<ul style="list-style-type: none"> ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 		特別支援教育論	2		
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む） 		教育課程論	1		

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		最低修得単位数	左に対応する開設授業科目			備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項		授 業 科 目	単位数		
				必修	選択	
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探求の時間並びに特別活動に関する内容 ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む） ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む）の理論及び方法	3	道徳教育論	1		
			総合的な学習の時間の指導法及び特別活動論	2		
			教育方法論 教育とICT活用	1 1		
			生徒指導論	1		
教育実践に関する科目	栄養教育実習	2	栄養教育実習指導 栄養教育実習	1 1		
	教職実践演習	2	教職実践演習(栄養教諭)	2		
計		14		23	0	
				23		

別表3（第3条第2項第3号関係）＜中学校教諭二種（家庭）、栄養教諭二種＞

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目		左に対応する開設授業科目			
科 目	単位数	授 業 科 目	単位数		
			必修	選択	
日本国憲法	2	法学（日本国憲法）	2		
体育	2	スポーツと健康		1	この区分から2 単位選択必修
		健康科学概論		1	
		体育実技Ⅰ		1	
		フィットネス		1	
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションⅠ	1		
		英語コミュニケーションⅡ	1		
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作	2	情報リテラシー		1	この区分から2 単位選択必修
		数理・データサイエンス入門		2	
計	8	計	4	7	
			11		

初等教育科教職課程履修規程

昭和52年4月1日 制定

第1条 この規程は、別府大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第35条第2項の規定に基づき、別府大学短期大学部（以下「本学」という。）初等教育科において教育職員免許状を取得するために必要な事項を定める。

第2条 本学初等教育科で取得できる教育職員免許状は次のとおりである。

小学校教諭二種免許状

幼稚園教諭二種免許状

第3条 教育職員免許法に規定する免許状取得のために必要な基礎資格及び修得することを必要とする最低単位数は、次の表のとおりである。

免許状の種類	所要資格		単位数	
	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数		
小学校教諭二種免許状	短期大学士の学位を有すること	教科及び教職に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	16
			教育の基礎的理解に関する科目	6
			道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	6
			教育実践に関する科目	7
			大学が独自に設定する科目	2
			(計)	37
幼稚園教諭二種免許状	短期大学士の学位を有すること	教科及び教職に関する科目	領域及び保育内容の指導法に関する科目	12
			教育の基礎的理解に関する科目	6
			道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	4
			教育実践に関する科目	7
			大学が独自に設定する科目	2
			(計)	31

第4条 小学校教諭二種免許状に必要な科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

第5条 幼稚園教諭二種免許状に必要な科目及び単位数は、別表2のとおりとする。

第6条 小学校教諭二種免許状及び幼稚園教諭二種免許状に必要な免許法施行規則第66条の6に定める科目及び単位数は、別表3のとおりとする。

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

(略)

20. この規程は、令和6年4月1日から施行する。

21. この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）＜小二種免＞

免許法施行規則に定める科目区分等		最低 修得 単位 数	左記に対応する開設授業科目		備 考		
科目区分	各科目に含めること が必要な事項		授 業 科 目	単位数			
				必修	選択		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的 事項	国語（書写を含む）	国語（書写を含む）		2	4単位以上 選択必修	
		社会	社会		2		
		算数	算数		2		
		理科	理科		2		
		生活	生活		1		
		音楽	音楽		1		
		図画工作	図画工作		1		
		家庭	家庭		1		
		体育	体育		1		
		外国語	外国語（英語）		2		
	各教科の指導法（情報 通信技術の活用を含む。）	国語（書写を含む）	16	国語科指導法		2	6科目12 単位以上選 択必修。 その内、音 楽、図画工 作、体育の 各指導法か ら2科目4 単位選択必 修
		社会		社会科指導法		2	
		算数		算数科指導法		2	
		理科		理科指導法		2	
		生活		生活科指導法		2	
		音楽		音楽科指導法		2	
		図画工作		図画工作科指導法		2	
		家庭		家庭科指導法		2	
		体育		体育科指導法		2	
外国語		外国語（英語）科指導法		2			

免許法施行規則に定める科目区分等		最低 修得 単位 数	左記に対応する開設授業科目			備 考
科目区分	各科目に含めること が必要な事項		授 業 科 目	単位数		
				必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む） ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む） 	6	教育原理	2		
			教職概論	2		
			発達心理学	2		
			特別支援教育・保育 I	2		
			教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の理論及び指導法 ・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術 ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む）の理論及び方法 	6	道徳教育指導法	1		
			総合的な学習の時間および特別活動指導法	2		
			教育方法論	2		
			教育とICT活用	1		
			生徒指導論	2		
			教育相談	2		

免許法施行規則に定める科目区分等		最低 修得 単位 数	左記に対応する開設授業科目			備 考
科目区分	各科目に含めるこ とが必要な事項		授 業 科 目	単位数		
				必修	選択	
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習指導 観察実習 教育実習	1 1 3		
	教職実践演習	2	保育・教職実践演習 (幼・小)	2		
大学が独自に設定する科目		2	介護体験指導		1	この欄の科目又は最低修得単位を超えて履修した他の教科及び教職に関する科目を併せて2単位以上修得する。
			介護体験実習		1	
計		37			27	16
					43	

別表2（第5条関係）＜幼二種免＞

免許法施行規則に定める科目区分等			最低 修得 単位 数	左記に対応する開設授業科目			備 考
科目区分	各科目に含めること が必要な事項	授 業 科 目		単位数			
				必修	選択		
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健康	幼児と健康		1	4単位以上 選択必修	
		人間関係	幼児と人間関係		1		
		環境	幼児と環境		1		
		言葉	幼児と言葉		1		
		表現	幼児と表現		1		
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）		12	保育内容総論	1		
				保育内容Ⅰ	2		
				保育内容Ⅱ	2		
				保育内容Ⅲ	2		
				保育内容Ⅳ	2		
			保育内容Ⅴ	2			
教育の基礎的理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む） ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む） 	6	教育原理	2			
			教職概論	2			
			発達心理学	2			
			特別支援教育・保育Ⅰ	2			
			教育課程論	2			

免許法施行規則に定める科目区分等		最低 修得 単位 数	左記に対応する開設授業科目			備 考
科目区分	各科目に含めること が必要な事項		授 業 科 目	単位数		
				必修	選択	
道徳、総合的な 学習の時間等の 指導法及び生徒 指導、教育相談 等に関する科目	・教育の方法及び 技術（情報機 器及び教材の 活用を含む） ・幼児理解の理論 及び方法 ・教育相談（カウ ンセリングに関 する基礎的な知 識を含む）の理 論及び方法	4	教育方法論	2		
			子どもの理解と支援の 方法	1		
			教育相談	2		
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習指導	1		
			観察実習	1		
	教育実習		教育実習	3		
	教職実践演習	2	保育・教職実践演習 (幼・小)	2		
大学が独自に設定する科目		2	/			この欄の科目又は最低修得単位を超えて履修した他の教科及び教職に関する科目を併せて2単位以上修得する。
計		31		33	4	
				37		

別表3（第6条関係）＜小二種免、幼二種免＞

教育職員免許法施行規則第66条の6 に定める科目			左記に対応する開設授業科目		
科 目	単位数	授業科目	単位数		
			必修	選択	
日本国憲法	2	法学（日本国憲法）	2		
体 育	2	スポーツと健康		1	この区分から 2単位選択必修
		健康科学概論		1	
		体育実技Ⅰ		1	
		フィットネス		1	
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションⅠ	1		
		英語コミュニケーションⅡ	1		
数理、データ活用及び人工 知能に関する科目 又は 情報機器の操作	2	情報リテラシー		1	この区分から 2単位選択必修
		数理・データサイエンス入門		2	
計	8		4	7	

保育士登録資格取得に関する規程

昭和52年4月1日 制定

第1条 保育士登録資格を取得しようとする者は、本学初等教育科において学則第32条の定めによるほか、「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び履修方法」（平成13年厚生労働省告示第198号）（以下「告示」という。）に規定する所要の修業科目及び単位を修得しなければならない。

第2条 前条に掲げる告示に規定する必修科目及び選択必修科目に関する本学で開講する授業科目、単位数及び履修方法は、別表のとおりとする。

第3条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学在学中に児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第5条第1項の規定による保育士を養成する学校として指定を受けた他の短期大学又は大学（以下、「保育士養成短期大学等」という。）において履修した授業科目又は本学入学前に保育士養成短期大学等で履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で本学における当該授業科目に相当する授業科目の履修により修得したものとみなし認定することができる。

附 則

1. この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

（略）

20. この規程は、令和6年4月1日から施行する。

21. この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

告示による教科目				本学における開講授業科目				備 考
系列	教 科 目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数		
						必修	選択	
教 養 科 目	外国語、体育以外の科目	不問	6以上	心理学入門	講義		1	6単位以上必修
				文学入門	講義		1	
				法学（日本国憲法）	講義		2	
				情報リテラシー	演習		1	
				哲学入門	講義		1	
				芸術	講義		1	
				社会生活と経済	講義		1	
	現代社会論	講義		1				
	外国語	演習	2以上	英語コミュニケーションI	演習	1		1単位以上 選択必修
				英語コミュニケーションII	演習	1		
体育	講義	1	スポーツと健康	講義		1		
			健康科学概論	講義		1		
	実技	1	体育実技I	実技		1	1単位以上 選択必修	
			フィットネス	実技		1		
最低修得単位数			10単位以上				10	

告示別表第1による教科目				本学における開講授業科目				備 考
系列	教 科 目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数		
						必修	選択	
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2		4単位以上必修
	教育原理	講義	2	教育原理	講義	2		
	子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉	講義	2		
	社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2		
	子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	講義	2		
	社会的養護I	講義	2	社会的養護I	講義	2		
	保育者論	講義	2	教職概論	講義	2		
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	講義	2	発達心理学	講義	2		
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2		
	子どもの理解と援助	演習	1	子どもの理解と支援の方法	演習	1		
	子どもの保健	講義	2	子どもの保健	講義	2		
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養I	演習	1		
				子どもの食と栄養II	演習	1		
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	講義	2	教育課程論	講義	2		4単位以上必修
	保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習	1		
	保育内容演習	演習	5	保育内容I	演習	2		
				保育内容II	演習	2		
				保育内容III	演習	2		
				保育内容IV	演習	2		
				保育内容V	演習	2		
	保育内容の理解と方法	演習	4	幼児と健康	演習		1	
				幼児と人間関係	演習		1	
				幼児と環境	演習		1	
				幼児と言葉	演習		1	
				幼児と表現	演習		1	
	乳児保育I	講義	2	乳児保育I	講義	2		
	乳児保育II	演習	1	乳児保育II	演習	1		
子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	演習	1			
障害児保育	演習	2	特別支援教育・保育II	演習	2			
社会的養護II	演習	1	社会的養護II	演習	1			
子育て支援	演習	1	子育て支援	演習	1			
保育実習	保育実習I	実習	4	保育実習I（保育所）	実習	2		
				保育実習I（施設）	実習	2		
	保育実習指導I	演習	2	保育実習指導I（保育所）	演習	1		
				保育実習指導I（施設）	演習	1		
総合演習	保育実践演習	演習	2	保育・教職実践演習（幼・小）	演習	2		
最低修得単位数			51単位				56	

告示別表第2による教科目				本学における開講授業科目				備 考
系 列	教 科 目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数		
						必修	選択	
保育の本質・目的に関する科目 保育の対象の理解に関する科目 保育の内容・方法に関する科目	各指定保育士養成施設において設定		6 単 位 以 上					5単位以上必修
				教 育 相 談	講義		2	
				教 育 方 法 論	講義		2	
				特別支援教育・保育Ⅰ	講義		2	
				保 育 方 法 研 究 Ⅰ	演習		1	
				保 育 方 法 研 究 Ⅱ	演習		1	
				保 育 方 法 研 究 Ⅲ	演習		1	
				保 育 方 法 研 究 Ⅳ	演習		1	
				保 育 方 法 研 究 Ⅴ	演習		1	
				保 育 方 法 研 究 Ⅵ	演習		1	
				保 育 方 法 研 究 Ⅶ	演習		1	
				器 楽 Ⅰ	演習		1	
				器 楽 Ⅱ	演習		1	
器 楽 Ⅲ	演習	1						
保育実習	保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲ	実習	2	保 育 実 習 Ⅱ	実習		2	2単位以上必修
				保 育 実 習 Ⅲ	実習		2	
	保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ	演習	1	保 育 実 習 指 導 Ⅱ	演習		1	1単位以上必修
				保 育 実 習 指 導 Ⅲ	演習		1	
最低修得単位数		9単位以上				9		
保育士登録資格取得要件単位数		70単位以上				75		

栄養士免許証取得資格に関する規程

昭和52年4月1日 制定

第1条 栄養士免許証取得資格を得ようとするものは、本学食物栄養科において学則第32条の定めによるほか、栄養士法（昭22年法第245号）および栄養士法施行規則（昭23年厚生省令第2号）に定める所要の科目を履修して単位を修得しなければならない。

第2条 前条に掲げる資格取得に必要な授業科目および単位数は別表のとおりとする。

第3条 学則第28条から第31条までの規定により修得した授業科目の単位は、第1条の定めによる所要の科目を履修して単位を修得したものとする。

附 則

1. この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

(略)

8. この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条については、平成23年度入学生から適用する。

9. この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条については、令和3年度入学生から適用する。

別表（第2条関係）

栄養士法施行規則第9条の別表第1に定める教育内容			学則に定める授業科目等						
教育内容	単位数		区分	授業科目	履修方法単位数		取得要件単位数		備考
	講義 又は 演習	実験 又は 実習			講義 又は 演習	実験 又は 実習	必修	選択	
社会生活と健康	4			社会福祉概論	2		2		
				公衆衛生学概論	2		2		
				社会生活と健康の小計	4		4		
人体の構造と機能	8	4	専門科目	解剖生理学	2		2		
				生化学	2		2		
				解剖生理・生化学実験		1	1		
				運動生理学	2		2		
				医学概論・臨床医学入門	2		2		
				人体の構造と機能の小計	8	1	9		
食品と衛生	6			食品学	2		2		
				食品加工学	2		2		
				食品学実験		1	1		
				食品加工学実習		1	1		
				食品衛生学	2		2		
				食品衛生学実験		1	1		
				食品と衛生の小計	6	3	9		
栄養と健康	8	10	専門科目	基礎栄養学	2		2		
				臨床栄養学総論	2		2		
				臨床栄養学各論	2		2		
				応用栄養学	2		2		
				応用栄養学実習		1	1		
				臨床栄養学実習		1	1		
				栄養と健康の小計	8	2	10		
栄養の指導	6			栄養教育論	2		2		
				栄養教育論実習		1	1		
				栄養カウンセリング論	2		2		
				栄養カウンセリング実習		1	1		
				公衆栄養学総論	2		2		
				栄養の指導の小計	6	2	8		
給食の運営	4		目	給食計画・実務論	2		2		(学内実習) (校外実習)
				給食経営管理実習Ⅰ		1	1		
				給食経営管理実習Ⅱ		2	2		
				校外実習事前事後指導	1		1		
				調理学	2		2		
				基礎調理		1	1		
				調理実習Ⅰ		1	1		
				調理実習Ⅱ		1	1		
				給食の運営の小計	5	6	11		
合計	36	14		専門科目の計	37	14	51		

「フードスペシャリスト」資格取得に関する規程

平成13年4月1日

第1条 日本フードスペシャリスト協会（以下、協会という。）が認定する「フードスペシャリスト」資格を取得しようとする者は、学則第32条の規定によるほか、本学食物栄養科において本学所定のフードスペシャリストに関する科目及び単位を修得し、協会が実施する資格認定試験に合格しなければならない。

第2条 本学所定の「フードスペシャリスト」に関する科目及び単位を修得し、協会が実施する資格認定試験に合格した者には、フードスペシャリスト資格認定証（日本フードスペシャリスト協会）を授与する。

第3条 本学で開講するフードスペシャリストに関する科目及び単位数並びに履修方法は、別表のとおりとする。

附 則

1. この規程は、平成13年4月1日から施行する。ただし、この規程は、平成12年度入学生から適用する。
2. この規程は、平成14年4月1日から施行する。
3. この規程は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

日本フードスペシャリスト協会 が定める科目及び単位数等	授業形態	単位数	本学で開講する 授業科目名	履修 方法	単 位			
					必修	選択		
必修 科 目	フードスペシャリスト論	—	2	フードスペシャリスト論	講義	2		
	食品の官能評価・鑑別論	講義 実験又は実習	1	食の安全と鑑別	講義	2		
			1	食品衛生学実験	実験	1		
	食物学に関する科目	講義 実験又は実習	4 1	食品学	講義	2		
				食品加工学	講義	2		
				食品加工学実習	実習	1		
	食品の安全性に関する科目	—	2	2	食品衛生学	講義	2	
	調理学に関する科目	講義 実験又は実習	2 2 2	調理学	講義	2		
				基礎調理	実習	1		
				調理実習Ⅰ	実習	1		
栄養と健康に関する科目	—	2	2	基礎栄養学	講義	2		
食品流通・消費に関する科目	—	2	2	フードマーケティング論	講義	2		
フードコーディネート論	—	2	2	フードコーディネート論	講義	2		
選択 科目	フードスペシャリスト資格に相当と される科目（自由設定単位）		健康管理概論	演習	1			
			食生活論	演習	1			
			栄養教育論	講義	2			
修得単位数合計					26単位			

専攻科初等教育専攻履修規程

平成8年4月1日 制定

第1条 別府大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第56条第3項に基づきこの規程を定める。
本専攻科初等教育専攻を修了するための学科履修は、学則第25条から第27条までの規定及びこの規程の定めるところによる。

（履修科目及び単位数）

第2条 本学専攻科初等教育専攻を修了するためには、学則別表第3に定める科目及び単位を修得しなければならない。

（履 修）

第3条 科目を履修するためには、その科目の授業（講義、演習、実習を含む、以下同じ。）を履修しなければならない。

第4条 科目を履修しようとする者は、学期始めに所定の履修手続きを行わなければならない。なお、別に定める者については、受講票を担当教員に、履修登録票を教務課に提出しなければならない。

2 正当な理由がなくて所定の期間に、受講票及び履修登録票を提出しない者は、履修することができない。

3 履修手続後の履修科目の変更、追加、取消しは、原則として認めない。

（単位の修得）

第5条 科目の単位を修得するためには、その科目の授業を履修して、試験その他の本学が定める適切な方法（以下、「試験等」という。）により評価を受け、合格しなければならない。なお、総授業時間数の3分の2以上の出席時間数がなければならない。

2 前項に定める評価を受け、合格しなかった者及び試験等を受けなかった者は、その科目の単位を修得するためには、再履修しなければならない。

ただし、再試験の受験が許可されて単位を修得する場合はこの限りではない。

（試 験）

第6条 試験は学期末に期間を定めて実施する。ただし、この期間に実施できない時は、学長が別に定める期間に実施することができる。

（受験資格）

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

1 試験を受けようとする科目を、その学期に履修しなかった者。

2 試験を受けようとする科目の授業において、出席時間数が第5条第1項に規定する時間数に満たない者。

3 授業料その他の納付金が未納の者。

4 受験中に学生証を所持しない者。

5 試験開始後、25分以上遅刻した者。

（成績の評価）

第8条 成績評価は試験等によって行う。

2 試験等は、試験、実技、口頭試問、授業内活動の記録及び論文等の提出その他これらに準ずる方

法により行うものとする。

- 3 実習・実験又は実技の方法で授業を行うものは、当該科目の特性に応じた方法により評価を行うことができる。

第9条 学則第27条に定める学習の評価は、授業科目の試験等による成績を0点から100点の範囲において点数で評価する。

- 2 点数に対する評語は次の表のとおりとする。

評価基準	左に対応する評語	単位認定
90～100点	AA	合格
80～89点	A	合格
70～79点	B	合格
60～69点	C	合格
59点以下	F	不合格

「F」の評価を受けた者は、単位の認定はできない。

- 3 学修達成度の判定基準は、次の表のとおりとする。

点数・評語		左に対応する学修達成度の判定基準
90～100点	AA	授業科目の内容を極めて良く理解しており、試験において特に優れた成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
80～89点	A	授業科目の内容を良く理解しており、試験において優れた成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
70～79点	B	授業科目の内容を標準的なレベルで理解しており、試験において妥当と認められる成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
60～69点	C	授業科目の内容は理解でき、試験において合格と認められる最低限度の成績（達成レベル）を示したので、合格とする。
59点以下	F	試験において合格と認められる「C」に達する最低限の成績（達成レベル）を示さなかった。

- 4 前三項に定める成績評価のほか、点数を係数（Grade Point）で表し、取得した係数の平均値による学業評価指数（Grade Point Average）を算出することによって、総合的な学修達成度を評価する。

（不正行為）

第10条 試験中に不正行為をした者については、その試験科目の受験資格を取消す。

この決定は教授会の審査を経て行う。

（追試験）

第11条 正当な理由によって試験を受けることのできなかった者については、審査の上、1回に限り追試験を行うことができる。

- 2 追試験願は、試験終了後所定の期間内に教務課に提出しなければならない。

- 3 追試験願には、受験できなかった理由を明記し、それを証明する診断書その他の証明書を添付しなければならない。

（再試験）

第12条 試験の結果、不合格となった科目について、再試験願を提出することができる。

ただし、再試験を受験し得る科目は5科目以内とする。

- 2 再試験の成績は、60点を限度とする。
- 3 再試験を許可された者は、所定の期日までに、所定の再試験料を納入しなければならない。
- 4 一旦納入した再試験料は返還しない。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規程は、平成8年4月1日から施行する。

(略)

9. この規程は、令和4年4月1日から施行する。
10. この規程は、令和8年4月1日から施行する。

専攻科初等教育専攻教職課程履修規程

平成11年4月1日 制定

第1条 別府大学短期大学部専攻科初等教育専攻（以下本専攻という。）に教育職員免許法（昭和24年法律第147号）並びに同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の規定に基づいて教職課程をおく。

第2条 本専攻で取得できる教育職員免許状は次のとおりである。

小学校教諭一種免許状

幼稚園教諭一種免許状

第3条 前条の免許状を取得するために教育職員免許法で定める基礎資格及び最低修得単位数は、次の表のとおりである。

所要資格 免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数		
			単位数	
小学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	教科及び教職に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	30
			教育の基礎的理解に関する科目	10
			道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10
			教育実践に関する科目	7
			大学が独自に設定する科目	2
			(計)	59
幼稚園教諭一種免許状	学士の学位を有すること	教科及び教職に関する科目	領域及び保育内容の指導法に関する科目	16
			教育の基礎的理解に関する科目	10
			道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	4
			教育実践に関する科目	7
			大学が独自に設定する科目	14
			(計)	51

第4条 本専攻の教職課程を履修できる者は、短期大学士又は学士の学位を有する者及び大学の課程に2年以上在学し、62単位以上を取得済みの者とする。

第5条 本専攻において小学校教諭一種免許状の取得に必要な科目及び単位数は別表1のとおりとする。ただし、小学校教諭二種免許状を有する者は、括弧内の単位数を差し引くことができる。

第6条 本専攻において幼稚園教諭一種免許状の取得に必要な科目及び単位数は、別表2のとおりとする。ただし、幼稚園教諭二種免許状を有する者は、括弧内の単位数を差し引くことができる。

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規程は、平成11年4月1日から施行する。

(略)

附 則

1. この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）＜小一種免＞

免許法施行規則に定める科目区分等		最低 修得 単位 数	左記に対応する開設授業科目			備 考
科目区分	各科目に含めること が必要な事項		授 業 科 目	単位数		
				必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語(書写を含む)	教科特講(国語Ⅰ)	2		教科に関する専門的事項については10単位以上取得すること。
			教科特講(国語Ⅱ)		2	
		社会	教科特講(社会)		2	
		算数	教科特講(算数Ⅰ)		2	
			教科特講(算数Ⅱ)		2	
		理科	教科特講(理科)		2	
		生活				
		音楽				
		図画工作				
		家庭				
	体育					
	外国語	教科特講(外国語)		2		
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む)	国語(書写を含む)	指導法特論(国語)		2	各教科の指導法については10教科すべてを含むこと。
		社会	指導法特論(社会)		2	
		算数	指導法特論(算数)		2	
		理科	指導法特論(理科)		2	
生活		指導法特論(生活)		2		
音楽		指導法特論(音楽)		2		
図画工作		指導法特論(図画工作)		2		
家庭		指導法特論(家庭)		2		
体育	指導法特論(体育)		2			
外国語	指導法特論(外国語)		2			

免許法施行規則に定める科目区分等		最低 修得 単位 数	左記に対応する開設授業科目			備 考
科目区分	各科目に含めること が必要な事項		授 業 科 目	単位数		
				必修	選択	
教育の基礎的理 解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割 ・職務内容（チーム学校運営への対応を含む） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む） ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む） 	10 (6)	教育原論		2	
			教育職特論	2		
			教育行政学		2	
			教育心理学特講		2	
			特別支援教育総論	2		
			教育課程特論		2	
道徳、総合的な 学習の時間等の 指導法及び生徒 指導、教育相談 等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の理論及び指導法 ・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術 ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む）の理論及び方法 	10 (6)	道徳教育原論	2		
			総合的な学習の時間および特別活動指導特論		2	
			教育の方法と技術		2	
			ICT活用の理論と方法	1		
			生徒指導特論		2	
			教育相談特論	2		

免許法施行規則に定める科目区分等		最低 修得 単位 数	左記に対応する開設授業科目			備 考	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項		授 業 科 目	単位数			
				必修	選択		
教育実践に関する科目	教育実習	5 (5)	実習指導 (事前・事後の指導を含む)		1		
			教育現場実習Ⅰ		2		
	教育現場実習Ⅱ			2			
	教職実践演習	2 (2)	教職実践演習(幼・小)	2			
大学が独自に設定する科目		2 (2)	介護等体験実習指導		1	この欄の科目又は最低修得単位を超えて履修した他の教科及び教職に関する科目を併せて2単位以上修得する。	
			介護等体験実習		1		
計		59 (37)			13	53	
					66		

別表2(第6条関係) <幼一種免>

免許法施行規則に定める科目区分等		最低 修得 単位 数	左記に対応する開設授業科目			備 考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項		授 業 科 目	単位数		
				必修	選択	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	16 (12)	/			領域に関する専門的事項については4単位以上取得すること。
			/			
			子どもと環境		2	
			子どもと表現		2	
			幼児教育指導特論	2		
	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む)		表現と鑑賞		2	保育内容の指導法は、5領域すべてを含むこと。
			環境と自然		2	
			言葉と児童文化		2	
			人間関係論		2	
			心と健康		2	

免許法施行規則に定める科目区分等		最低 修得 単 位 数	左記に対応する開設授業科目			備 考
科目区分	各科目に含めること が必要な事項		授 業 科 目	単位数		
				必修	選択	
教育の基礎的理 解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む） ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む） 	10 (6)	教育原論		2	
			教育職特論	2		
			教育行政学		2	
			教育心理学特講		2	
			特別支援教育総論	2		
			教育課程特論		2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む） ・幼児理解の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む）の理論及び方法 	4 (4)	教育の方法と技術		2	
			幼児理解の理論と方法		2	
			教育相談特論	2		
教育実践に関する科目	教育実習	5 (5)	実習指導 (事前・事後の指導を含む) 教育現場実習Ⅰ 教育現場実習Ⅱ		1 2 2	
	教職実践演習	2 (2)	教職実践演習（幼・小）	2		

免許法施行規則に定める科目区分等		最低 修得 単位 数	左記に対応する開設授業科目			備 考
科目区分	各科目に含めるこ とが必要な事項		授 業 科 目	単位数		
				必修	選択	
大学が独自に設定する科目		14 (2)	/			この欄の科目又は最低修得単位を超えて履修した他の教科及び教職に関する科目を併せて2単位以上修得する。
計		51 (31)		10	31	
				41		

科目等履修生規程

昭和61年4月1日 制定

第1条 学則第59条第2項に基づく科目等履修生については、この規程の定めるところによる。

第2条 科目等履修生の入学資格は、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 短期大学入学資格を有する者
- 二 履修しようとする科目について、その講義を理解することができる学力があると、教授会が認めた者
- 三 教育職員免許状を受けるために必要な科目の履修を希望する者については、教育職員免許法に定める基礎資格を有する者
- 四 厚生労働大臣の指定を受けている保育士を養成する短期大学を卒業した者で、保育士資格を得ようとする者

第3条 科目等履修生の履修開始時期は、学年または学期の始めとし、履修期間は許可された履修科目の期間とする。

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、科目等履修生願に入学検定料30,000円を添え、前期においては2月末日までに、後期においては8月末日までに提出しなければならない。

第5条 科目等履修生の選考は書類審査並びに面接等により行い、教授会の議を経て、学長が入学の可否を決定する。

第6条 前条の選考の結果に基づき、科目等履修生として合格通知を受けた者は、所定の期日までに、1学期1授業科目について20,000円の履修料を納入しなければならない。また、教職課程に関する科目の履修については20,000円の課程履修料もあわせて納入しなければならない。

2 前項の入学手続きを完了した者に学長は入学を許可する。

第7条 科目等履修生として入学を許可された者には科目等履修生証を交付する。

第8条 科目等履修生が履修した科目については、学則第26条及び第27条の規定を準用して、試験等の上、これに合格した場合には科目所定の単位を授与することができる。

2 前項による単位取得の認定は、教授会の議を経て、学長が行う。

第9条 履修科目の単位取得が認定された者に対しては、本人の願い出により、単位修得証明書を発行することができる。

第10条 科目等履修生より、単位の取得を希望せず、履修科目の履修について証明の願い出があったときは、履修証明書を発行することができる。

第11条 科目等履修生としての履修期間は、短期大学正規の課程の修業年限の期間として認定することはできない。

第12条 科目等履修生は、図書館長の許可を得て、図書を閲覧しまた借用することができる。

第13条 科目等履修生が本人の都合により学期の途中で履修を取り止める場合は、その旨をすみやかに届け出、科目等履修生証を返却しなければならない。

第14条 科目等履修生が本規程に反し、または本学の秩序を乱したときは、その身分を取り消すことがある。

第15条 科目等履修生の身分については、履修期間中、この規程に定めるもののほか、本学学則の

学生に関する規程を準用する。

第16条 学則及びこの規程に定めるもののほか、履修に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学長が定めることができる。

附 則

1 この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

(略)

8 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

9 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

特別聴講学生に関する規程

昭和61年4月1日 制定

- 第1条 学則第60条第2項の規定に基づき、この規程を定める。
- 第2条 特別聴講学生の資格は、現在2年制または4年制大学に在学し、その大学の学長の承認を得た者とする。
- 第3条 特別聴講学生の聴講開始時期は、学年または学期の始めとし、聴講期間は許可された聴講科目の開講期間とする。
- 第4条 特別聴講学生の受講できる科目の範囲は、受け入れ学科において定めるものとする。
- 2 聴講科目の認定単位数は、15単位を限度とする。
- 第5条 聴講を志願する者は、次の書類を所定の期日までに提出しなければならない。
- 一 本学所定の聴講願書
 - 二 在籍大学学長の聴講願書
 - 三 保証人の身元引受書
- 第6条 特別聴講学生の受け入れは若干名とし、その選考は教授会において行い、学長が許可する。
- 第7条 聴講を許可された者は、許可後一週間以内に、所定の聴講料を納入しなければならない。
- 第8条 特別聴講学生には、特別聴講学生証を交付する。
- 第9条 履修した科目については、試験の結果を本学単位認定基準により評価して単位を認定し、在籍大学学長宛証明書を送付する。
- 第10条 特別聴講学生は、図書館長の許可を得て、図書を閲覧しまたは借用することができる。
- 第11条 特別聴講学生が本人の都合により学期の途中で聴講を取り止める場合は、その旨をすみやかに届け出、特別聴講学生証を返却しなければならない。
- 第12条 特別聴講学生は聴講期間中本学の学則および学生心得を守らなければならない。
- 第13条 特別聴講学生が本学の学則および学生心得に反し、または学校の秩序を乱したときは、その身分を取り消すことがある。
- 第14条 特別聴講学生の身分については、聴講期間中、この規程に定めるもののほか、本学学則の学生に関する規定を準用する。
- 第15条 学則およびこの規程に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

1. この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

研究生規程

昭和60年4月1日 制定

- 第1条 学則第61条第2項の規定に基づき、この規程を定める。
- 第2条 研究生を志願することができる者は、修業年限2年以上の短期大学を卒業した者、または教授会においてこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 第3条 研究生の受入れ時期は、学年および学期の始めとし、研究期間は1年以内とする。
ただし、研究上の必要により期間の延長を願い出たときは、更に1年以内に限り延長を許可されることがある。
- 第4条 研究生を志願する者は「研究願」に検定料30,000円を添え、所定の期日までに提出しなければならない。
- 第5条 研究生の選考は教授会において行い、学長が許可する。
- 第6条 研究生として受入れを許可された者は、許可後1週間以内に所定の入学金100,000円を納入しなければならない。
- 第7条 研究生の授業料は年額200,000円、教育研究料30,000円とする。
- 第8条 学長は研究生の研究事項等を考慮し、その指導教員を指定するものとする。
- 第9条 研究生は研究に要する実費を別に負担しなければならない。
- 第10条 研究生には研究生証を交付する。
- 第11条 研究生は、指導教員が必要と認めるときは、担当教員の許可を得て、研究事項に関連のある講義および演習に出席し、または実験および実習を行うことができる。
- 2 研究生は図書館長の許可を得て、研究に必要な図書を閲覧し、または借用することができる。
- 第12条 研究生が本人の都合により退学しようとするときは、その旨をすみやかに届け出なければならない。
- 第13条 研究生が本規程に反し、または学校の秩序を乱したときは、その身分を取り消すことがある。
- 第14条 研究生の身分については、この規程に定めるもののほか、本学学則の学生に関する規定を準用する。
- 第15条 研究生が研究を修了したときは、研究報告を提出させ、相当の成果をおさめたと認められたときは、学長は教授会の議を経て研究証明書を交付することがある。

附 則

1. この規程は、昭和60年4月1日から施行する。
(略)
6. この規程は、平成6年4月1日から施行する。

「入学者選考に関する規程」・「再入学・転入学に関する規程」及び「外国人留学生及び帰国子女に関する規程」は別に定める。

大学等における修学の支援に関する法律に基づく 短期大学部の学修意欲の確認等に関する規程

令和2年2月1日

第1条 この規程は、大学等における修学の支援に関する法律等に基づき、別府大学短期大学部（以下、「本学」という。）における学修意欲の確認等に関し、必要な事項を定める。

第2条 大学等における修学の支援に関し、本学は、大学等における修学の支援を受ける学生（以下、「対象学生」という。）の単位取得数、GPA値及び出席率等により、学修状況を把握する。

第3条 学生課は、対象学生で、入学1年目（1年次生）（専攻科を除く）の者について、次のいずれかに該当することを入試広報課に確認する。

なお、次のいずれにも該当しない場合は、学生課から学科長に報告し、学科において、学修計画書（別紙様式（以下、同じ））の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等を確認し、その結果を学長に報告し、併せて学生課に学修計画書を提出する。

- ① 高等学校等の評定平均点が3.5以上であること
- ② 入学者選抜試験の成績が入学者の上位2分の1以上であること
- ③ 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること

第4条 対象学生で、入学1年目（1年次生）後期以降の者で、学期の修得単位数が標準単位数以上でGPA値が、学科同一学年で上位1/2に達しない場合は、教務課から連絡を受けた各学科において、学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等を確認し、その結果を学長に報告し、併せて学生課に学修計画書を提出する。

なお、専攻科については、入学1年目の前期は、直前学期等の成績等について、本条を適用する。

※【標準単位数＝（卒業必要単位数/修業学期数）×支援対象者の在学学期数】

第5条 対象学生が、次のいずれかに該当する場合は、教務課から連絡を受けた各学科において、修学指導を行い、警告を行ったうえで、学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等を確認し、学修意欲の向上に努める。また、その結果を学長に報告し、併せて学生課に学修計画書を提出する。

- ① 学期のGPA値が学科での下位4分の1の範囲に属する場合
- ② 学期の修得単位数が学科での標準単位数の7割以下（6割以下を除く）の場合
- ③ 学期の出席率が8割以下（6割以下を除く）など、学修意欲が低い状況にあると判断した場合

2 前項に定める警告は、省令に定める斟酌すべきやむを得ない事由がある場合は除くものとする。

なお、この場合も学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等を確認し、併せて学生課に学修計画書を提出する。

※斟酌すべきやむを得ない事由

- ① 学生の所属する学部等における教育課程の特性に基づく場合
（例えば、当該学生が十分に卒業等できると本学が判断した場合）
- ② 災害、傷病、その他やむを得ない事由が認められる場合
- ③ 社会的養護を必要とする者で、学修意欲や態度が優れていると認められる場合

第6条 対象学生が、次のいずれかに該当する場合は、教務課から連絡を受けた各学科において、修学指導を行い、学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等を確認したうえで、廃止について検討し、学長に報告し、併せて学生課にその旨報告する。

なお、災害、傷病、その他やむを得ない事由が認められる場合は、廃止に関する検討は要しないが、修学指導を行い、学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等を確認したうえで、学生課に学修計画書を提出する。

- ① 修業年限で卒業できないことが確定したとき
- ② 修得単位数が、標準単位数の6割以下の場合
- ③ 出席率が6割以下など、学修意欲が著しく低い状況にあると判断した場合
- ④ 退学、停学（無期限又は3カ月以上のもの）の懲戒処分を受けた場合
- ⑤ 前条第1項に定める①～③のいずれかが連続した場合

第7条 学長は、第3条から前条までの規定に基づき報告された内容について確認し、対象学生の大学等における修学の支援に関し、その支援の廃止等について日本学生支援機構に報告する。

第8条 対象学生が、次のいずれかに該当する場合は、教務課から連絡を受けた各学科において、学修計画書の提出を求め、支援の遡及取消について検討し、学長に報告し、併せて学生課に学修計画書を提出する。

なお、災害、傷病、その他やむを得ない事由が認められる場合は、遡及取消に関する検討は要しないが、修学指導を行い、学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等を確認したうえで、学生課に学修計画書を提出する。

- ① 学期の修得単位数が、標準単位数の1割以下の場合
- ② 学期の出席率が1割以下など、学修意欲があるとは認められない場合

第9条 対象学生が休学中の場合は支援を停止、3カ月未満の停学及び訓告の場合は支援を停止し、停学はその期間、訓告は1カ月間とする。

第10条 支援の停止期間中（含：休学）の学業成績・学修意欲等の確認については、成績判定等がなされている部分について実施する。学期を通じて成績判定等がない場合は、その確認を実施しない。

附 則

1. この規程は、令和2年2月1日から施行する。
2. 第4条の規定にかかわらず、初めて申請する場合のGPA値は、累積の値を用いることとする。
また、専攻科の学生で初めて申請する場合のGPA値は、短期大学部等の累積の値を用いることとする。

附 則

1. この規程は、令和7年4月1日から施行し、令和7年4月1日に在籍する学生から適用する。

大学等への修学支援の措置に係る学修計画書（短大）

申請者 氏名・学籍番号	フリガナ	学籍番号
学部・学科・学年	学科	年
<p>1. 学修の目的（将来の展望を含む。）</p> <p>現在在籍中の課程での学修の目的はどのようなものですか。次の(1)から(3)を参考にしつつ、その内容を記述してください。（200～400文字程度）</p> <p>(1) 将来に就きたい職業（業種）があり、その職業（業種）に就くための知識の修得や資格を取得するため。</p> <p>(2) 興味のある学問分野や実践的領域があり、それらに関する知識を修得し、理解を深めるため。</p> <p>(3) 将来、社会人として自立するための基礎的な能力を身に付けるため。</p>		
<p>2. 学修の計画</p> <p>前述の学修の目的の実現のために、今までに何をどのように学び、また、今後、何をどのように学びたいと考えているかを記述してください。（200～400文字程度）</p>		

別府大学・別府大学短期大学部の公欠に関する取扱い

下表に示す【公欠の事由】の場合、学生は、公欠届等を教員に提出し、授業に相当する学修・指導等を受けた場合は、出席扱いとする。ただし、免許・資格取得のため、法律で定められた指定時間等を満たす必要がある授業科目については、期末試験受験資格の出席回数（授業回数の2/3）は、公欠を含まない回数となる場合があることに注意する。

手続き

- ①下表に示す【公欠の事由】の場合、学生は教務課に公欠届および関係書類等を提出する。
- ②教務課は、書類が完備されていることを確認し、公欠届および関係書類のコピー等を学生が履修している授業分手渡す。
- ③学生は、教務課で受け取った公欠届等を授業担当教員に提出する。
- ④公欠届等を受け取った教員は、公欠した授業に相当する学修を課す。また、教員は公欠した授業の資料を配付する等、適切な指導を行う。
- ⑤下表に記載した理由以外による欠席は、原則として欠席扱いとし、学生は欠席届を授業担当教員に提出する。

公欠の事由	教務課への提出物等	備 考
①災害等の罹災	公欠届および罹災証明	自治体の発行する罹災証明書等
②忌引き(3親等まで)	公欠届および葬儀の会葬礼状等	1. 配偶者、1親等・・・連続7日(休日を含む。)の範囲内の期間 2. 2親等・・・連続3日(休日を含む。)の範囲内の期間 3. 3親等・・・1日(休日を含む。)の期間 ※遠隔地の場合、往復に要する日数を加えることができる
③公共交通機関等の運休・遅延等	公欠届および交通機関の運行休止・遅延証明書等	交通機関の遅延の場合で、1科目のみの影響の場合は、遅延証明書を授業担当教員に提出する(公欠届は不要)
④裁判員制度、その他証人、参考人等として裁判所等へ出頭する場合	公欠届および裁判所の発行する裁判員の職務に従事した期間の証明書	
⑤大学での免許・資格取得に係る実習等	公欠届 教授会で参加者名簿等を共有	期日の変更等あった場合は、別途公欠届が必要
⑥単位認定インターンシップ		
⑦学生加盟連盟等主催公式行事(試合等)	公欠届および連盟等が発行する通知書等	
⑧就職試験 ・最終面接1回/1社 ・内定式 1回	公欠届および就職試験受験証明願等、受験したことがわかる書類	就職試験は、最終面接は1社につき1回、内定式は1回のみ公欠を認める 説明会、セミナー、ショートインターンシップ等は除く ※事前にキャリア支援センターに申出をして証明書の様式を受け取ること
⑨大学が指定したボランティア活動等	公欠届 教授会で参加者名簿等を共有	公欠扱いの対象となるボランティア活動等については、学長が決定し、掲示および学生ポータルで通知する。(教授会にて周知)
⑩高等学校からの依頼による講演・発表等(進路説明会・教育活動など)	公欠届および公印文書	高校側が発行する公印文書による依頼がある場合のみ
学校保健安全法(感染症)に基づく出席停止	出席停止届および診断書等	病院診断書又は大学書式の診断通知を添付し、保健室に提出

- 注：1. 公欠届等については、実習等期日が事前にわかる場合は、実習等開始の10日前までに、忌引き等期日が事前にわからない場合は、出校後速やかに教務課等に届け出てください。
2. 台風・暴風雨等の休講措置、地震による休講措置については、公欠の扱いとせず、後日、補講を実施し、受講等した場合に出席扱いとします。
3. 学外学習等の実施に際して、休講措置となった授業については、公欠の扱いとせず、補講を実施します。
4. 移動に係る公欠は、前後1日を上限として認める場合があります。事前に教務課へご相談ください。
5. (大学のみ) 授業科目の性質上、学外実習や学内実習など一部の授業では公欠を認めない場合があります。

※新型コロナウイルス等の感染が明らかになった場合や感染の疑いがある場合は学生課まで電話連絡(0977-66-9622)をしてください。

日曜日や祝日、業務時間外などで電話が通じない場合は、gakuseika@nm.beppu-u.ac.jp へメールをしてください。

別府大学・別府大学短期大学部 附属図書館利用内規

(趣 旨)

第1条 別府大学・別府大学短期大学部附属図書館（石垣キャンパス・亀川キャンパス 以下「図書館」という。）の利用に関しては、この内規の定めるところによる。

(利用者)

第2条 図書館を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員
 - (2) 本学の学生
 - (3) その他図書館長（以下「館長」という。）が許可した者
2. 学生については、必要に応じ入館に際し学生証を提出させることがある。

(休館日)

第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
 - (3) 夏季一斉休業日
 - (4) 年末・年始 12月29日から1月3日まで
2. 館長は、必要と認めるときは、前項に規定する休館日を臨時に変更し、又は前項に規定するもののほか、臨時の休館日を定めることができる。

(開館時間)

第4条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

- 月～金・・・8時30分～19時
2. 看護学部図書室（亀川キャンパス）は次のとおりとする。
- 月～金・・・8時30分～20時
3. 館長は、行事の開催や学外からの見学など必要と認めるときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。

(閲 覧)

第5条 図書館の閲覧は、次のとおりとする。

- (1) 館内閲覧
- (2) 館外貸出閲覧

(館内閲覧)

第6条 館内閲覧は、図書館内の所定の閲覧室において閲覧するものとする。

2. 閲覧室に備付けの図書（開架図書）は自由に館内で閲覧できる。

(館外貸出閲覧)

第7条 館外貸出閲覧は、第2条1項に規定する者が、所定の手続を経て、館外へ帯出して閲覧するものとする。

- (1) 一般貸出
- (2) 特別貸出
- (3) 研究室貸出

(一般貸出)

第8条 一般貸出の図書の冊数及び貸出期間は、次のとおりとする。

(1) 貸出冊数 学生－6冊 / 大学院生－10冊

(2) 貸出期間 学生－2週間/大学院生－1ヵ月間

2. 館長は、必要と認めるときは、前項に規定する貸出限度冊数又は貸出期間を変更することができる。

(特別貸出)

第9条 卒業論文、修士論文、博士論文、修了論文（短期大学部専攻科）を作成する学生への貸出図書は、特別貸出とし、その図書の冊数及び貸出期間は、次のとおりとする。

(1) 貸出冊数 学部学生 －16冊 / 大学院生、専攻科学生 －20冊

(2) 貸出期間 学部学生 －1ヵ月 / 大学院生、専攻科学生 －2ヵ月

(3) 貸出運用時期

学部学生 ー開始(受付)6月初め 締切(最終の返却)1月末(当該年度)

大学院生、専攻科学生 ー開始(受付)随時 締切(最終の返却)1月末(修了年度)

2. 特別貸出と一般貸出は併用できないものとする。

3. 当該利用者は、指導教員の許可を得て「特別貸出申請書」を利用して申し込まなければならない。

4. 特別貸出は、学部学生については1ヵ月(1回)、大学院生、専攻科学生については2ヵ月(1回)延長することができる。ただし貸し出し中、当該図書について他の予約者が申し出ている場合は、その学生を優先するように調整することがある。

(研究室貸出)

第10条 教育研究のため研究室に常備する図書は、研究室貸出とし、その貸出限度冊数及び貸出期間等は、次のとおりとする。

(1) 貸出冊数 800冊

(2) 貸出期間 1年間

2. ただし、館長が特に認めた場合はこの限りでない。

(帯出者の責任)

第11条 館外貸出として帯出した図書は、借入した者が保管の責任を負うものとする。

(調査)

第12条 館長は、必要と認められた時は、図書館の職員に命じ、貸出図書について、調査又は図書の返却を求めさせることができる。

(他大学等の利用)

第13条 他の大学、官庁又は公共団体等より図書館の利用又は図書館資料の閲覧貸出等について申出があったときは、館長は、期間及び条件等を指定して、その利用を許可することができる。

(相互貸借)

第14条 本学以外の図書館等から所蔵資料の学外貸出し、又は複写の申込みがあった場合は、本学における教育及び研究上支障がない場合に限りこれに応ずることができる。

2. 職員及び学生は、教育・研究等のため必要がある場合は、所定の手続きにより、他の大学図書館等の利用(文献複写を含む)を依頼することができる。

3. 前項の文献複写には、電子的に送信される資料を含むものとし、その複写は著作権法第31条の規定に基づき、図書館職員が行うものとする。

4. 国立国会図書館より送信を受けたデジタル化資料の複写についても、前項に準じた取扱いとする。

(資料の複写)

第15条 図書館備付け資料の複写を希望する者は、館長の承認を得なければならない。

第16条 複写は、原則として図書館が行うものとする。ただし、図書館の複写設備及び業務の都合により複写を受託することができない場合は、館内所定の場所で自ら複写することを許可することがある。

2. 複写に係る著作権についての責任は、これを依頼した者が負うものとする。

(参考調査)

第17条 教職員及び学生は、教育・研究・調査のための必要があるときは、図書館資料の所蔵調査及び参考となる情報の提供を図書館に依頼することができる。

(弁償)

第18条 図書館の設備、備品又は図書館資料等を故意又は過失により損傷紛失又は汚損した者は、弁償しなければならない。

(利用制限)

第19条 本規定及び図書館の管理運営等に関する他の規定に違反した者は、その事情により図書館の利用を禁止し、又は制限することがある。

附 則

この内規は、昭和62年4月1日から施行する。

この内規は、平成6年4月1日から施行する。

この内規は、平成9年4月1日から施行する。

この内規は、平成11年4月1日から施行する。

この内規は、平成12年4月1日から施行する。

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

この内規は、令和元年5月22日から施行する。

この内規は、令和3年5月26日から施行する。

この内規は、令和5年7月26日から施行する。

この内規は、令和7年10月29日から施行する。

この内規は、令和8年4月1日から施行する。

3 ポリシーを踏まえた大学の取組に関する 学生との点検・評価会議実施規程

平成30年9月12日制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、別府大学及び別府大学短期大学部（以下「本学」という。）における3ポリシー（卒業の認定に関する方針（DP）、教育課程の編成及び実施に関する方針（CP）及び入学者の受入れに関する方針（AP））を踏まえた取組に関し、適切性について点検・評価のサイクルを確立するために、学生との点検・評価会議の実施について、必要な事項を定める。

(組 織)

第2条 学生との点検・評価会議は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 学長

(2) 関係学部長（短期大学部は学科長）及び学長補佐 若干名

(3) 学生の代表者 各学年から若干名

2 第1項第2号及び第3号の者については、必要に応じて、その都度選任する。

(意見交換事項)

第3条 学生との点検・評価会議は、次に掲げる事項について、意見交換等を行う。

(1) 本学の3ポリシーを踏まえた各種取組

(2) 学生が参画するFDの実施内容

(3) その他学生の要望事項等

(主宰等)

第4条 学生との点検・評価会議に議長を置き、学長又は学長が指名する者をもって充てる。

2 議長は、学生との点検・評価会議を主宰する。

3 学生との点検・評価会議は、原則として年1回以上、必要に応じて開催する。

第5条 学生との点検・評価会議は、必要と認めた者の出席を求め、説明させ、又は意見を聴取することができる。

(事 務)

第6条 学生との点検・評価会議の事務は、教務事務部教務課において処理する。

附 則

この規程は、平成30年9月12日から施行する。

学 生 心 得

第 1 章 通 則

第 1 条 この心得は、別府大学短期大学部学則に基づき、学生の守るべき事項について定めるものとする。

第 2 章 学 生 証

第 2 条 学生は、入学時に交付を受け、常時これを携帯し、請求があるときはこれを呈示しなければならない。

2 学生証を紛失したとき、又は、使用に耐えられなくなったときは、直ちに再発行の手続きを行い、再交付を受けること。

3 学生証の記載事項に変更があったときは、直ちに届け出ること。

第 3 条 学生証の有効期間は、入学年次から卒業年次までの 2 ヶ年とする。

第 4 条 学生は、前条の有効期間が経過したときは、直ちにこれを返納して新たに交付を受けなければならない。

第 5 条 学生は、学生証を携帯しないときは、受験、諸証明書の交付、重要郵便物の受け取り、通学定期や学割証を使用することができない。

2 学生は、学生証を携帯しないときは、学内施設の利用などを制限されることがある。

第 6 条 学生は、学生証を他人に譲渡、又は、貸与してはならない。

第 7 条 学生は、卒業、退学等により学籍を離れたときは、直ちに学生証を返納しなければならない。

第 3 章 住 所 及 び 身 分 の 異 動

第 8 条 学生は、本人、保護者及び保証人の住所の変更、又は、本人の身分に異動が生じたときは、そのつど直ちに届け出なければならない。

第 4 章 団 体、集 会 及 び 学 外 活 動

第 9 条 学生は、学内において団体を結成しようとするときは、所定の書類を提出し、許可を得なければならない。

第 10 条 学生は、学外の団体、連盟等に参加、又は、加盟しようとするときは所定の書類を提出し、許可を得なければならない。

第 11 条 団体の解散及び規約の改正、その他願ひ出た事項を変更しようとするときは、直ちに届け出なければならない。

第 12 条 団体は、毎年 5 月末までに役員及び所属員の名簿を提出しなければならない。提出しない団体は解散したものとみなす。

第 13 条 学生は、学内において集会を行おうとするときは、期日の 5 日前までに集会（行事）開催届を提出し、許可を得なければならない。

第14条 学生、又は、その団体が、本学の名のもとに、あるいは、それを意味する名義をもって、学外団体に参加し、又は、学外活動を行おうとするときは、期日の5日前までに所定の書類を提出し、許可を得なければならない。

第15条 学生、又は、その団体が、学外から指導者、又は、講演者等を要請しようとするときは、期日の1ヵ月前までに所定の書類を提出し、許可を得なければならない。

第5章 施設の利用及び備品の管理

第16条 学生、又は、その団体が、学内の施設を使用しようとするときは、所定の書類を提出し、許可を得なければならない。

第17条 学生、又は、その団体が備付けの備品等を使用した場合は、その責任者の責任において使用し、保管するものとする。

第6章 掲示、印刷物配布及び募金等

第18条 学生、又は、その団体が、学内で掲示、又は、立看板を掲出しようとするときは、事前に掲出物の呈示、又は、所定の書類を提出し、許可を得なければならない。

- 2 掲出物については、現物に承認印を受けなければならない。
- 3 指定された場所以外に掲出してはならない。
- 4 承認期間を経過したものは、掲出者において直ちに撤去しなければならない。
- 5 前4項の規定にしたがわない掲出物は、これを撤去する。

第19条 学生、又は、その団体が、学内において印刷物の配布、募金、署名運動、世論調査、又は、これに類する行為を行おうとするときは、5日前までに所定の書類を提出し、許可を得なければならない。

- 2 学外において前項に掲げた行為を行おうとするときは、第14条の規定に準ずる。

第7章 健康診断及び健康管理

第20条 学生は、毎学年定期、又は、臨時に行う健康診断を受けなければならない。

- 2 学長は、学生の健康を管理する必要があるときは、治療を指示し、又は、登学を停止させることがある。

第8章 そ の 他

第21条 静粛な教育環境を保持するために、学生は、拡声器等の騒音を出すものを使用してはならない。ただし、必要と認めた場合は、許可することがある。

第22条 学生、又は、学生団体は、本学の正常な機能を害したり、又は、学内秩序を乱したりする行為をしてはならない。

第23条 本学は、キャンパス内全面禁煙としているため、学生はキャンパス内で喫煙してはならない。また、学外においても、喫煙設備のない場所での喫煙を固く禁止する。

別府大学体育館管理規程

(名称)

第1条 体育館は、別府大学第1体育館(旧体育館)、別府大学第2体育館(新体育館)、看護学部体育館と称す。

(目的)

第2条 別府大学第1体育館(以下第1体育館という)、別府大学第2体育館(以下第2体育館という)、看護学部体育館は、本学の教育目的達成に資するために使用する。

(組織及び管理)

第3条 第1体育館、第2体育館、看護学部体育館のそれぞれに体育館主管1名を置き、これを管理する。

2 体育館主管は学長が指名する。

第4条 第1体育館、第2体育館、看護学部体育館の管理運営に関する事項を協議するため、体育館管理委員会(以下管理委員会という)を置く。

第5条 管理委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 体育館主管

(2) 体育教員

(3) 大学の学長補佐(学生担当)及び短期大学の学長補佐(学生担当)

(4) 教務課長、学生課長

(5) 大学の学長補佐(学生担当)が体育系サークル部長(顧問)のうちから指名した教員1名

(6) その他体育館主管が必要と認めた者

第6条 管理委員会の委員長には、学長が指名した体育館主管があたる。

2 管理委員会は、委員長が必要と認めたとき開催するものとする。

3 委員長は管理委員会を招集し、その議長となる。

(使用区分)

第7条 第1体育館、第2体育館、看護学部体育館は、次の各号に掲げる目的のために使用するものとする。

(1) 講義・演習・実技・実習・実験

(2) 学校行事及びそれに準ずる行事

(3) 課外活動

(4) 本学が主催または主管するスポーツの対外試合

(5) 本学の学生及び教職員のスポーツ活動

(6) その他体育館主管が必要と認めたとき

(使用規程)

第8条 第1体育館、第2体育館、看護学部体育館の使用規程は別に定める。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別府大学体育館使用規程

(目的)

第1条 この規程は、別府大学体育館管理規程第8条に基づき、体育館の使用に関する事項を定める。

(使用手続)

第2条 体育館を使用しようとする者は、次の手続を経なければならない。

- (1) 講義・演習・実技・実習・実験及び学校行事については、新年度の年間授業計画を、前年度末までに体育館主管に届け出ること。
- (2) 課外活動については、長期間使用を希望するサークルは年度の半期使用計画書を各学期当初に、また、臨時に使用を希望する団体等にあつてはそのつど集会開催届を5日前までに体育館主管に提出し、その許可を受けること。
- (3) 学生及び教職員が昼休み時間にスポーツ活動で体育館を使用する場合は、使用予定がないときに限り、届け出て使用することができる。

(体育館運営委員会)

第3条 第1体育館、第2体育館、看護学部体育館の運営及び使用に関する事項を審議するため、体育館運営委員会（以下運営委員会という）を置く。

(運営委員会の組織)

第4条 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 体育館主管
- (2) 体育系サークル部長（顧問）のうちから互選により選出された教員若干名
- (3) 体育教員

(委員長)

第5条 運営委員会の委員長には、学長が指名した体育館主管があたる。

2 委員長は運営委員会を招集し、その議長となる。

(使用の中止及び許可の取消)

第6条 使用者遵守事項に反し、又は、そのおそれのある場合には体育館主管は、その使用を中止し、又は、許可を取り消す。

2 使用者遵守事項は別に定める。

(雑則)

第7条 体育館の使用については、この規程及び別に定める使用細則によるほか、係員の指示に従わなければならない。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別府大学サークルハウス運営規程

(名称)

第1条 本館は、別府大学サークルハウスと称する。

(目的)

第2条 別府大学サークルハウス（以下、「サークルハウス」という。）は、学生の課外活動を助成し、学生相互および教職員との接触を深め、学生の人格形成に寄与することを目的として運営される。

(運営)

第3条 サークルハウスの運営は、別府大学長の委嘱により、大学の学生担当の学長補佐がこれにあたる。

(事務処理)

第4条 サークルハウスの事務処理は、学生課がこれを行う。

(運営委員会)

第5条 サークルハウスの運営に関する事項を協議するため、別府大学サークルハウス運営委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(組織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 大学及び短期大学の学生担当の学長補佐

(2) 学生課長

(3) 体育系・文化系のサークル部長または顧問教員より各1名

(4) 体育系・文化系のサークルより学生の代表各2名

2 前項の第3号および第4号に掲げる委員は、開催の都度、学長補佐が指名する。

(開催)

第7条 委員会は、次の場合に大学の学生担当の学長補佐が招集し、議長となる。

(1) 大学又は短期大学の学生担当の学長補佐が必要と認めたとき

(2) 学生の代表から会議に付議すべき事項を示して招集を請求されたとき

(協議事項)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

(1) サークルハウスの運営に関する事項

(2) サークルハウスに関する諸規程の改廃に関する事項

(使用規程)

第9条 サークルハウスの使用規程は、別に定める。

(雑則)

第10条 サークルハウスの他に学生が課外活動のため部室として使用している施設もこの規程を準用する。

附 則

この規程は、昭和56年7月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別府大学サークルハウス使用規程

(目的)

第1条 この使用規程は、別府大学サークルハウス運営規程第9条に基づき、別府大学サークルハウス（以下、「サークルハウス」という。）の使用に関する事項を定める。

(使用区分)

第2条 サークルハウスは、次の各号に定める目的のために使用する。

- (1) 別府大学および別府大学短期大学部学生の課外活動
- (2) その他別府大学サークルハウス運営委員会が必要と認めた目的

(使用時間)

第3条 サークルハウスの使用時間は、午前9時より午後8時までとする。ただし、特に学生担当の学長補佐が認めた場合は、午後10時までとする。

- 2 時間外の使用については、3日前の午前中までに使用願を学生課へ提出し、学生担当の学長補佐の許可を得なければならない。

(休館)

第4条 次の各号に掲げる場合は、休館とする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 大学の定めた休業期間
 - (4) 修理その他の理由により学生担当の学長補佐が必要と認めた期間
- 2 休館日の使用については、3日前の午前中までに使用願を学生課へ提出し、学生担当の学長補佐の許可を得なければならない。ただし、大学の定めた休業期間の使用は、休業の始まる1週間前までに使用願を学生課に提出し、学生担当の学長補佐の許可を得なければならない。

(サークル委員会室の使用)

第5条 体育系・文化系のサークル委員会室を使用する場合は、毎年2月末日までに年間使用願と委員の名簿を添えて学生課に提出し、学生担当の学長補佐の許可を得なければならない。

(部室の使用)

第6条 部室の使用については、毎年2月末日までに年間使用願を所属のサークル委員会に提出し、その承認を得なければならない。なお、各サークル委員会は、各サークルの部室の配置についても学生担当の学長補佐に報告しなければならない。

(鍵の取扱い)

第7条 サークルハウスの鍵の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 各サークル部室および各サークル委員会室の鍵は大学と各サークルの責任者または各サークル委員会の責任者がそれぞれ保管する
- (2) 玄関および非常口の鍵は大学と各サークル委員会の責任者がそれぞれ保管する
- (3) 休館日および時間外の貸し出しは使用責任者が事前に大学事務局にて借り受け守衛室へ返却する

(損害賠償)

第8条 使用団体または使用者が、建物・付帯施設および設備・備品等を汚損・毀損・紛失した場合

は、当該団体または個人が弁償しなければならない。ただし、地震・台風など不可抗力による破損等は除く。

(火気の使用禁止)

第9条 火災防止のためサークルハウス及びその周辺での室内外を問わず、火気の使用は一切禁止する。なお、防火意識等の徹底のため使用団体は、火元責任者を決定し、学生担当の学長補佐に届け出なければならない。

(館内の禁止事項)

第10条 サークルハウス内では、次の各号に定めることを禁止する。

- (1) 宿泊を目的とした使用
 - (2) 学外者の立入 ただし学生担当の学長補佐が特に認めた者を除く
 - (3) 営利を目的とする行為
 - (4) 土足で入館すること
 - (5) 許可なく改造・改装すること
 - (6) 所定の掲示板以外での掲示および広告または宣伝
 - (7) 飲酒・賭事・喧騒・喫煙・その他法令違反や社会的規範から逸脱した行為
 - (8) 凶器・危険物の搬入
 - (9) 各室を本来の目的以外で使用すること
 - (10) 館内の秩序を乱す行為
 - (11) 冷暖房に伴う器具の使用
 - (12) その他学生担当の学長補佐が必要と認めたこと
- (指示)

第11条 掲示については、本学学生心得第18条に準ずる。

(使用の中止および取消)

第12条 次の各号の一つに該当する場合、大学はその使用を中止または取消す。

- (1) サークルハウスに関する諸規程およびその他学生担当の学長補佐または係員の指示に反したとき
 - (2) サークルハウス内の風紀または秩序を乱す行為またはおそれのあるとき
 - (3) 建物・付帯施設および設備を汚損・毀損する行為またはおそれのあるとき
 - (4) その他学生担当の学長補佐が判断したとき
- (清掃)

第13条 清掃は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 部室・サークル委員会室は使用者が行う
- (2) 階段・廊下・ラウンジ・付帯施設はサークルの協議により分担して行う

附 則

この規程は、昭和56年7月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日より施行する。

学生寮規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別府大学学則第51条第2項及び別府大学短期大学部学則第67条第2項の規定に基づき、別府大学及び別府大学短期大学部（以下「本学」という。）の学生寮に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学生寮は、本学の学生に勉学と生活のための良好な環境を提供すること、及び教育の一環として規律ある集団生活を通して人格の形成と学生生活の充実を図ることを目的とする。

(入寮対象者)

第3条 学生寮の入寮対象者は、本学に在学している学生とする。

(管理運営の委任)

第4条 学長は、学生寮に関する管理運営を、学生担当の学長補佐（以下「学長補佐」という）に委任するものとする。

(審議機関及び審議事項)

第5条 学生寮に関する基本事項については、学生委員会において審議する。

(入寮願の提出)

第6条 入寮希望者は、所定の様式により入寮願を学長補佐に提出するものとする。

(入寮者選考及び許可)

第7条 入寮者の選考は、学長補佐が入寮希望者から提出された書類に基づいて行い、入寮を許可する。

(入寮手続)

第8条 入寮を許可された者は、入寮費と寮費を所定の期日までに指定した振込口座に納入し、指定された期間内に入寮しなければならない。

2 入寮を許可された者が、正当な理由がなく指定された期日までに入寮費と寮費を納入しないとき、又は正当な理由なく指定された期間内に入寮しないときは、学長補佐は入寮の許可を取り消すことができる。

(入寮許可期間)

第9条 入寮の許可期間は、原則として、入寮を許可された日から翌年2月末日までとする。ただし、新入寮生の世話や指導のために残寮を許可された場合は、延長を認めることができる。

(休業中の措置)

第10条 学校の休業期間中（春期・夏期・冬期）その他特別の事情があるときは、一定期間食事の提供を中止する。

2 入寮者は、帰省の際は必ず寮監に届け出なければならない。

(外泊)

第11条 外泊は、原則として禁止する。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ所定の様式により「外泊許可願」を寮監に提出し、その許可を受けて外泊することができる。この場合、帰寮後遅滞なく「外泊許可証」を寮監に返却しなければならない。

(門限)

第12条 門限は、原則として午後11時とする。

(外来者の立入・宿泊・面会)

第13条 外来者の宿泊は禁止する。

2 外来者を無断で寮に入れてはならない。必要な場合は、寮監に願い出て許可を得なければならない。

3 外来者の面会時間は午前9時から午後9時までとし、面会は所定の場所でのみ行うものとする。

(寮会及び集会)

第14条 各学寮は毎月1回寮会を開くものとする。寮会では年2回寮長をはじめ寮役員を選出する。

2 寮内の集会は、寮監の承認を得て開くものとする。

(掲示物・印刷物)

第15条 寮内における文書回覧、掲示及び印刷物の配布等は、寮監に願い出て許可を受けなければならない。

(アルバイト)

第16条 入寮者は、アルバイトをするときは、所定の様式により、場所・期間等を寮監に届出なければならない。

(施設等の保全)

第17条 入寮者は、学生寮の施設・設備の保全及び保健衛生に意を用い、防火及び災害の防止に努めるとともに、これらに関する本学の指示に従わなければならない。

2 入寮者は、故意又は過失により施設・設備を滅失、破損又は汚損したときは、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(退寮手続)

第18条 退寮を希望する者は、退寮日の1ヶ月前までに、所定の様式により退寮願を学長補佐に提出するものとする。

(退寮措置)

第19条 学長補佐は、入寮者が、次の各号のいずれかに該当するときは、退寮を命ずることができる。

- (1) 学生寮の規則に違反したとき
- (2) 寮生としてその本分をわきまえない言動等のあったとき
- (3) 第8条の納入金について理由なく納入を怠ったとき
- (4) その他寮生活に不相当と認められたとき

(退寮時の点検)

第20条 退寮する者は、退寮に際し居室及び居室に附帯する設備等について、寮監の点検を受けなければならない。

2 第17条2項の規定は、退寮時の点検によって判明した原状回復に必要な経費の弁償について準用する。

(剣志寮)

第21条 剣志寮に係る入寮、退寮等の取り扱いは、別に定める。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、学生寮に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規程は、平成22年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成27年4月1日から施行する。
3. この規程は、平成30年4月1日から施行する。

学 年 曆

2026年度 学 年 暦

短期大学部

[前 期]

4	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	4
					在学学生 オリエン テーション	新入生 オリエン テーション	
	5	6	7	8	9	10	11
	在学学生 履修登録締切 新入生 オリエンテーション	入学式	新入生 オリエン テーション	新入生 オリエン テーション	サークル 紹介	前期 開講	
	12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25	
			新入生 Web履修 登録締切				
26	27	28	29	30			
5						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
					月曜 授業	水曜 授業	
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
31							
6		1	2	3	4	5	6
							体育祭
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30				
7	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	
8							1
	2	3	4	5	6	7	8
							期末試験 予備日
	9	10	11	12	13	14	15
		夏期休業 →9/16					
	16	17	18	19	20	21	22
						集中講義	
23	24	25	26	27	28	29	
			Web 成績発表 (前期卒業生)				
30	31						
							集中講義
9						1	2
							3
							4
							5
							集中講義
	6	7	8	9	10	11	12
	Web成績発表 (食物 初教・専攻)		在学学生 履修変更 締切				
13	14	15	16	17	18	19	
	前期 卒業式		後期入学式 新入生オリ ンテーション	後期 開講			
20	21	22	23	24	25	26	
27	28	29	30				
			新入生 履修登録 締切				



BEPPU UNIVERSITY JUNIOR COLLEGE 2026

〒874-8501 別府市北石垣82

【大学事務局】

教 務 課 0977-66-9621

学 生 課 0977-66-9622

キャリア支援課 0977-66-9623

保 健 室 0977-66-9678

FAX 0977-66-3326

<http://www.beppu-u.ac.jp>